

平成29年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成29年（2017年）9月15日

大阪狭山市議会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【9月15日】

開会（午前10時29分）.....	1
現在までの経過説明及び質疑について.....	1
その他.....	97
閉会（午後8時18分）.....	97

大阪狭山市の魅力発信及び
発展に関する事業等調査特別委員会

平成29年（2017年）9月15日

本委員会に付託された案件

- 1．現在までの経過説明及び質疑について
- 2．その他

大阪狭山市議会
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

平成29年9月15日
(2017年)
午前10時29分開議
委員会室

1 出席委員は、次のとおりです。(15名)

上谷元忠	北好雄
井上健太郎	西野滋胤
須田旭	松井康祐
薦田育子	小原一浩
徳村賢	□岡由利子
丸山高廣	鳥山健
山本尚生	松尾巧
北村栄司	

1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

市長 古川 照人	副市長 高林 正啓
グリーン水素シティ事業推進室長 三井 雅裕	
政策推進部長 田中 斉	総務部長 竹谷 好弘
健康福祉部長 水口 薫	都市整備部長 楠 弘和
市民生活部長 山田 裕洋	教育部長 山崎 正弘
上下水道部長 能勢 温	
グリーン水素シティ事業推進室次長 井上 知久	
政策推進部秘書グループ課長 堀 慶祐	
政策推進部人事グループ課長 森 浩子	

1 本会議の書記は、次のとおりです。

議会事務局長 伊東 俊明	議会事務局次長 山本 一幸
--------------	---------------

午前10時29分 開会

丸山高廣委員長

皆さん、おはようございます。

建設厚生常任委員会に引き続き、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に委員会での発言についてお願い申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は着席のままです。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず委員長と一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後、発言されるようよろしくお願いいたします。

それでは、委員会に入らせていただきます。

最初に市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長。

古川照人市長

委員会始まる冒頭に頂戴いたしましてありがとうございます。一言おわびを申し上げさせていただきます。

ただ、おわびを申し上げる前に、今回市長という立場もございますし、また、メルシー for SAYAMA株式会社の代表という立場でもございますので、発言内容につきまして、それをきちっと整理して話をするというのは非常に難しうございますので、場合によっては、メルシーの立場での発言になることもあるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、今議会の各議員からのご指摘をいただいております。特に、グリーン水素シティ事業推進室を立ち上げてから、もしくは立ち上げる前の準備段階もそうですけれども、当該職員が管外旅費につきまして、一部規定に従わずに不適切な事務手続を行っていたということが明らかになりました。それをもとに、今、内部で調査チームを立ち上げて、現在、調査をして、最終段階まで今、来ております。この後もそれらの報告もあるかと思っております。ただ、そのような不適切な事務処理があったということについては確認がとれておりますので、その点について、まず、おわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

そしてまた、今議会の冒頭にも報告ということで出させていただいておりましたメルシー for SAYAMA株式会社の第1期の決算の修正ということでもあります。本来でありますならば、あってはならないことであります。ただ、この4月に事務を引き継いでから、いろいろと新たな資料が出てきたりしまして、修正をしなければならぬ事態に至ったということについては間違いございません。この点についてもおわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

いろいろとグリーン水素シティ事業関連の事業スキームもしくは関連する企業との契約内容についても、今、るる整理をしておりますが、本来、最初の段階できちっとした事務処理をしていなければいけなかったものができていなかったということもあります。この点についてもおわびを申し上げさせていただきたいと思っております。

これまで議会の皆さんと、そしてまた、市民の皆さんと、いろいろとグリーン水素にかかわるご意見、またご批判もいただいております。その中でも、特に議員の皆さんにおきまし

ては、非常に多くのこの事案に対する審議時間をおかけすることとなっております。本来であれば、こういう事態は早期に対策を打って解決しなければならないんですけれども、どちらかといいますと、こちらからの答弁が曖昧であったり、また、修正をしなければならなかったり、また、本来あるべき資料が提出できなかつたり等、議会の皆様初め、市民の皆様に大変ご迷惑をかけてきたという点もございます。

そしてまた、何はともあれ、一番の議会と行政との信頼関係というものが今は本当に揺らいでしまっている状態で、いち早く信頼関係を再度構築する必要があるというふうに認識しております。

それらを肝に、今後はしっかりと本来あるべき行政手続といいますか、事務手続をしっかりと行っていくこと、当然そこには法令遵守、コンプライアンスを守っていくということ、そういうこともきちっと踏まえながら対応をしていきたいというふうに思っています。

ただ、現在、立ちどまって、これらの事業を整理しております。その中で、いろいろと新たな課題も見えてきている部分もあるでしょうし、それらを解決するのに、正直、まだ時間を要している部分もあります。時間は多少まだかかるかもわかりませんが、一つひとつ不適切な事務についてはきちっとした対応をしていきたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

この後、担当のほうから、それぞれ、これまで要求のあった資料についての説明をさせていただきますけれども、また質疑のほうにつきましては真摯に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

丸山高廣委員長

続きまして、本日の委員会の開催に当たりま

して、市から資料が提出されております。その内容につきまして、グリーン水素シティ事業推進室長から説明をお願いいたします。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

それでは、資料の説明のほうに入らせていただきます。

まずもって、ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

6ページ目になります。

大阪狭山市グリーン水素シティ事業等調査チーム調査報告書とございますけれども、そちらの本文の上から5行目なんです、中ほど右の文章につきまして、「これらについては」という文章がございますけれども、管外出張、ここ、「名」という字を1字削除のほうをお願いしたいと思います。すみません。ですので、ここは管外出張の事務手続ということですすみません。

丸山高廣委員長

皆さん、ご理解いただけましたか。できました。修正はそれだけですか。

じゃ、説明をお願いいたします。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

それでは、お時間頂戴しまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。

資料の下に1という文字を書いておりますけれども、こちらにつきましては、去る8月24日に開催されました全員協議会のほうでお配りさせていただいた資料と同じものがございます。

まず、1ページ目の1につきましては、旅費の支出ということで、項目、見出しがございます。(1)は調査方法です。対象者と調査期間、調査方法につきましては、前回の資料と同じものがございます。

続きまして、2番の判断基準につきましても同じように、平成27年度と平成28年度につきましても、前回の資料と同じものとなっております。

す。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいんですけれども、調査票の集計でございます。こちらにつきましては、8月21日以降、再度調査チームにおける精査を行った結果、2ページ裏面の(3)調査票の集計で一部変更が生じております。8月21日現在でお示しさせていただいた数字は括弧書きで書かせていただいているものでございまして、主に変更になった理由につきましては、同じ出張日に同行していた者の判定が異なっていたので、同一の取り扱いに変更したものでございます。

平成27年度につきましては、内訳のほうをごらんいただきたいんですけれども、管外出張命令簿と実施が同じで、かつ企業、団体の回答も同じ、二重丸の評価なんですけれども、これが平成27年度につきましては7件が5件、平成28年度が13件が14件に変更しております。

同じく、その下なんですけれども、管外出張命令簿と実施や企業、団体の回答において、時間や場所が異なるというものにつきましては丸印の評価になっておりまして、これにつきましては、10件が13件、22件が21件となっております。

その下なんですけれども、企業、団体からの回答がなく、全く突合ができないということで、こちらにつきましては、7件が6件、平成28年度については同数でございます。

合計件数につきましては、64件ということで同じものとなっております。

3ページ目につきましては、平成27年度におけます大阪狭山市の魅力発信及び発展に関するプロジェクトチームの関連業務に係る管外出張の一覧表でございます。先ほどごらんいただきました(3)の調査票の集計の個票というか、内訳となっております。平成27年度でご紹介させていただきますと、表の左側からなんです

けれども、出張した日付、その横は内容、その横に出張者、用務先、復命書の情報として用務先、評価、評価理由ということで書かせていただいております。なお、空欄につきましては、評価理由のところに書いておりますように、口頭による復命ということで、存在していないので空欄という形でお示しさせていただいております。

この中で、先ほど変更になったものとしまして、ご紹介させていただきますと、8番の1月26日の出張の分が、当初これは二重丸という評価でしたけれども、こちらにつきましては丸の評価ということで、一部調査不能ということで変えさせていただいております。

それ以外に、12番と13番なんですけれども、12番ですと、当初二重丸でしたけれども、一部調査不能と口頭による復命ということですので、二重丸が丸になりました。

同じく、13番の部分ですけれども、これも当初三角の評価でしたけれども、その下の14番、15番と同じ1つの組で行かれているという評価ですので、同じ評価ということで丸印に変更しております。

25番から28番につきましては、こちらにつきましては、管外出張命令簿もなく、復命もないような状況のものでございまして、同じく旅費の支出もないということでお示しさせていただいております。

同じく、次、4ページ目をお願いします。

平成28年度でございます。こちらにつきましては、変更の部分につきましては、10番のところなんですけれども、平成28年10月13日から14日の分です。こちらにつきましては、ほかの同行者と同じ評価ということになりますので、当初丸印でしたけれども、二重丸ということで変更させていただいております。

評価におきましては、いずれも大阪狭山市の

職員服務規程の第19条第5項で、職員は出張が終了したときは速やかに所属長に復命しなければならないということになっておりますので、それにつきましては、その時点では口頭でも文書でもということでしたので、そちらの評価につきましては同等の評価としております。

また、第2項におきましては、職員は出張の途中において、用務の都合によって、出張先を変更する必要がある場合は速やかに所属長の指示を受けなければならないということになりますので、これにつきましても、その当時におけますと、復命書による事後承認ということで評価しております。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。

資料1、説明資料ということで書かせていただいております。こちらにつきましては、去る8月24日の全員協議会のほうでご意見をいただいた部分の回答ということでお示しさせていただいております。

まず、(1)ですけれども、調査チームによる調査に対する回答がない企業名の公表についてということですが、こちらにつきましては、大阪狭山市情報公開条例、解釈と運用ということで、第6条第2項に、法人等に関する情報において、「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開とする」と定められておりますので、公表につきましては、法人等の社会的評価、社会的信用等に関する情報に当たるものとして、非公開とさせていただきます。

(2)の平成27年度の10月1日から2日の宮内庁に行った出張についてということなんですけれども、平成29年9月7日なんですけれども、大阪府のほうの人事・栄典グループのほうに確認をしたところ、当時の職員のお話では、メモ

等に記録が残っているものはないが、大阪狭山市が宮内庁と連絡をとり、面談を予定していたという記憶をいただいております。

(3)ですけれども、平成28年4月12、13日の小林市の出張につきましては、先日の一般質問でもお答えさせていただいておりますように、小林市へ照会を行った結果、小林市が本市職員の交通費及び宿泊費を支払う予定はなかったということが確認できました。

また、当該職員に再度ヒアリングを行ったところ、小林市が旅費の負担をすることの、その支給がなかったということであり、旅費等についても当該職員が立てかえているということが判明しました。市では、当該出張を公務と判断しており、個人が公務に係る費用を負担することは適切でないため、速やかに当該職員に正式な請求を促し、その請求があれば正式な手続をした上で、当日の旅費の支払いをしていく予定でございます。

(4)打刻のないものに関する資料についてということなんですけれども、先ほどの3ページ、4ページの資料のほうの下の、例えば平成28年度ですと、41番から45番、前後して申し訳ございませんが、3ページ、平成27年度ですと25番から28番ということでお示しさせていただきたいと思います。

続きまして、資料の6ページ目なんですけれども、この7月に立ち上がりました調査チームの報告ということで記載させていただいております。少し読ませていただきます。

管外出張命令簿及び復命書により、職員と企業、団体への調査を行い、企業、団体からの回答をそれぞれ突合した結果、用務先の変更などの手続を行っていないものが多くあり、事務手続を行っていたことがわかった。また、調査過程において、出退勤システムに出退勤の打刻がなく、出張した形跡があるものを9件確認し、

これらについては管外出張の事務手続を行わずに出張していたことが判明した。

さらに、平成28年4月12日から13日の小林市への出張2件については、交通費及び宿泊費の支出元に不明な点があり、当該職員が旅費を立てかえている事実も判明した。職員個人が公務に係る旅費を立てかえることは不適切であるため、速やかに当該職員に対して正式な手続をもって請求を行うよう促す。

なお、今回の企業、団体への調査はあくまでも調査チームからの協力の範囲でお願いするものであるため、全ての対象企業、団体からの回答を得られていない状況である。今後、企業、団体から新たな事実が判明次第、調査を行い、市長へ報告するというところでまとめさせていただいております。

資料1につきましては、以上でございます。

それでは、資料2の説明に入らせていただきます。

7ページをお願いします。

こちらにつきましては、大阪狭山市ため池等太陽光モデル事業における事業スキームでございます。こちらにつきましては、去る全員協議会でお配りさせていただいたものと同等のものでございます。

その中で、8ページ目をごらんいただきたいんですけども、ご質問いただいた内容についてまとめさせていただいております。

まず、(1)ですけれども、接続検討申し込みということで、先ほどの事業スキームの に出てくるんですけども、そこにおける技術的事項に関する連絡先にグリーン・アース・パワー・ジャパンと記載しており、その図面等の作成の依頼についてということですが、平成27年11月19日付で、大阪狭山市が関西電力に申し込んでいますけれども、添付された図面作成等に係る契約書類はメルシー for S A Y A

MAには存在しないということであり、本市にも存在しない状況でございます。

2番目、工事請負契約書による株式会社開成プランニングへの請負代金の支払いについてということですが、平成28年7月29日に業務委託基本契約書の締結以降、株式会社共立電機製作所により工事が進められ、資金調達については株式会社共立電機製作所のグループ企業である有限会社グッドセンターコンサルティングが行っているという状況でございます。その中で、代金の支払いも行われているようだが、メルシー for S A Y A 株式会社にはその代金の支払い関係の資料は存在しないということでございます。

3番目、施工体系図についてということですが、こちら別添のとおりということで、その裏面の9ページをごらんいただきたいと思っております。発注者名及び工事名です。あとは元請ということで左側のほうに書いておまして、それぞれ協力会社のほうを一覧として書いております。

もう一つですけれども、材料承認願いということで、10ページ目なんですけれども、主要材料のリストということで一覧表を上げております。それぞれ添付の資料につきましては、ちょっと本日お持ちしているんですけども、かなり膨大な資料になっておまして、もし、ご希望がございましたら、閲覧していただけるようにはお持ちさせていただくかしますので、今ちょっとこちらのほうに持っております。

丸山高廣委員長

皆さんにお配りするにはちょっと多いのでということです。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

資料2の説明については以上でございます。

続きまして、資料3のほうに移らせていただ

きたいと思います。

メルシー for SAYAMA株式会社第1期決算修正の比較ということで、資料3で書かせていただいております。こちらにつきましても、全員協議会でお配りさせていただいたものと同じでございます。

11ページ、12ページがその当日の資料となっております。

13ページ目をごらんいただきたいんですけども、その中で頂戴しましたご質問の内容でございます。

まず、(1)ですけれども、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル業務委託基本契約書の特例措置に関する覚書の提出についてということですが、現在、メルシー for SAYAMA株式会社と相手方である株式会社共立電機製作所と公表について調整中ということで、本日、こちらのほうにおつけすることが間に合いませんでしたので、ご了解いただきたいと思っております。

(2)の大阪狭山市ため池等発電モデル業務委託基本契約書の特例措置に関する覚書で入金された1,700万円税抜きの用途についてということで、別添のとおりということで、14ページ目、1枚めくっていただきますとその後ろの面なんですけれども、そちらのほうに1,835万9,136円、振り込みの手数料を引いている分ですけれども、その分の用途の明細ということで書かせていただいております。

平成28年9月30日、入金後の用途ということで、第1期分、10月31日までの分の明細を計上しております。4項目ございまして、ごらんのとおりとなっております。

平成28年11月1日以降、第2期に入る分ですけれども、それにつきましても、主要な項目について大きく4つ書いております。ごらんのとおりとなっております。

合計につきまして、第1期、第2期、合計しますと1,566万6,009円ということで、差し引き残高については269万3,127円ということになっております。

その隣の15ページ、16ページ目につきましては、今回の決算修正におけます内訳というか、内容の項目とちょっと簡単な業務の内容を一覧として書かせていただいております。15ページ目が1番から13番の項目、16ページ目が14番から17番の項目を書かせていただいております。

ご質問にもありました勘定元帳の提出ということで、17ページ目に総勘定元帳をつけさせていただいております。頭が普通預金から始まりまして、21ページ目に仮払金、22ページ目に附属設備、23ページ目に工具、器具、備品、24ページ目に商標権、25ページ目は開発費、26ページ目は未払い法人税等、27ページ目が前受金、続きまして、28ページ目が借入金、29ページ目が資本金、30ページ目が売上高、31ページ目が消耗品費、32ページ目が事務用品費、33ページ目が支払手数料、34ページ目も同じく支払手数料で、35ページ目に委員謝金が来ます。36ページ目に受取利息と来まして、37ページ目、最後ですけれども、法人税、住民税及び事業税となっております。

以上、雑駁な説明でしたけれども、資料の説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

丸山高廣委員長

ありがとうございました。

前回の委員会では、これまでも再三求めてきましたため池等太陽光発電モデル事業におけるメルシー for SAYAMA株式会社と関連企業との関係を明らかにすること、また、こういった関係性を明らかにする中で、本市とのかかわり、グリーン水素シティ事業等に関する管外出張旅費について、庁内で徹底的な調査を求め

てまいりました。

他方で、今定例月議会においては、メルシー for SAYAMA株式会社の第1期決算の修正について報告がなされたといった状況にあります。

これまでの委員会におきましても、事務手続などが適正にされていたのかどうかなどを初めとし、広範囲にわたってさまざまな質疑により、その都度、新たな疑問や課題が提起されているように思っています。

そこで、今回の委員会では、前回の委員会以降、市から議員の皆さんに報告された内容や先日の一般質問でのやりとりなどを踏まえまして、質疑の内容を絞り込んで実態の解明などを深めてまいりたいと考えております。

先ほど少し触れましたように、1つ目はグリーン水素シティ事業等に関する管外出張旅費について、庁内で徹底的な調査を求めてまいりましたので、公務出張旅費の支給等について、2つ目といたしましては、現在、もう既に進められているわけではありますが、依然としてメルシー for SAYAMA株式会社と関連企業との関係、本市とのかわりが明確になっておりません。ため池等太陽光発電モデル事業にかかわる事業スキーム等について、3つ目といたしまして、今定例月議会において、メルシー for SAYAMA株式会社の第1期決算の修正について報告がなされたわけではありますが、その経理のあり方についてはさまざまな疑念を抱く状況となっておりますので、この決算の修正について。ただいま申し上げました3点について、それぞれ分割して質疑等を行い、調査を進めてまいりたいと存じます。

まず、1つ目の公務出張旅費の支給等について、質疑をお受けいたします。

小原委員。

小原一浩委員

徹底的な調査をとということがあったんですけども、これ、じゃ、出張したとか何かいうの、1人からはなかなか聞けないという、ちょっと休暇をとっておられるということですけども。例えば小林市にしても、ほかのところにしても、こういう人が行きましたとか、調査の方法ですけども、私は、調査するのはいいんですけども、大阪狭山市のほうから、この人はいついつ行きましたかとか、そんなふうな聞き取り調査をしたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

調査につきましては、まず、職員が既に出しております管外出張命令簿と復命書をベースに、まず、職員のほうにいついつ行きましたかという確認をとりました。それをもって、先方のほうに、今、小原委員おっしゃるように、調査、照会をかけたような状況でございます。

まず、調査につきましては、事前にちょっと電話連絡を入れさせていただいて、こういう調査を今行っていますということでご協力いただけますかという一言を添えさせていただいて、協力させてもらいますということであれば調査票を送っているような状況ですので、いきなりぶしつけに相手のほうに調査票を送っているという手段はとっておりません。

以上です。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

これは私の意見なんですけれども、そんなのを関係のところへ、大阪狭山市ですがというて、この人行っていましたかとか何か、そんなの聞くというのは正直言って格好悪いという気がするんです。格好悪いどころか、大阪狭山市自身

の、相手から見たら、何ていう市やなという感じで受け取られるん違うかなと思って。それで、徹底調査は言ったけれども、基本的に我々が関心あるのは、契約の存在、契約がおかしいかどうかとか、そんなのを調査してもらったらいいで、全部が全部、これに注力していたわけやないけれども。こういう出張のあれは、民間であるけれども、それやったら総務の誰かがちょっと調査すると何かでいいんで、そんなに大げさにわっと時間をかけた上に、相手にも何ていう市かなと思われるようなことで調査したとしたら、ちょっとおかしいなと。格好悪いし、大阪狭山市自身の、当事者は何も言わんかもわからんけれども、何ていう市やろうなと思われるのが。そういうようなことを考えた上で調査されたんかなと思ひましてね。正直言うて、こんなの方々のところへ、官庁も含めて、やったというのは、もし、それでやったとしたら、私はその調査方法は間違ってるなと。

それと同時に、先ほど言いましたように、民間であれば、総務とか何か担当してそんなのやるわけですから、こういうところでばっと出して、これは公開するということはええけれども、これはちょっと問題と思いませんか。

丸山高廣委員長

小原委員、これは委員会で要請しているわけなんですよ。ですので、こんなことを調べるのがおかしいとかいうのはまた違う話になってきますので、あくまでも資料の内容について、今、質疑していただきたいので。

小原委員。

小原一浩委員

資料の内容について見て、そういうやり方とか何かいうのが、私から見たら、ちょっとおかしいという感じがしたんで言うたんであって。ただ、徹底して調査してくださいというのはいいけれども、立ちどまって調査するというもの

の主たるものは、この事業自身が変なことにならないように、それと契約とか何かいうのをきちっとした上で、おかしかったら直す必要があるとか、そういうことを主としてやるのであって。とにかく、そこへ行っていきますかと、そういう調査をやったらとしたら、まことに残念であるということだけ言うておきますわ。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

すみません。宮内庁の件なんですけれども、先ほどの報告の概要の説明の中でありました、大阪府に確認したところ云々というお話でしたが、これは宮内庁の都合によりキャンセルされましたとある出張なんですね。大阪府がキャンセルしたんじゃないんです。宮内庁がキャンセルされたのかどうか大事なポイントなんです。この説明文では、大阪府の確認だけですから、これでは調査をしたことにはなりません。宮内庁はどのようにお答えされたのですか。宮内庁の回答は求めたのですか、お答えください。

丸山高廣委員長

この件については、大阪府のほうでは大阪狭山市が単独で最初、連絡をとっていたというのも聞いているんですけども、その辺も含めて、もう少し詳しくお願いいたします。

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

今、宮内庁のほうに出張云々のお話でございますけれども、もともと管外出張命令を受けた時点では、宮内庁ほかということで、用務先の一つに宮内庁を予定しておりましたけれども、結果的に宮内庁には先方の都合により会えなかったというふうなことで、それについては復命書で行き先を訂正といいますか、実際に行った用務先を報告しているというところでございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ごめんなさい、答えになっていません。

宮内庁の都合によりキャンセルと書いてあったことが事実なのかどうかを聞いているんです。宮内庁でなく、ほかのところへ行ったのは事実ですから、この出張は事実ですじゃなくて、宮内庁の都合によりキャンセルされて、行き先が変わったのでしょうか。こちらの都合ではなく、宮内庁の都合によるキャンセルと、ここ、公式な文書に書いてしまっているんですよ。これ、宮内庁の職員が見て、間違いない、私たちの都合でキャンセルしたんだとおっしゃったのですか。そこを確認しているんです。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません、宮内庁に行ったかどうかという、直接そちらには問い合わせさせていただいておりません。現在のところ、確認させていただいたのはその前段階であります、大阪府のほうの人事・栄典グループのほうに確認したという状況だけです。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もともと監査をすべき状況ではないですかというところから、この調査を始めもらったわけですね。行政独自の、みずから自分たちのことを調査し、丁寧に報告するというその言葉を信じて、私たちは、私は少なくとも監査をすべきであるという立場ですけれども、今回、行政の職員の調査を待とうということで、3カ月待たせていただきました。

その結果、宮内庁に直接問い合わせられていない。その状況は本気で調査をされようとしていたのか。一番かなめのところについて触れていないわけですから、この調査ではまず、不十分だということを意見しておきます。行かれていないのは行かれていないです。問い合わせもされていないようですから、この調査報告では不十分であることを申し添えて、宮内庁に対して、きちんとこの文言が正しいのかどうかをただしておかないと、宮内庁がもしも、キャンセルしていませんよと、来られなかったのはそちらの都合ですよと言われてしまったときに、こんな失礼な公式な文書はないわけですよ。

これはため池フォーラム もともとはため池サミットと言っていました、そこに、皇太子殿下をお迎えするんだと、その話からこの宮内庁という言葉があるはずですよ。それは議員皆さん、聞いています。皇太子殿下をお呼びするんだという話を聞いています。その確認に行かれる、その調整に行かれているのではないのですか。日程的にもそのタイミングのほうですよ。宮内庁にきちんと皇太子を大阪狭山市で開かれるため池サミット、ため池フォーラムにお越しくださいというお話を一市町村である大阪狭山市が直接、ダイレクトにお話をするのができたのかどうなのか。この出張命令簿、復命書に書かれていることが事実なのかどうなのかを確かめていただかないと、調査をしたとは言えませんから、今のことを踏まえて酌んでおいってください。

もう一つ、質問させていただきます。

小林市への出張ですが、本会議でも私は述べましたが、問題がすりかわってしまっています。もともと書類にはメルシー研究会が負担とありました。それがメルシー研究会ではなく、小林市となりました。こうなっているだけでも問題ではないのですか。手書きで書かれているので

はありません。きちんとパソコンで打ち込まれたメルシー研究会という文字が手元にあります。打ち間違えたという過失は重大な過失ではないのですか。

そして、小林市が支出していないのであれば、支出されていないという話が確認できましたと報告がありましたよね。そうであれば、もともとのメルシー研究会について調査すべきではないですか。ありもしない団体名を公式の文書に記載したのであれば、これは大きな問題行為ではないのですか。これは過失ではないのではないですか。ありもしない団体名を記載したということで小林市と変更されるのであれば、この行為は問題行為ではありませんか。確認させてください。お答えを求めます。

丸山高廣委員長

今、2つ出ました。宮内庁への確認をすること、これは再三、確認してほしいということは言われていると思うんですが、それにもかかわらず、まだ確認されていないということについて、少しどうなのかなという点があります。

あともう一つは、メルシー研究会自体の調査がなされていないのに、その件についてはどうするのかということですね。小林市の支出もそうですけれども、その件についてお願いいたします。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

先ほどの宮内庁の件ですけれども、連絡方法なんですけれども、直接こちらから問い合わせをした経緯があった、これはちょっと余談なんですけれども、府の人とちょっと確認したときに、直接市のほうがどうやらアポをとっていたみたいで、それは直接そういう受付はしていないということでしたので、今回、一旦大阪府のほうにそれを聞いたところ、一旦府を通じて、そういう話はしてくださいということの、前回、

うちの職員のときはそういうふうに指導されたらしいんです。ですので、今回も調査は一旦、大阪府のほうに人事・栄典グループに聞いて、その答えだけなので、直接そこから、まだダイレクトに、こちらのほうから宮内庁に、それを聞いたものですから、連絡は入れられなかったという状況です。ですので、確認しておりません。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

調査チームの関連で、関係者の方に意見聴取をさせていただいたんですけれども、メルシー研究会という組織はないということは、全員の方の意見としては聞いているんですが、実際になぜ、この名称を記入したのかという部分につきましては、何度か聞き取りをさせていただいたんですが、現時点では不明な点が多くて確認はできておりません。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の室長のお話ですと、まず、宮内庁の件ですが、大阪狭山市が宮内庁にダイレクトでそういうアポイントをとることは不可能であるということで間違いございませんか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

電話での聞き取りですけれども、今、大阪府の方に確認したら、そういう状況でしたので、その旨お伝えしております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

大阪狭山市がダイレクトに、直接、宮内庁に問い合わせすることができない状況にありながら、なぜ宮内庁から直接、大阪狭山市にキャン

セルしますという連絡があるのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません、そこまで当該担当者のヒアリングはできておりませんので、お答えはちょっとしかねます。すみません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

これは当事者への回答を求めるまでもなく、制度上、あり得ない言葉が書かれてあるわけでしょう。違うのですか。

丸山高廣委員長

副市長、どうですか、これ。

副市長。

高林正啓副市長

今、担当から申し上げますとおり、なかなか宮内庁までたどり着くということが、大阪狭山市としては基本的には、ダイレクトにできないということは、こちら大阪府の確認で、担当が申し上げたとおり、とっておりますので、非常にその辺が調査する上では壁となっておりまして、現時点では壁を乗り越えていない状況は、繰り返しになりますけれども、そういう状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員の質問に対して、答えになっていないと思いますので、そもそもそういうことを書くのがいけないんじゃないんですかということだったと思うんですけれども。

副市長。

高林正啓副市長

当時、担当が宮内庁に行けるように私のほうで調整をさせていただきますということは聞いておりました。ただ、その調整が大阪府の栄典グループ、そういったことを通じてやるという

ことですので、当然、当該職員は府から出向している職員でございましたので、そこは府で調整していただいておりますということを言ったことは記憶があります。

ただ、それが井上委員おっしゃるように、本来、そんなことができるんかいなというのは私も常識的には思います。ダイレクトに宮内庁は無理やだと思いますが、ただ、その当時の担当は府を通じてならいけますということは聞いておりましたので、どのような形でやりとりしたかというのは本人に聞き取りをしないことには、本当の事実がわからない、今の状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

いやいや、難しいな。大阪府に確認したところ、そんな話はあったけれども、アポイントをとった大阪府はとっていないんでしょう。そこは確認できているわけでしょう。大阪府として話は聞いているけれども、直接、大阪狭山市の間を取り持って、宮内庁にアポイントをとらせてもらった、調整つきましたということは確認できていないわけでしょう。その話はなかったということでしょう。確認できてなかったって、そういうことはございませんというのが確認したことじゃないんですか、今の説明文でしたら。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

あくまでも当時の大阪府の担当職員の記憶の話では、大阪狭山市と宮内庁とのやりとりはあったけれども、府としては関与というか、経由している話ではないということでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

間を取り持って、府からの出向の職員でありましたので、府を通すことなく、元なのか、府に在籍している職員でもあるということで、直接アポイントがとれたとして、依頼をした文書とかは確認できていないわけでないのですか。確認できているんですか、副市長。

丸山高廣委員長

委員長と一言お願いします。

副市長。

高林正啓副市長

書面の確認はしておりません。あくまでも口頭による報告しか受けておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

その口頭の報告を聞かれて、副市長は、あり得ないと思ったのが第一印象なのでしょう。大阪狭山市の職員が宮内庁と直接アポイントをとるなんてあり得ないと思われたわけでしょう、第一印象として。それが実際に行かれはった。東京に行っているのは事実、ほかの企業を回っているのも事実、それは事実で構わないですよ。

宮内庁の都合によりキャンセルと書いてしまったことが誤りであるのかわからないのかは、大きな問題を生むんじゃないのですか。市制40周年、市制50周年、100周年と数えていったときに、あるいは築造1500年迎えたときに、皇太子に来てくださいという話をしたときに、こんなことを書いた市に行く必要ないよねとなるんじゃないんですか。物すごく失礼なことを書いているかもしれないんじゃないんですか。だから、僕は確認したいわけです。先方に迷惑かけませんか。僕、小林市でも聞きましたよね、先方に迷惑かけませんか。宮内庁の都合によりキャンセルとあることの確認にはなっていません。宮内庁に直接確認されることは副市長、あるいは

市長としてお考えがありますか。もうそれだけでいいですから、お答えください。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

この件につきましては、やはりまだ事実が確認とれていないということですので、改めて当該担当の者に面談というか聞いて、そこで、どのような形で確認できるかという手法と申しますか、そういったものを確認した上でやらないと、井上委員の回答につながらないのかなというふうに、今思っているところでございます。

ただ、常識的には、おっしゃるように、普通、宮内庁が簡単に、はいはい、よっしゃ、会うたろうかというわけにいかんのかなとは思いますが、ただ、大阪府の立場でいったときに、これは私どもは府の職員としてはそういう対応は、府という組織でもってできますよというようなことを信用していたのは事実でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

答えてほしいことは、副市長、そこではなくて、本市として宮内庁に対して、本市の職員がお伺いをするような話があったのですか、企業に確認したように、1月12日、この日付でそちらにお伺いするという話で命令簿を出されているんですけども、出張させたのですが、宮内庁、そちら様の都合でキャンセルになってしまったので、行き先としては変更になりましたと報告を受けていますと。疑義が生じて議会で取り上げられていますので、申し訳ありませんが、宮内庁の当時の担当の方に、大阪狭山市からこの日に会合を持つような記録が残っていますか、残っていませんか。宮内庁に直接大阪狭山市から問い合わせが、今おっしゃっているようにできないのであれば、大阪府に対して、申し訳あ

りませんと。この件については疑義が生じていますので、大阪府、申し訳ないですけども、大阪狭山市の職員の行動を明確にするために、宮内庁へこの日程で大阪狭山市と面談する、会合する予定がありましたか。ありました。その日、宮内庁内で別件が生じたので、お相手することができなくて申し訳なく思っていますという回答があれば、このとおりなんです。宮内庁の都合によりキャンセルなんです。

大阪府を通して、宮内庁に確認したところ、その日、大阪狭山市とのアPOINTはありませんよ。会議室も押さえたりしていませんよ。そもそもそんな話、ありませんけれどもという回答が来れば、この宮内庁の都合によりキャンセルという文言は虚偽の記載であり、それであるだけでなく、宮内庁、先方に対して物すごく失礼な一文になっているわけですよ。直ちに修正させなければ もう修正ができないでしょうけれども、謝罪しなければならぬじゃないですか、このような文書を残してしまったことを。だから、私は言っているんです。

副市長に確認したいのは、今私が述べたように、直接宮内庁に確認できますか。あるいは大阪府を通して、宮内庁に確認していただく作業をとれるのですか、とれないのですか。イエスかノーでお答えください。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今、委員のご指摘のような形で、大阪府の人事・栄典グループのほうと調整をさせていただいて、とれるようにお願いをしたいと、そのように思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

いつまでに行動に移していただけますか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

速やかに対応させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

その行動は庁議を諮ったりすることなく、副市長みずから行うのですか。どのような態勢でその回答を求めるのですか、お答えください。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まずは、府のほうとその点については協議をさせていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

府との協議を進めるということですね。府との協議が不調に終わった場合は、直接、宮内庁へ副市長みずから回答を求める対応をしていただけのですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

その点も含めまして、基本的にどういう形で、府を通じて、そういうコンタクトといたしますか、文書受け取りといたしますか、あるいは調査に協力といたしますか、そういったものが窓口的に開かれているのか、そこは一切今の時点ではわかりませんので、そこはそういうパイプ役になっていただいております府と相談をさせていただいて対処していきたいと、そのように考えております。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。これは決算審議にかかわってくる話ですから、ゆっくりしてい

たらだめやと思うんですよ。速やかにやらないと。速やかにやりますと言っていますけれども、決算審議に影響するというをよくおわかりいただいてやらないとだめですよ。

井上委員。

井上健太郎委員

今、委員長が言ってくださったんですが、この件については本当に疑義が生じてしまっていることとあわせて、このようなことがほかの、その後、小林市の質問もしました。まだ、答えがいただけていませんが、宮内庁については早急に確認をするということ。府との協議内容がどのような協議内容だったのかもきちんと報告すること。どのような内容でいつごろに答えをもらうようになりまして、あるいはどのような内容でお答えをもらうようなアポイントをとってもらうことはできませんでした。ついてはどのような対応をされるのか。今後の対応についても要るわけじゃないですか。しかも、それが速やかに必要なわけですよ。

副市長の姿勢をしっかりと見たいわけですが、でも、まず、この段階で確認されていない、今のことができていないということ自体が、真摯に受けとめ、このことを調査すると言われた言葉を支えるものになっていない行動だということはお認識いただきたいと思います。それは調査チームの皆さんに対して、申し訳ないですけど、時間を割いていただき、非常に苦労されたことは重々わかっておるんですけども、一番核心に入っていないのであれば、調査をしたとは、僕は言えないと思っています。

小林市の質問に戻りますが、ありもしない団体名……

(「ちょっと、僕、宮内庁関連で」の
声あり)

丸山高廣委員長

関連で。

北村委員。

北村栄司委員

出張命令簿を見れば、用務先が宮内庁ほかですよね。主目的が宮内庁となっていますでしょう。そしたら、本来は宮内庁とのアポイントがとれて、何時何分に本来、会議をしますという理由というか、ちゃんとしたものが前提になってこの出張をするという届け出になっていますよね、本来。

ということは、宮内庁の都合でキャンセルということは、本来考えられないんですよ。当日、ちゃんとした約束があって行くということで行っているわけですから。そうでしょう。だから、宮内庁の都合でといったら、よっぽどの理由とかがあるはずですよ。宮内庁関係で何ら別のことで、皇太子が何かあったとか、そんなことはちょっとできませんよみたいなことがあればあり得る話。ということは重大な事態が起こったはずなんです。それは、どんな理由かというのはすぐわかるはずですよ、行った本人に聞けば。だけれども、そのことが明らかにされていないということになれば、宮内庁はちゃんとした機関ですから、そこで一旦決めたものを当日すぐにキャンセルするなんていうことは本来考えられませんので、この申請そのものが本当に宮内庁に行くということで、そのことを目的として出かけたのかどうかということは、非常に疑問というか、考えられない。

2人が行っておるわけでしょう、これ。ですから、1人の方は病欠されていますけれども、もう一人の方はいてるわけですから、聞けばすぐ理由はわかりますよ。宮内庁の都合でというのであれば、どういう都合があったのか。そんなの何にもなしでキャンセルしませんからね。だから、そのことは行った本人に聞いてもらえば、それが言えないということであれば、これは信じられませんね。だから、出張そのもの

が宮内庁というふうにしていますけれども、これは違う目的で行ったんじゃないかと疑われても仕方がないと。だから、この点は明確にしてください。常識的に言って、ない話だと思うんですよ、私は。ということで求めておきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もとに戻りますけれども、小林市の出張の件に戻りますが、確認できない団体名を記載したことは、これは問題行為ではないのですか。確認できませんでしたということだけはいただいたんですが、その書き間違いをするという行為については間違いでいいよねというふうな、そのようなものなんですか。出張命令簿、復命書、書き損じがありました。まあ仕方がないかというふうな扱いのものなのですか。問題行為ではないのですか。確認お願いいたします。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

議員ご指摘のとおり、職員の服務規程の中でも、出張命令についてはきっちりと行き先等、前日までに届けなければいけないと書いております。このあたりを考えますと、この出張の申請自体については、問題はあるというふうに認識はしております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

一般質問でも市長に答えてもらったんですが、今、問題行為であるようなニュアンスのお答えをいただいています。このことに対しては市長としてはどのように対応されるんですか。ご自身も一緒に行かれていたので、行かれている事実は、それはわかっているんですよ。ただ、書面が間違っていた、誤ったことを書いている

と、正しくないことを書いていることに関しては行政としてあってならんことだと思うんですが、そこについてどのように考えておられるのか、もう一度きちんとお答えいただきたいんですよけれども。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

議会でもお答えさせていただきました。今、調査チームで何が事実かということで調査をさせてもらっています。

今回、当該職員に聞き取りをした段階で、いうならば、出張の命令簿もしくは復命書に間違いがあったということが今回の調査でわかったということでありますので、なぜ、それをメルシー研究会という書き方をしたかというのは、これはもう正直、その本人しかわかりませんし、本人もそこは間違いだということだというふうに認識をしております。ただ、事務的な手続に不適切な手続があったということは間違いありませんので、そこは認めざるを得ない事実であります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そこについては間違いがあったことは認めざるを得ないというふうなお答えいただきましたので、ちょっと先へ進めますね。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。関連で。

松尾委員。

松尾 巧委員

質問でも本会議でさせていただきましたけれども、この3番目です、説明資料の。

平成28年4月12日、13日、小林市への出張旅費の負担の件ですけれども、調査した結果、小林市が支払うものではなかったということが判

明したと。公務であると認められるので、個人が立てかえているのは、それは公費として支出をするというふうに書かれているんですが、これまでの委員会の経過を見ますと、先ほど井上委員が質問していましたように、当初メルシー研究会が負担するというふうに答えられました。その後、小林市が支払ってくれるんですというふうに答えられたんですよ。ほんで、私の記憶では、委員会で小林市にそれを渡すのを忘れましたということまで言われたんですよ。

本来、小林市が本当に支払うというふうなことであれば、それは何か招待をするとか、あるいは講演を依頼するとか、何か向こうの都合でそれだけのものがこちらに来ておかないと、小林市が支払うというふうなことにはならないと思うんですよ。こういうのはすぐわかることですよ。調べなくても、こんなのはすぐわかることで。

公費であるというのも、私は非常に支払うという点については疑問に思うんです。なぜかという、小林市が支払うというふうに当人は答えてきましたけれども、これはうそやったわけですよ。その前のメルシー研究会、これもうそやったわけですよ。うそをついて、管外出張しているわけですよ。これがほんまに公務として行って、公費で負担せないかんような出張なんかと。ここをお聞きしたいんです。

(「関連」の声あり)

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

その出張には市長自身も行っていきますよね。市長は、運賃はどうしたんですか、旅費。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

秘書のほうに確認しますと、秘書のほうでは

その手続はしていないというふうに聞いています。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。答えがちょっとおかしいんで。どういうことですか、意味がわかれへん。

担当。

田中 斉政策推進部長

秘書の担当のほうに聞くと、市長のスケジュール調整は、グリーン水素シティ事業推進室のほうから依頼があってスケジュールを押さえているというような確認はさせていただいています。

旅費については、一応グリーン水素シティ事業推進室で負担するというふうなお話をいただいているというふうには確認できていますので、市長自身の特別職の管外旅費については、本来、その時点で日当だけは支出するべきやったのかなと思うんですけども、市長のスケジュールだけを押さえてくれというお話だったので、秘書としては、一応、市長のスケジュールは押さえているというような状況で、現在まで至っているというような状況でございます。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時36分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

井上委員。

井上健太郎委員

もとに戻りますけれども、小林市に支払いの意思がなかったことは確認されていますよね。できているんですよ。今、北村委員がおっしゃったとおり、本人は小林市に請求書を渡すのを忘れたと。請求し忘れたので立てかえている

という話だったんです。わかりますか。小林市は支払う意図が、意識が全くなかった。それは確認できましたといただきました。その小林市に対して、請求し忘れたと発言されたのですよ。この発言はどう捉えますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

当該職員に、現在のところ、確認した状況をお伝えしているのが、今までお答えしたのが精いっぱい状況でございまして、本人が今、確認というか、そういうヒアリングができていないような状況ですので、今のところでは小林市から確認したところ、そういう事実がなかったという事実をお伝えしているのが関の山というか、精いっぱいの状況でございます。

丸山高廣委員長

何か今、秘書グループの方が来られていますけれども、発言されますか。いいですか。特にないんですか。

井上委員。

井上健太郎委員

非常に苦しい答えになりますよね、お答えとして。調査中ですので、当人からのことなので。でも、これ、家庭に置きかえたら、そんな話は子どもにどんなふうに指導しはりますか。子どもが、井上君が出してくれると言っている。出してくれと言うのを忘れていてん。お母さん、ちゃんと言いに行っておあげわ、井上君、ちゃんと100円払うてあげてと言いに来ました。僕、100円払う約束なんかしてへんけれどもと、そう返されるわけでしょう。そんなこと言うたらあかんと僕の子やったら言うでしょうね。

もとに戻りますけれども、請求し忘れたという発言をされるようなことで小林市が支払うということについて、間違いないと本人は言ったわけですが、この場において。小林市が支払うべ

きものであったのを請求し忘れたので立てかえていますと言ったわけですが、ここでの発言がひっくり返っているわけですが、実際調査したところ。調査によって、小林市は支払うというような意識はなかった。実際、そのような話はなかった。それが確認できました。ということは、ここでの発言は虚偽の発言になってしまうわけでしょう。うそとまでは言わないですけども、間違いであったわけでしょう。間違った発言をしているわけです。

そういった間違った発言をされる、うそともとれるような発言をされる、その方がメルシー研究会はなかったんですよという話を信じていいのですか。もしも、メルシー研究会が書類のとおりにお支払いしていたのだとすれば、今回市から支払うことは、研究会からの支払いと市からの二重払いになるんじゃないんですか。

市長の分も含め、3名分を立てかえ払いしましたということになっています。立てかえ払いしたのではなく、3人ともメルシー研究会が招待したのでメルシー研究会が負担していたのだとすれば、書類のとおりだとすれば、メルシー研究会から旅費の支払いをもらい、さらに、大阪狭山市からも支払いをもらう、二重取りになってしまいませんか。そのような疑いがある、不透明な状態のままでは、市は請求させますと言っていますが、請求させることは危ういのはありませんか。賢明な判断と思いませんが、本会議場でいただいた答弁では、早急に請求するよう促すという話をされていましたが、促していいのですか。促すことによって、彼が二重受け取りをすることになってしまわないのですか。その確認はとれていますか。確認をとらない以上、それを促してはいけないと私は考えますが、この件についていかがお考えでしょうか。

丸山高廣委員長

副市長ですよ、これ。

副市長。

高林正啓副市長

その確認といいますが、当該職員に対しまして、今のところ、精いっぱい聞き取りをしてくれていると思うんですけども、その辺の疑問符が当然、私どもも持っております。そこを解決するためには、本人から本当にどうなのかというのを、事実確認というのは今回の調査チームの使命でございますので、それが誰が見ても事実であるということが確認できるまでは結論は出せませんので、そこは精いっぱい追及していかざるを得ないのかなと思っています、事実を確認するために。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確かな情報がまだ出せないのですね。調査委員会を3カ月にわたって開いてもらいましたが、確かな情報はまだ出ないのだということでした。

この一連の流れは不確かなことばかりであります。私が情報公開請求した領収書一連の写しの中にも、今回分の写しはございませんでした。小林市への出張旅費に関する領収書の写しはございません。なかったものが今後新たに出てくるのは、不自然なことではありませんか、行政として。この事務処理を正しいこととして、どこをどのように修正して、正しいことに改めようとしているのですか、お答えください。メルシー研究会の記述の扱いについてはどのようにされるのですか、まず1点。出張命令簿、復命書のメルシー研究会という記述です。これはどのように扱われるのですか。

(「関連で」の声あり)

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。松尾委員が質問されていて、そのままの途中の状態でしたので、

ちょっと戻そうと思ったんですけども、なかなか戻せなくてすみません。じゃ、松尾委員の途中のことについて答弁いただきたいんでお願いいたします。

もう一回、簡潔にすみません。

松尾 巧委員

簡潔にね。これは単なる手続のミスではないと。事はもっと性格が違いますよということを行っているんです。それはなぜかということ、さっき言ったメルシー研究会が支払う、あるいは小林市が支払う、こういうことを言って、これが事実でなかったわけですよ。これはさっきの宮内庁も一緒なんですよ。何でこういうことまで出張しているのかということをお聞きしたいんです。やっぱり問題がどこにあるのかということをもうちょっときちんとつかんでほしいということから質問しています。事実と違うことばかりがいっぱい出てきているわけ。それで公費を払うということをここで言われているから、そんなところに公費を払うんですかと。事実と違う中身で申請されて、出張命令が出て、行っているわけですよ。そこに公費を、ここでは手続上のミスだから公費で修正しますよというふうに言われている。これは手続上のミスというのはないですよ。明らかに意図的なものだと思いますよ。違いますか。そこを答えてほしいんです。

丸山高廣委員長

お願いします。

市長、よろしいですか。

市長。

古川照人市長

今、松尾委員からの、意図的ではないかというご指摘に対しましては、これは正直、当該職員しかわかりません。ただ、我々の調査チームが当該職員に確認したところ、先ほどから申したいように、あくまでも手続の間違いだと

ということが判明したということでもありますので。

先ほど井上委員からもご指摘もありましたけれども、メルシー研究会という会自身もそもそも存在していません。ですので、そこから、今回の旅費を受け取るということも当然あり得ません。

ですので、一つひとつ事実を確認していったときに、どうしても、小林市に行ったというのは、これは間違いなく、私も行っていますので事実です。じゃ、誰が旅費を立てかえているかというのを確認していったときに、メルシー研究会でもない、小林市でもないということで、市ももちろん出していないということで、本人に確認したところ、立てかえているということが判明したということですので、我々が調査した結果、それが事実であるということで今、報告させていただいている次第でございます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

事実を調査してもらっているんですけども、その事実がことごとく違うわけですよ。これは、これまでの経過を見れば明らかなように、先ほど市長も答えられて、メルシー研究会という組織ではないわけでしょう。だけれども、そういうふうに答弁されてきたし、次、小林市も小林市が負担するんですというて答弁されて、その立場で出張しているわけでしょう、管外出張をね。これも事実ではなかったわけですわ。そういう経過があって、出し忘れて請求できなかったんですということを言うているわけですよ、委員会です。そんなことはなかったわけでしょう。じゃ、これ文書は全部うそやということになりますよ。出張命令を出している文書は偽造されているんですかということをやわなしょうがないですがな。

ほんなら、もし偽造されているんだったら、問題でしょう。文書偽造なんかされて出張されていたら。そういうようなきちとした調査がされているのか。今までの経過から見て、そういうことがだんだん明らかになっていきますから、私はあえて意図的にそういうことがされているんじゃないかと。何回もそういうことが起きているからということでは言いましたけれども、やっぱりそのところをちゃんとたさないと、事務的な処理だけやったんでは、これは絶対解決できません。そのことだけ、ちょっと意見としては言うておきます。

(「関連で、2点」の声あり)

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

一つは、市長が今回、今議会で報告された中身は、これは公務だったと。正常な手続きをできていなかったのが正式な手続きをとってもらうように、今言っていますということでしたでしょう。公務という前提で、もし、正式な手続きミスということだというふうにしたとして、そしたら、市長自身も公務で行っているわけですよ。市長自身の交通費は、本来であれば秘書グループが出すべき問題になりますよね。そういう手続きはとっているんですか、市長自身。そうなるでしょう。

丸山高廣委員長

担当。

堀 慶祐政策推進部秘書グループ課長

市長の管外旅費等につきましては、秘書グループで予算をとりまして担当させていただいておりますので、本来でございましたら、市長が出張していただくものにつきましては、秘書グループのほうで責任を持って事務処理のほうをさせていただくということでございます。

先ほど来、小林市の関係の分につきましては、

当時の記憶でございますけれども、グリーン水素シティのほうから日程調査の依頼をいただいて、市長のほうの日程調整をさせていただいて、あと、出張旅費のほうにつきましては、先ほど政策推進部長のほうがお答えさせていただいたように、こちらでもちますというようなニュアンスのお話をいただいておりましたので、秘書グループのほうで切ると二重支出になるというような観点から、秘書グループのほうでは全く旅費等の支出はしてありません。

担当グループのほうから公務日程の日程調整等いただいておりますので、公務というふうな認識で私どもは考えておりました。旅費の支出については、秘書グループのほうではしていませんということでございます。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

だから、当時はそういうことだったんだけど、この9月議会での報告は、正式な手続をとっていなかったから、正式な手続をとるように指示しているということですから、市長みずからも正式な手続をとるべきじゃないですか。だから、本来であれば、秘書グループからそういう手続をとっていくというのが本来だと思いますよ。それが一つ、それはどういうふうに解釈するのか。

それと、メルシー研究会は存在していないと明確に言ってはりますよね。当然、していませんよね。そしたら、副市長の責任は大きいんですよ。副市長が押していますでしょう。あなたが、こういう研究会はあるはずがないのに、ここで食いとめればこういう問題は起こっていないんですよ。だけれども、副市長はちゃんとここに副市長の印を押していますやん。ちゃんとこれを見て、そうでしょう。だから、この問

題はそういう責任問題も出てきますよ、これ。こんな大きな出来事が起こっているわけだね。だから、本来、副市長としての役割をきちんと果たしていない、中身見ずに。これは、米印をして、運賃、宿泊費はメルシー研究会から支出とちゃんとわかりやすく表示していますよ。だから、それを見れば、普通であれば、メルシー研究会とは何なんですかと、これは何やと。でたらめ書くなと。もう、そこで指摘すべき問題ですよ。これをしていない、せずにこれを認めて行かせたということは重大ですよ、これ。この指摘はまず、しておきたいと思います。

それと、復命書がないですよね、これ。後で聞いて、市長が公務だと認めましたというふうに言っていますけれども、復命書がない段階でどうしているのか。今回、明らかにそれは出させたわけですか。一応、何か報告ありましたね、こういうことで公務と認めますと。

だから、明確な公務だと判断できる資料も、本来は議会には示してもらいたいと思いますね。そうでないと、今これ、もう本当に最初の段階で、存在しない研究会名で使って出張しようとしたと。それがでたらめだと指摘された段階で、いや、これは小林市から出してもらう約束をしていましたと。その中身は全くそういう約束もできていないと。だから、うそにうそを重ねて行こうとしたと。そういう前提の出張命令簿を出して、出張届を出して、うその報告で行こうとした中身は公務かと。到底公務とは思えない中身だとしか判断できませんけれども、私たちは。

それと、これ、何にも知らない職員が書いたんですと。何にも知らん副市長が全く知らんで押したんですというのであれば、そうかなと思うかもわからんけれども、幹部職員ですよ、行っているのは。室長であり、府から来た人でしょう。そんな幹部職員がなぜ、こういう基本的

なことができなかったのか。というよりは、意図的にしか考えられない。なぜ、こんな問題が起こったのか。一つは副市長の段階でとめなければならない、責任の問題があります。

だから、もうちょっとみずから自分たちを見詰め直すというか、これは大きな責任問題やと思いますわ、実際は。あと、どうしていくんかというのはちょっと、私自身も今、それ以上のことは言いませんけれども、ただの反省で、いや、申し訳なかったという問題ではないですよ、これ。幹部職員が起こした虚偽の申請で、そして、いまだにその実態がつかめない。本来とめるべきところの責任ある副市長の責任も果たしていないということは指摘しておきますね、とりあえず。

丸山高廣委員長

今、いろいろ委員の皆さんからあったんですが、そもそも公務と言われていますけれども、これは誰かが支払うから立てかえていたというふうに考えた場合、市から支出したら、旅費について、そもそも払うこと自体がどうなのかさえ結論が出ていないような状況の、今、状態であると。皆さんが指摘しているメルシー研究会であり、小林市でありということも言われていますよね。ですので、やはり請求させて払うのではなくて、もう少しそこはきっちりとして。

そもそも副市長も判を押されているわけですから。副市長の口から、これはおかしいですよと言っているんですからね。おかしいということを知りながら、判を押しているような状態ですよ。その辺はしっかりと、今、北村委員のほうからもありましたけれども、考えていただかないといけないと思いますので、お願いいたします。

まだまだ時間を要するようですので、ただいまから休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後0時59分 再開

丸山高廣委員長

それでは休憩前に引き続き再開いたします。

井上委員。

井上健太郎委員

午前中の最後に質問させてもらったんですけども、答えをもらっていません。小林市の出張旅費に関してなんですけれども、メルシー研究会の記述が間違っていたことに対して、どのように取り扱うことにしていこうとされているのか、お答えください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

現時点では、先ほどご説明させていただいたのが、情報として、我々調査チームでも持っているのが全てですので、改めてメルシー研究会の存在していないことの確認、公費となる二重取りというかそういうことも踏まえた上で、再度、本人には確認しようかと考えておりますけれども、これまで調査チームのほうでも、本人の調査票及びヒアリング等も考慮した結果が今、お出しさせていただいている資料となっております。その中で、4月の分につきましては、その行程から考えると公務ということでしたけれども、先ほど疑義が発生している部分もありますので、再度改めて当該職員に確認した上で、またご報告させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この委員会が始まる冒頭に、書類が出されない等々、信頼回復の結び直しをしたいと市長はおっしゃいました。本来あるべき姿に戻すと、コンプライアンスを守ってという話がありまし

たが、今のメルシー研究会の記述の扱いについては、調査している段階云々はもう理解できているんです。要はメルシー研究会ではないという記述に変えなければ、この後の処理ができないのか、変えないままされるのか。どのように誤記入されたことに対して対応されるのか。

要は、先走っていきますけれども、9月議会の会期中に、この件については処分も含めて検討するというか、処分を考えているというふうに副市長がおっしゃったわけですよ。その言葉が今までの話の中で一度たりとも出てきたことがなく、こういう確認ができています、ここが確認できていません、そればかりなんです。だから、このメルシー研究会は誤記入であったのであれば、どのような対応を求め、そのことに対して、副市長はトップとして、どのように対応されるのか、そこをお答えいただきたいんです。担当の人がすごい気の毒なので、副市長にこの後、お答えをもらいたいと思います。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

まず、メルシー研究会というような組織は存在しないということで、先ほど市長も申し上げましたけれども、その確認はとれております。

そこで、私も、全員協議会のときに、処分も視野に入れて調査をしたいということで申し上げました。それはあくまでもその段階では立てかえという行為そのものは処分に値する、つまり、服務規程的にも、会計処理上にも問題があるということで、それを視野に入れて、処分の対象になるということから、かつまた、決算認定を控えているということも踏まえて、そこを明らかにしていけないことにはなかなか乗り越えられないじゃないかという思いもありまして、そういうことを言わせていただきました。

そこで、資料1の説明資料の(3)のところ

で、現時点では小林市へ行った4月12、13日は出張公務として判断しておるということで、先般、一般質問で市長答弁でも申し上げておりますけれども、その中で正式な手続をした上でということですので、当然、当初の4月12、13日の出張命令簿においては誤りがあったということなので、改めて正式な手続をした上で旅費を支払うという予定で現在、進んでおります。

ただ、今の状況を見る限りでは、ちょっとここは考え直さなくてはいけないのかなという状況でございます。

丸山高廣委員長

副市長、これは誤りとかではなくて、虚偽じゃないんですか。何を言っておられるのかという意見もありますよ。

それと、支払いでこれを終わらすみいたいなふうに受け取れるので、そういうことを皆さん、お聞きしているのではなくて、二重払いになるんでしょうと、もしかしたら。そんな状態で支払う、支払わないという話以前の問題でしょうということですよ。違いますか。

副市長。

高林正啓副市長

まさに今の状況といたしましては、そういうことでございます。つまり、支払いをしていく予定とこんな書き方は、今の段階ではできないじゃないかと、当然の話でございます。という意味では、見合わせざるを得ない、つまり、見合わせていただくという、支払いについてはですね。そうしないと、当然これ、平成28年4月12、13日というのは今回の決算認定にも直接かわってくる事案でございますので、まず、そこを強引に正式な手続をした上で支払っていきますわということは、今の状況では言えない。ですから、見合わせざるを得ない、差し控えるということですが、今のところ、言えないんじゃないかというように考えております。

丸山高廣委員長

虚偽についてはどうですか。

副市長。

高林正啓副市長

虚偽については、ちょっと私のほうから、それは絶対虚偽やろうということは断定できるような証拠といえますか.....

(「委員長」の声あり)

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

副市長。

高林正啓副市長

どうぞ、すみません。委員。

丸山高廣委員長

じゃ、ちょっと待ってください。

鳥山委員。

鳥山 健委員

先ほど来、井上委員からのご指摘で、当初メルシー研究会というところが支払いをします。それが間違いでしたよと。その間違いについては本人確認をしましたと。本人確認をしたら小林市でしたと。小林市は、また情報公開請求されたら、小林市はそういうことはないということですよ。となれば、今、虚偽という話が出ているんですけれども、まず、当初に旅費及び宿泊費を支払うということの、もとへ戻って、それは誰というか、どこだったんだということを確定しないと、虚偽とか、虚偽でないとかというところに話は整理できないんじゃないんですか。まず、それを調べる。前部長もおられるわけですし、前理事には聞けないかもわからないけれども、やはりそこらあたりを確定するべきんじゃないかなと思いますけれども。まず、それをすべきじゃないですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

基本的には支出元、本来の財布のもとを今のところ、まだ不明であるというような形で調査結果には書いておりますけれども、今の調査チームのリーダーとしては、不明ということは明らかになっていないということでしか言えません。

ただ、私は、先ほど北村委員がおっしゃったように、副市長として、最終決裁権者として、部長については押しているやないかと。そのときにメルシー研究会から旅費とか、それから宿泊費は支出すると、米印までつけて書いているのに、そこをチェックせずして決裁をしたというのは大きな責任や、そのとおりでございます。

私があるときに命令簿を見て、私の勝手な判断になってしまいますが、当時研究会のほうで協賛金を集めるということで、その方向は一応進んでいるということは担当から聞いていましたので、その協賛金を活用する場合、他の、例えば市民団体組織が補助金をもらって、隣の県にバスで研修に行くので、事務局の職員も一緒に行ってくれへんかといったときは日当だけを出していた経緯も、過去において、私の経験もでございます。そういったところで、そういったものを詳しく確認せずに、実際に決裁をしてしまったというのは事実でございます。

ただ、研究会でそういう協賛金の話が進んでいるということは聞いておりましたので、そこで研究会から、メルシーじゃなしに、グリーン水素シティ事業推進研究会が財布元だなという判断で、私は決裁してしまっているというのは正直なところでございます。

ただ、現状として、こういうふうにだんだん出てきますと、それが違っていたということになってしまっていますので、そういった意味で、担当がこれは虚偽だったのかというところを確認したところ、基本的にはそこからは出していませんということで、どの者に聞いても、そう

いうところからは出ていないということでしたので。そしたら、どのような形でこういう記載があったのかというのが、どうも室の中では4人みんながそれぞれの差異といいますが、あるような形の聞き取りになっている状況は聞いております。

丸山高廣委員長

まず、メルシー研究会というところに支出していただくという話であったが、それがなかったですね。なかったということになっているんですね。さらに、その後、小林市から支出していただくと。ずっと支出していただく予定になっているんですよ、旅費を。でも、それだけ大きく変わってきて、さらに支出するということがばかり言われているのに、実は違うと。公費として払うというのは、既に虚偽になるんじゃないんですか、それ。皆さん、虚偽やと思っていますよ、副市長。それを踏まえて、虚偽なのか、虚偽でないのか、調べられているんですから、これ。報告されているんですよ。そこをお答えください。どんな見解なんですか、これ。

市長。

古川照人市長

今、ご指摘をいただいた内容については、当然虚偽だというふうに言われても仕方がないような行為だというふうに感じています。

ただ、何度も申しておりますように、本人に我々の調査チームが聞き取り調査をした結果、その内容に基づいて、今報告書を、途中経過ですけれども、させていただいております。本人が申しておる内容というのが、あくまでも、その当時は、メルシー研究会というのは本当はないんですけれども、書いたというのは、これは紛れもない事実です。その後、小林市に請求する予定だという答弁をしたのも紛れもない事実です。でも、その後、再度、調査チームが確認

をしたところ、あくまでも最初に言った2つは間違いであったと。あくまでも自分が立てかえているという事実は、間違いなく立てかえているということがありましたので、それをもとに、今回報告をさせていただいたということであり

丸山高廣委員長

今、客観的に言われているんですけども、見解として虚偽であるということではないんですか、市長、虚偽であると。

市長。

古川照人市長

そう受け取られても仕方がない行為だというふうに思います。

丸山高廣委員長

ではなくて、市の見解として、聞いているんです。受け取るとか、受け取らな……

市長。

古川照人市長

ただ、今の時点では、まだそこまでの断定はしておりません。市としてはしておりません。

丸山高廣委員長

では、虚偽ではないんですね。

古川照人市長

今の時点では、そういう判断をまだそこまで、虚偽だという判断はしておりません。

丸山高廣委員長

暫時休憩します。

午後1時12分 休憩

午後1時16分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

井上委員。

井上健太郎委員

すみません。まず1点目、メルシー研究会の記述の扱いについての見解がまだないので、あ

わせて聞きますが、小林市が支払ったと議会で答弁されています。この答弁についての扱いはどうされるのか。

それと同じく、小林市が支払うべきものを請求し忘れたと答弁されています。この件についてどうされるのか。

一番大切なところ、立てかえたとする事実確認、本人の領収書をもって立てかえというふうに認めているのかどうか。領収書は持っているけれども、先方がいいよといってお金を渡しているかもしれないじゃないですか。そこは確認できていないわけです。先方が出しているはずなんです。だから、メルシー研究会と書かれているんです。

くしくも、たまたまかもしれません、副市長は、協賛金の話から研究会が支出するものかなという認識をしていた旨の発言をされました。メルシー研究会とグリーン水素シティ事業推進研究会とが交錯している状態で判断されたのかもしれません。でも、メルシー研究会というのがもしも小林市、あるいは宮崎県等々に存在していれば、これは大ごとなわけです。

市長が同行されている中で、2日目、温泉施設を視察された後、地元企業、共立電照にお伺いしていますよね。そのときにどんな挨拶をされたのですか。本日はお招きいただきありがとうございましたという挨拶をされたのですか。本日はお忙しいところ、お時間をとっていただいてありがとうございましたと挨拶されたのですか。どのように挨拶されたのか、そこによっても全然、メルシー研究会の意味合いが変わってくるわけですよ。小林市にも行かれています。2日目は、この共立電照にお伺いすることがメインの事業だったのではないですか、この視察。公務とされていますが、企業面談、企業と会われたときにどのような対応、先方が招待してくれたから、そこに行っていたのでしょうか。

か。どのような経緯で企業を訪問されたのか、そこをお答えいただいて、あわせて、議会対応についてのお話があれば、いただけるようお願いいたします。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

小林市へ訪問したときの今の記憶をたどりますと、お招きをいただいてありがとうございますというような旨の挨拶をした記憶はございません。あくまでもお時間をとっていただいてありがとうございますというような挨拶をしたというふうに、今、記憶としては覚えています。

この目的は、あくまでもグリーン水素シティ事業研究会にご参画いただくという意思を受けておりましたので、そのお礼と具体的に直接、私、市長という立場で市からお礼もかたがた、今後、市としてはこういう構想を持って事業を進めてまいりますという中で、当然、研究会にご参画いただいて、さまざまな事業提案をいただけるようお願いいたしますというような話をしたというふうに記憶をしています。

(「手続的なことはどないしましょう。

議会の対応は。研究会の記述だとか、支払った回答だとか」の声あり)

ちょっと先ほど担当も申していますように、改めて事実確認をとらなければならないところもあるようですので、できる限り事実確認をとった上で、最終的な調査報告ということにまとめさせていただきたいというふうに思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

改めてというふうな話でした。

例えばこれが通勤手当の申請書にこういう間違いがあった場合は、行き先、経路が違う、あ

るいは通勤手段が違う、そのような誤った申請書を出して通勤手当を支給していた場合とか、そういった場合は、誤ったことを書いていた、実際には歩いてきているのに電車で来ているというふうな申請をしていた者に対しては、どのような対応をされるんですか。うまいこと言えないんですけども、申請と違うことをした場合というのは、本来、行政としてはどのような対応をされるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

委員がおっしゃっておられますように、通勤手当等、これは旅費とは違いまして、旅費は実費弁償で給与に当たるので、若干ちょっと違うのではあるんですけども、万が一そういったところの届け出の内容と実態が異なるような形で、なおかつ不正な支給があった場合というのは、届け出自体が虚偽であると考えられますので、そういった場合は返還の上、相応の処分ということで、人事審査委員会の案件になってくるというふうに考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

通勤手当であるとか、扶養手当であるとか、そういった手当関係のものとは少しニュアンスが違うのかもしれませんが、申請をして公費をもらうということに関しては、市民のお金をいただくわけですから、僕の中では一緒なものなんです。

そうすると、今言われた通勤手当であれば、虚偽の申請があれば当然処分の対象になり、不正事実をただすということなんです。同じように、この出張に関して、不正のように見受けられるところが往々にしてあり、特に書き間

違いというのは正しくないわけですから、正しくないということは不正なわけでしょう。不正記述なわけでしょう。正確な記述ではないわけでしょう。不正な記述じゃないですか。そうすると、同じように同等に厳しい対応をされなければならないと思っているんです。

要は、北村委員も先ほどちょっと述べられましたが、資料の3ページにある25から27番の黒塗りしている部分、4ページにある41番から45番にある命令簿も復命書も旅費の支給もない、そういった出張扱いとなるのかというものが、研究会関連企業に対して4件。小林市もある宮崎県に2回、小林市そのものに2回、環境イノベーション機構に1回、これだけの回数、合計9回の命令簿、復命書、旅費の支給がない扱いの、旅行なのか、出張なのか、不明瞭なものが上げられているわけです。

この不明瞭なものに対しても、いえいえ、実はこれ、支払ってもらうのを私が立てかえただけなので、公務で扱ってくださいと言われたら、これは公務扱いで同じようにこの旅費を支払うことになるのですか。日当も支払われるのですか。本人がこれを立てかえていましたと申請されて、領収書を提出されれば、同じように支払いをされるのですか。

この9件の案件は無断出張、これはプライベートでの出来事なのですか、公務として扱われるのですか。まず、プライベートの事案となっているのか、公務として見ているのか、その判断ができていますかどうか、まず、資料3ページ、4ページの25番から27、41番から45番の不透明な出張のようなものに対する見解をお聞かせください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

手続上、こちらにお示しさせていただいてい

ますように、管外出張命令簿も復命書も今ないような状況です。職員からの調査報告により、一部返ってきている分もありまして、内容等につきまして、公務なのかどうかというところにつきましては、1人はあれなんですけれども、1人が聞けていないような状況もあります。その内容についても、また再度ヒアリング等を行って確認していこうかなというふうに考えております。

ただ、45番につきましては、アドバイザー派遣ということになっておりますので、職免の申請の手続が行われていないということですので、こちらについてはほかの8件とはちょっと扱いが異なってきますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

府の出向みたいな格好での派遣ということなのかというふうに認識しているんですけども、それも含めてですが、何も記載がなく不明瞭なものであるけれども、今後、調査し、回答をもらう中で公務かどうかの判断をするという発言だったと思うんですが、ということは私が最初に取り上げたように、この黒塗りされているものについても、公務であるという判断がされれば、同様に立てかえていたものに対しては支払う義務があるので支払うという姿勢だというふうに解釈してよろしいんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

公務ということで判断できれば、公費負担は個人ということは、先ほども対応のほうでお示しさせていただきましたように、だめと言ったらあれですけども、不適切なことなので、適

切な手続をした上でお支払いするという形で考えております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

先ほど山本委員もおっしゃいましたけれども、順序が逆なんです。このような不明瞭な、この形での出張をしていること自体が異常な事態であって、このことをたださなきゃいけないわけですよ。小林市もそうなんです。ただすべきことをただすという姿勢がないままに適切な処理をしたいという話は聞き入れがたいわけです。そのところを物すごく強く認識していただかないと、この件については、これだけで行ったり来たりの答弁と質問が食い違いをいたずらに続けているようにしか見えなくて、求めているのはそこではないんですとか、何遍も何遍も言っているわけです。

先ほども言いましたが、副市長は9月中に処分を考える、するという発言をされているんですから、どのような処分をする方向であって、その処分をもって、この旅費についての手続をするのかという次の段取りがなければならないのと、私はあくまでも、この後ろの9件の不透明なものがある以上、今回の小林市のことを支払うという判断は誤った判断になるのではないかと考えていますので、ここについては正しい処理ではないというふうに認識していますので、その旨はご了解ください。

グレーなところを含めてですけども、小林市が支払うべき云々のところ、処分の話と支払いをする手続について、先ほど市長もどのようなタイムスケジュールで組んでいくのかということをちょっと小耳に挟んだんですけども、それはあるのであればしっかりと明示していただきたいと思います。

それから、もうこれ、僕、最後の質問になり

ますが、ベクトルラウンジでの記者会見については、会計報告の修正の報告によって、メルシーが支払いをしたことがわかりました。メルシーが支払いを行ったわけです。

そして、調査チームの調査報告書の表紙に、平成27年11月19日に設立されたメルシー for SAYAMA株式会社の事業に係る業務の出張は公務とみなされないとわざわざ書かれているんですが、この資料3ページの報道発表5件上がっていますが、口頭による復命で行かれています。この報道発表はメルシーが支払いをしたメルシーの事業であって、研究会の事業とは言いがたいものだと考えます。表紙にあるとおり、メルシー for SAYAMA株式会社の事業に係る業務ですから、この出張は公務ではありません。私はそう考えますが、私の考えが間違っているのであれば、間違っていると納得できる説明をください。よろしくお願いたします。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

記者会見につきましては、支払いは先ほど井上委員からもご指摘のありましたように、メルシーのほうから支払っております。

ただ、発表につきましては、既にご承知のとおり、大阪狭山市も含めた上での、ほかの企業も入ったの発表となっております。ですので、そちらにつきましては、お支払いイコールその事業発表自身がメルシーだけのものとは限らず、共同のものということで認識しておりますので、こういう形で評価のほうをさせていただいております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

研究会が支払いをしているのであれば、その理屈は通るかなと思っているのです。でも、メルシーの決算に上がってきているメルシーの支出なんでしょう。メルシーの会社の業務の一つ、初めての仕事だったのではありませんか。メルシーが業務としてやったことに、本市の職員が公務としてかかわるといのはいかんとも理解しがたい。

当初の説明では研究会が行った記者会見であったので、私は一員である職員が行くことに関しては理解していたつもりですけれども、今回の決算報告によって、修正されたことによって、これはメルシー研究会が支払いをしたことが明らかになったわけです。協賛金はどう使っても構わないという覚書があるとのことですが、その覚書は示されていません。ですよ。なので、この件については、決算報告によれば、メルシーの仕事ですという決算報告をもらっているわけです。メルシーの仕事ですという決算報告と、いや、これは研究会なので、大阪狭山市もかかわっているのは問題がありませんということは、背中合わせのように思えるんですけれども、そうではないのですか。

丸山高廣委員長

予算が計上されるということは、それは事業とみなされますよね。予算が計上されないと、物事は始まりませんからね。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

あくまでも協賛金につきましては、グリーン水素シティ事業推進研究会の協賛金ということでさせていただいております。その中で協賛会社のほうからメルシーのほうに費用として使ってもいいという一文がありましたもので、メルシーのほうに入っております、そのお金につきましては。

ただ、記者会見につきましては、先ほどもちょっと言葉足らずであれでしたけれども、研究会を立ち上げるというか、企業さんも含めた上での協賛という形で共同でやっている事業でございましたので、その中で研究会としていただいている協賛金、つまり、メルシーのほうに入っているお金をそこに充てているという状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の答え、変わってきますよ。いいですか、資料の14ページ。

記者会見220万432円の支出が、前受金の使途として書かれています。記者会見費用は311万円と議会でご答弁いただいています。差額90万円ほどあるんですが、この差額はどうなっているのでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

33ページのほうの部分で、一番上ですけれども、狭山池築造、抜けていますけれども、記念事業関連事業記者発表ということで90万8,000円、こちらのほうで支出しております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

資料33にもありますが、資料の17ページにもあるんですね。上から2行目の2項目ですわ。支払手数料、狭山池築造記念事業関連事業記者発表90万8,000円上がっていますね。これは12月25日の支払いです。この普通預金を見てもらって、この普通預金は通帳の写しではありませんが、資本金100万円が11月27日に預け入れられています。その100万円をこの12月25日に支払っているわけです、90万8,000円。市税を一

切投入しないと書いていたこの事業に対して、市税100%、100万円のうちの90万8,000円、手数料含めて90万8,432円が支払われているわけです。市民から預かっている大切な市税を、出資金としてもらったこの出資金をここで宛がっているわけです。何が協賛金を充てているんですか。一時金の支払いは間違いなく、市が出資した100万円を当て込んでいますよ。私の言っていることは間違っていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

確かに日付で追いかけていきますと、おっしゃるとおり、100万円入ってすぐ出ているような感じでなっておりますけれども、1年間通じて、メルシーの事業として入ってきている一つの部分の財源として100万円を使っている部分もありますし、ほかの歳入の部分で協賛金として入っている部分もあって、その中で運用しているものということで考えておまして、そちらについては1年間の中でお金を充当しているというような認識でしております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

前もってそういうことを認識しているのであれば予算が違ってきますし、決算はそのように報告されているはずですが、そうでなく、修正された報告で、初めてこのことを聞かされているわけです。今の説明は、きちんと間違いなく決算が報告されていれば、今の話はそうですねと、うなずける話ですが、間違いとして修正された決算報告を受けている、その中にあったこの事案です。実際にこの支払いは、メルシーが支払っているんです、90万8,000円と、振込手数料を支払っているんです。このときには協賛金は

集まっていません。市が出資した100万円を全て当て込んで、90万8,432円を入れていますから、残高として9万1,568円で年を越しているわけです。

あの大々的な世界にアピールする311万円もかかった記者会見の一部金、90万8,000円を一時金として支払い、2回に分けた形で220万円を支払っているわけです。わかりますか。これはひどいですよ。

一つ確認しますが、17ページから後の通帳のような何とか台帳、元帳ですね。勘定元帳はどなたがこの黒入れをされたんですか。グリーン水素シティ事業推進室に入れられたのですか。

丸山高廣委員長

井上委員、それはまた決算のほうに回ってくると思うので、できたら、そのときにまたお聞きいただいて、今、旅費の問題ですので、そっこのほうをしていただけたらという。

井上健太郎委員

わかりました。すみません。

そしたら、ここに載っているように、11月、12月の年が明けるまでにお金が支払われていて、台帳にもメルシーの事業として載っているわけですから、これはメルシーの仕事であって、研究会の仕事というのは無理があるのではないのでしょうか。そのことだけは意見しておきたいと思います。

丸山高廣委員長

ほか、ありますか。

小原委員。

小原一浩委員

出張旅費に直接関係ないですけども、前からちょっとお聞きしたいと思っていたのは……

丸山高廣委員長

関係なかったらだめ。

小原一浩委員

関係ないようであるんや。

ハノーバーメッセってありますよね。あれ大阪狭山市が正式に日本能率協会が何か通じて申し込んで、1つのブースを借りて、どんなデコレーションをしたか知りませんが、岡田氏が個人で行ったと言っているわけですね。だけれども、実際にブース代も要るし、その辺はこれ全部個人的にやっているんですか。それとも、正式には大阪狭山市として出展の58社の中に、石川県庁とともに大阪狭山市が載っているんですよ。その辺がどうも、私、大阪狭山市としてどうされたのかな、ブースの予約とか費用とか何か。個人で行かれたということやけれども、どうもいろいろ話を見ていると、公私混同も甚だしいから、どうなっているのかなという疑問がさらに湧いてきて。

それと同時に、実際に個人で行かれたということなのに、ここにありますが、大阪狭山市グリーン水素シティ事業推進室の理事という名刺交換をしているんですよ。これは公務と違うかなと思うんですが、この辺のところ、今まで全然触れられていない。これは出張旅費で、僕は前に言うたら、覚えておられると思うけれども、私が個人で行ったんやけれども、領収書類は弁護士を通じて出しますからというて、それで、それから何か頓挫してしまっているんですけども、ずっと前から疑問に思っているんですよ。大阪狭山市が正式に誰が申し込んで、その費用も要るはずなんですが、これはグリーン水素シティの研究会が立てかえて出したんか、何か協賛金との関係も含めて、私自身は大変疑問に思っておるんやけれども。出張旅費のところ今、話をやっているけれども、この出張旅費は個人が出したと言っているわけですよね。個人が出したのか、どこかのプール、お金が出てきて出したのか、市は出していないということですけどもね。この辺までは調べていない

んでしょうな。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

結論から言いますと、今回の管外出張旅費の中では上がってきていない項目ですので、調べておりません。

過去のご本人の答弁ですか、委員会のほうでも休暇をいただいて行ったということでお答えしていたかと思います。それしか今の事務局としてはわかっていませんので、ご了解いただきたいと思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

そのときも言うたはずなんです、基本的に組織としてどうなっているのかと。正式に申し込んで、名前を出してやっているブース。そこへ誰も出せへんと。そしたら、研究会のメンバーが、どこかの企業が出したのかもわからないんですが、その辺のところは物すごく曖昧じゃないですか。

私が言うには、どうして、その辺、韓国行くぐらいやったら知れとるけれども、向こうへ行くんやったら物すごく金がかかるはずやと。少なくとも数十万円、滞在費も入れてかかるのに、そんな個人の休暇でやらすというほうがおかしいやないですか、組織としては。ということを行ったはずなんです、その辺は、休暇とって個人のお金で行ったから、それでいいんだと思っているんですか。

丸山高廣委員長

難しいね。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

プライベート、休暇のことなので、ちょっとそこまでは、こちらから意見を申し上げること

は、ちょっとすみませんが、差し控えさせていただきます。

丸山高廣委員長

プライベート……小原委員、もし、あれでしたら、今、プライベートと以前言われている話の延長になってきますので……

小原一浩委員

あれ、プライベートで済むんかいね。

丸山高廣委員長

もし、求められることがあるらしたら、これは私は公務と思うよということ言われているのであれば、そういった見解でご意見なり何なりしていただけたら、それでいいと思うんですよ。

小原委員。

小原一浩委員

私、言うていますように、名刺を持って正式に交換しているわけですよ、大阪狭山市の理事という名刺でね。私は、これは公務であるべきやと思うんですが、休暇をとって個人的に行ったから、それはそれ以上の説明はできませんというような組織はだめだと思うんです。公務であるべきやと思うんですが、その辺のところから物すごく曖昧さが出てきて、何か知らんけれども、公私混同も甚だしいという現象がいっぱいあらわれているじゃないですか。まず、ガバナンスがなっていないとだけ言うておきます。とにかく、これはプライベートだけれども、できるだけ調べてくださいよ。

丸山高廣委員長

ハノーバーについても調べてほしいということですか。わかりました。その辺いかがですか。担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

調べるといのは、どのように調べさせてもらったらいんでしょうか。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

大阪狭山市の名前で日本能率協会を通じて出展するということを出したのは誰が指示をしてそれを申し込んだんですかと。その申し込みの費用については、どこが持っているんですか、大阪狭山市じゃないとは思いますが。

しかし、そこでデコレーションをして、ちゃんと飾って、何人が説明者もおったと思うんです。画期的な発明を説明するんだということだったはずなんですけど、そこへ個人で行かせていると。

そういうところに、上司が、君、これ個人で行ってくれという言うたのか、自主的なのか知りませんが、そういうような最初から、出発点からややこしいじゃないですか。だから、誰が申し込んだんですか。大阪狭山市の名前で申し込んでいるんでしょう、日本能率協会を通じてね。

ブースもあるんですよ。しかし、そのブース、どれだけ飾ったのか、説明板を置いたのかもわからない。しかし、その担当が一番責任のある人が個人的に行って、大阪狭山市の者ですよという名刺交換しているじゃありませんか。これ皆さん、全然知らないんですか。誰が申し込んだ大阪狭山市の市長の名前で申しこんでいるはずですよ。それは調べてくださいよ。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっと書類のほうをまた確認しておきます。

丸山高廣委員長

お願いします。

北村委員。

北村栄司委員

すみません。6ページの旅費の調査まとめについて確認させてほしいんですけども、小林

市への出張2件についてはさらに、のところから、平成28年4月12日、13日の小林市への出張2件については、交通費及び宿泊費の支出元に不明な点があり、当該職員が旅費を立てかえている事実も判明したと。職員個人が公務に係る旅費を立てかえることは不適切であるため、速やかに当該職員に対して正式な手続をもって請求を行うよう促す。このことは先ほどのいろいろな審議を通じて、少しニュアンスが変わっていませんか。ちょっとそのことだけもう一回確認しておきたいんですけども、あくまでもこの立場ですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今、この特別委員会の状況もやっぱり踏まえますと、請求を促し、そして、請求があれば支払っていくという、別の資料にも書いておりますが、先ほどもちょっとちらっと言わせてもらいましたが、やはり見合わせざるを得ないというように私は判断をしております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

ということは、明らかにこの報告書そのものはもう内容が変わってきた結論だということになりますよね。

これで、だから、何を言いたいかと言いましたら、最初からいろんな問題が、一番最初に小林市の問題でしたら、旅費の申告そのものが間違っていたと。それについてどんどんしていくと、何かうそにうそを重ねていくような形になって、結局、小さいものが形を変えて、どんどん今、大きくなっていっているということだと思えますよ。昔のたまごっちな、小さく育てていくみたいな形でどんどん悪いモンスターというかに育っていったような感じがして

いるんですけれども、だから、きちんとした見解を出してほしいということです。この調査の結果、自分たちで調査してくれましたので、その辺についての市の見解をきちんと出してください。私はそのことを求めたいと思います。

(「関連」の声あり)

丸山高廣委員長

関連ですか。

井上委員。

井上健太郎委員

関連ですみません。

今、北村委員がご指摘されたとおりであり、そのことについて副市長の見解がありました。それは、だけれども、調査チームで調査報告したことに今ここで泥を塗っちゃったわけですよ。それは副市長として、僕はいかんの違うかなと思います。あなたが長として、これをまとめて、市長に報告されたんでしょ。違いますか。副市長がトップとして、この調査チームをまとめ、この答えを出して市長に報告されたのでしょ。あなたが責任を持って報告されたことを自分で泥塗られると、この調査に時間をかけて、時間をとられて、自分の業務ではない業務に当たられた職員が今のあなたの発言を聞いたら、どう思うか考えてあげてくださいよ。今の話では副市長が発言されましたけれども、それは今、議会からこういうふう聞いて、市長としての考えをここに今、発言されたんであれば、報告を受けたけれども、議会の話を聞いているとこの報告では甘いよと。副市長が、チームがまとめたこの報告では甘いですよ。議会の話を聞いていても、市長としてはこの報告を尊重したいけれども、市長としてはこの見解ではなく、今、議会の判断を含めた答えを出したい。市としての見解を今度示すというふうな答えをしないと、市長があなた、それ副市長であり、ほかの職員を守る発言をしないと、今ではみんな

が泥塗られただけで終わっちゃっているじゃないですか。僕はそんなために追及してただしてもらっているんじゃないんですから。あなたが最初に言った、本来あるべき姿になってもらいたいから、ただしてくれ、ただしてくれと言っているわけですよ。この結果報告に泥塗れと言っているのと違います。そこは、副市長、訂正していただきたいし、市長には今のことを含めて、このまとめに対する市としての見解をきちんと発言してください。そうでないと、調査報告に当たった方々が報われませんから、しっかりと発言を丁寧にしてください。お願いいたします。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

管外出張の問題でもう1点だけちょっとお聞きしておきたいのは、先ほどから井上委員も言われていましたが、黒塗りのある、グレーになっている部分です。これ平成27年度で4件、平成28年度で5件あります。これは出張命令簿も復命書も旅費の支給もないということなんですよ。だけれども、これ、1泊で全て行っていますし、氏名も2人ですわ。限られているわけですね。小林市と研究会の関連企業に行かれています。この件については、なくて行っている、あるいは支給もされていないということはわかるんですが、それについての見解というか。異常だとは思いますが、これについてはどのように考えて対処をされようとしているのか、これだけはお聞きしておきたいと思うんです。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

私が言っているのは、6ページの調査まとめ、これについての見解を出してほしいと言ってい

る。今、松尾委員が指摘したやつも全部入っておるわけや、打刻のないやつとか。いろいろ審議して変わっているわけやから、今ここで出せと言っても絶対無理なんよ。そやから、市が監査請求なりをした中でしたら、きちんとした見解が出てきますやん。そういう見解を明確に出してもらいたいということよ。ここでいろいろ聞いて答弁しても、もう信用できへんということや。

丸山高廣委員長

もはや信用ならない。

北村栄司委員

ならないですよ。そやから、今聞いたとしても、また違う話になるから、もうそんなことはやめてほしいと僕は思う。

丸山高廣委員長

須田委員。

マイクをお願いします。

須田 旭委員

ありがとうございます。るる、委員からありました。

これ、自由勝手気ままに一部の公務員の方が公務員の規程に準じずにやられたということで、もちろん、言語道断のことなんですけれども、こちらの、先ほどからあります宮崎県と宮内庁の分もそうなんですけれども、ちょっと話が前後しながらお聞きすると思うんですけれども、宮内庁についてはこれ、行かれるとご本人が強くおっしゃっていたのを覚えているんですけれども、結果的に宮内庁に行ってキャンセルになって、あと2つ行って、その後のベクトルラウンジにつながってくるんですかね。

ほんで、小林市のほうは、結果、先ほど市長からありましたように、グリーン水素研究会に入ったださるからその説明に行かれたと。だから、これは旅費はもらっていないと。先ほど松尾委員からもありましたように、旅費支給な

し、黒塗り、何が起きているかわからないところがあるという、こういうのが多々あるんですけども、そもそも、これ、もらっていないわけですよ。不正にもらったわけじゃなくて、もらっていないで行っているわけですよ、大体的な場合が。

調べてもらいましたけれども、その中で、逆に不適切に不明瞭な支出というのであったり、メルシーの中の会計になるんですが、メルシーの中の会計にも不明瞭な支出があったりとか、研究会との不適切なつき合いとか、そういう疑義が生じたというのは今回の調査ではあるんですか。不明瞭な支出、それは市の会計もメルシーの会計も、研究会との不適切なつき合い等が一部確認されたこととかはあるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

調査チームで調査させていただいた結果、そういう不明瞭なところというのはないです。公費の負担で管外出張命令簿が このグレーのところは別ですけども、その手続を踏んで支出しているというところですよ。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

ありがとうございます。今、ないということなんです。

このグレーのところは旅費支給なしなので、払っていないわけですよ、公費を。払わずに勝手に行っているということなんですけれども、そこになってくると、最初の表紙の1ページになるんですけれども、平成27年11月19日に設立されたメルシー for SAYAMA株式会社の事業に係る業務の出張は公務とみなされないというところなんですけれども、これはどういう基準をもって、メルシー for SAYAMA株

式会社の事業に係る業務になるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

直接、会社の運営とか事業に係るものということで、こういうふうに書かせていただいております。ですので、一つの会社の社員として動いているような行動というのはだめですよという意味で書かせていただきました。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

今、担当から、会社の社員として動いていることはだめですよという説明だったんですけども、そもそも、この立ち上げ時の混乱期において、社員がいないんですよ。社員がいないと、それは私たち議会のほうからも再三言っていましたけれども、いなくて大丈夫ですかという中で、結局、公務員が、抵触するかどうかという問題も残したままですけども、グリーン水素シティ研究会に、グリーン水素推進室として、大阪狭山市が入っていますよね。入っているから職員が使えるという説明でしたよね。そうやってきたときに、多分、自分は今、研究会のほうで動いているから大丈夫だとか、自分は今、市のほうで動いているから大丈夫だというような判断をしながら、こんなむちゃくちゃなことになっていると思うんです。

なので、管理職とはいえ、そういう状態で市長であったり、議会が動くことを一時認めていたわけですから、それをもって、2人なのか何人かわからないですけども、全ての疑義を押しつけて、全責任をとらせるというのは違うと思うんですよ。そこのやり方も間違っていたわけですから。そこについては、今おっしゃったように、また別のところで不正が出てきた場合は、それはまた話が別ですけども、これは受

け取っていなくて行っているんで。その意味とちょっと違うなというのを申し上げておきます。

丸山高廣委員長

どうですか。皆さん、ほか、ございますか。よろしいですか。いいですか、この件についてはいいですか。ほんなら……

(「きちんとした見解だけは出してもらうようには」の声あり)

じゃ、今、委員の皆さんからご意見がありましたが、本市としての見解、これでは見解として受け取れないと。いつもですけども、言っていることが二転三転したり、そもそも公費を支出するようなものなのかということもありましたので、この辺について、しっかりと市として見解を示していただくようお願いするということでもいいですか。きょうは恐らく出せないと思うので。

(「打刻のないやつもあるやんか」の声あり)

そうですね。

北村委員。

北村栄司委員

今、須田委員が言ったのは、受け取っていないからということですよ。

ただ、そうすると、これは1泊で行っているでしょう。だから、私的に行っているんやったら、私的に行ったという形で休暇届けは出ているのかとか、そんな問題まで出てくるねん。だから、そういう打刻のないというのをみずから調査で明らかにしたんだから、だから、そういうことも含めて、市の見解をきちんとして出してくださいということ。私は、どうせえ、ああせえとは言っていません。この結果についてきちんとした市の見解を出してください。揺るぎないやつを、もう、ということです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この出が決算に、頭の総務費のところでも絡んでくるところに出てくるわけじゃないですか。

丸山高廣委員長

旅費やもんね。

井上健太郎委員

旅費ですからね。もともと90万円そこらやったものが、150万円超える金額に膨れ上がってしまっているわけですよ、決算委員会で。補正予算のときに、カーボンマネジメントの話があって、それが企画費に変わってクリアされましたけれども、企画費になったことで、もともと旅費50万円上がっていたものは使わずに済んでいるんですね。担当がかわれば旅費が変わるんですよ。確認すれば、旅費、向こうに行くまでのことはない、メールや電話でのやりとりで事足りましたと。電話やメールで事足りるものに対して、予算請求していたわけですよ、グリーン水素としては、同じ案件を。結果、企画は使わずに済みましたが、そういったことも含めて審議するわけですから、副市長、処分の話もそうですけれども、この件についてはようよう話をさせていただいて、先ほどの発言、訂正する機会はないんですけれども、今しかないと、副市長はこのまとめたことについて、けちをつけてしまっていることについては直さずいいんですか。見解は市長からいただければいいかなと思うんですが、決算審議の前にいただかないと、その方向性が確かなものでないと決算審議に差しさわることだと思いますので、そこは市長、確認しておきたいと思うんですが、この件については締めてしまおうと思うんですが、副市長の先ほどの発言についてはもう、あのままでよろしいんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今、井上委員からのご指摘がございました。私も、この請求を行うということを今やってしまいますと、今、議員ご指摘のように、当然、平成28年度決算認定に差しさわるものでございます。そのほうが職員にとって、それで非常な問題が出たときに、こういう請求を行うよう促すというところを余り強調し過ぎたために、結果的に一番、市職員として説明責任を負っている立場上、その認定まで至らなかったら、要は議会に約束したからそうなったんやというのを危惧した上での、かつ議会の特別委員会における状況を踏まえ、やはり余りにも早くこういう結論を出すのはいかなものかなという状況を踏まえて、要は見合わせるという表現になったんですけれども、意図は違うでしょうか。

丸山高廣委員長

もうこれ、同じことの繰り返しになりそうなので、非常に委員の皆さんに申し訳ないんですが。

この件につきましては、まだまだ質疑があると思うんですけれども、一旦ここで終結させていただきたいと思います。

次に移る前に、今から15分間休憩しようと思います。いいですか。

2時20分より再開いたします。よろしく願います。

午後2時03分 休憩

午後2時20分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、2つ目のため池等太陽光発電モデル事業にかかわる事業スキーム等について、質疑をお受けいたします。

井上委員。

井上健太郎委員

ため池太陽光発電、まず一つ確認させてください。グリーン・アース・パワー・ジャパンへの依頼について、一つ確認させてください。

契約書には、申し込み代理人として、高知県南国市のグリーン・アース・パワー・ジャパンがメルシー for SAYAMAを支払い口座情報とした書類を、もう一つ、グリーン・アース・ジャパンがグッドセンターコンサルティングを支払い口座情報とした書類を作成されていますね。どちらの書類が正しいのかは、後で正しいほうについて教えてください。そういう書類を作成しているにもかかわらず、なぜ、メルシーにも大阪狭山市にも、これ説明の資料にあるんですけども、この契約があるのに代理人との契約書がないのか。大阪狭山市が結んだ契約であるはずですが、代理人による書面作成なので、本市にその証拠書類がないのはおかしいんじゃないでしょうか。関西電力との売電契約の話ですよ。この売電契約を結ぶに当たって、代理人が書面を作成しているんでしょう。この代理人に書面作成させた証拠書類がないのはおかしいと言っているんです。まずは書類がなぜないのか。ないという報告があるのが、おかしいんです。このことについての見解をお示してください。

あわせて、申し込み代理人、グリーン・アース・パワー・ジャパンへの支払いはどのようになっているのか、お答えください。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

平成27年11月12日付で、本市のほうで起案して、接続検討申し込みの決裁を受けておるわけですが、申し込みに必要な添付書類としましての図面でありますとか、作表されたものにつきましては、うちのほうにも記録は、出したもののコピーはあるんですけども、

なぜその書類がこういった経緯でここに添付されているのかというまでの記録は事実としてございません。

メルシー for SAYAMA株式会社にも事実の確認をしましたが、メルシー for SAYAMA株式会社にもその書類は存在しないということでございます。

もう一つの支払いの経緯でございますけれども、それにつきましても、市のほうにも何ら記録はございませんし、メルシーのほうにもないということでございます。ちょっとそういう答えになってしまいますけれども、お願いします。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

どういことですか。どういことですかとしか、聞きようがないんですけども。

丸山高廣委員長

そうですね。これ、メルシーもかかわって、市が書類を提出されているわけですが、社長である市長は何かご存じですか、この会社のこと。

市長。

古川照人市長

何度かこの会社の関係者の方とお会いした記憶はありますが、今回の契約の行為については直接、存じておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

接続申し込みの話もそうなんですけれども、これ……不思議やな。関西電力株式会社宛てに出している電力購入契約申込書兼系統連系申込書（高圧・特別高圧）というこの資料にも、この契約書、これ契約ですよ、関西電力との。この契約書の書面作成代理がグリーン・アース・パワー・ジャパンなんでしょう。

1枚は、メルシー for SAYAMAを支払い口座情報としたものがあって、それがグリーン・アース・パワー・ジャパンという名称でつくられてあって、もう一つは.....グリーン・アース・ジャパン、パワーがないほうがグッドセンターコンサルティングを支払い口座情報とした契約書、この契約書の話は生きていますよね。

この契約書の書面作成の代理人、この書面をつくった代理人ということではないのですか。この書面は代理人がつくったのではないのですか。書面作成の代理というのは、この書面ではないんですか。

丸山高廣委員長

大阪狭山市が契約を行っている書類をつくられているということですよ、この契約上では、担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

今、井上委員がおっしゃってましたグリーン・アース・パワー・ジャパンとグリーン・アース・ジャパンの違いでございますけれども、もともと一番最初の、平成28年2月1日の時点ではグリーン・アース・パワー・ジャパン株式会社で、振込先をメルシー for SAYAMA 株式会社という形で申し込みをしておりましたが、その後、業務基本協定によりまして、振込先が有限会社グッドセンターコンサルティングに変わったことに伴いまして、振込先をグッドセンターに修正しますということで、再度申し込みを入れ直す際の書類を、関西電力のほうでも書類を先、既に申し込み代理人情報を入れておった分を向こうのほうでワープロ打ちでいただいたものに、うちのほうは必要事項だけ記入して押印の上、送り返したという状況でございます。

丸山高廣委員長

グリーン・アース・パワー・ジャパンの仕事というんですか、何をされたんかというのも聞

かれていたと思うんですけれども。

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

これにつきましては、一番最初に戻るんですけれども、一番最初の接続検討申し込みという全ての始まりのときの申し込みの際の必要な添付資料としまして、技術的な事項に関する連絡先ということで、グリーン・アース・パワー・ジャパンがその窓口になっているという情報を再度、電力購入契約申込書兼系統連系申込書のほうで記入を求められているという状況でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

私は、この契約書の書面をつくる代理人が、関西電力とのですよ、この1枚物の書類をつくるのの代理人かなと思ったんですけれども、それ以上はかなり複雑な書面を、技術的な窓口だったりとかという話ですから、かなり複雑な業務をお願いしているわけですよ。書面の代理ということには、文言にはそうなんですけれども、実際には実務的なことを代行してもらっているわけですよ。にもかかわらず、何もそういうことを示すものが残っていないというのは、本当にどういうことなんですか。

丸山高廣委員長

いかがですか。

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

先ほどもお答えさせていただきましたように、記録としましては、市のほうにも、メルシーのほうにもその経緯を示すような書類がございせんので、市のほうの内部決裁をとったときの接続検討申し込みの添付書類として、恐らくグリーン・アース・パワー・ジャパンのほうでつく

られたと思われる製図といいますが、設置図で
ありますとか、資料がコピーとして残っている
だけでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

古川市長は社長でもあり、社長としてはグリー
ン・アース・パワー・ジャパンのどなたかとの
面識はあるようなお話でしたが、支払いはメル
シーとして、していないことになっているん
ですけれども、メルシーとしても大阪狭山市と
しても支払いをせずにそういったことをして
もらっているのであれば、それはどういう関係
にあるのですか。このグリーン・アース・パワ
ー・ジャパンとメルシーあるいは大阪狭山市と
の関係はどのような関係になるのでしょうか。
なぜ、そのような代行をしていただけるような
関係にあるのですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

市としても、また、メルシー for SAYAMA
MAとしても、どのような関係のもとに、この
グリーン・アース・パワー・ジャパンに代理申
請をお願いしたかというのは、あくまでもその
当時の当該職員でないと、恐らくここにいる
メンバーではなかなか答えられないかなと思っ
ていますし、私自身もちょっとそこまでは承知
しておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

市長としては、担当職員からの報告が密でな
かったもので、ないという答えは一定理解でき
るんですけれども、あなたは今、もう一つの顔と
して、メルシーの社長でもあるんですよね。メ
ルシーの社長として、この件には もともと

はメルシーの口座にするような売電契約書を結
んでもらうような状況なわけですから、最初は
ね。もともとはメルシー for SAYAMAの
口座に振り込みをします、してくださいという
大阪狭山市の売電契約ですよね。その書類をつ
くっていく過程において、今、グリーン・ア
ース・パワー・ジャパンとの関係が思った以上に
密なものであることがわかったわけで、私とし
ては、その状況の中で、もともとはメルシー f
or SAYAMAの口座に振り込みをしましょ
うと、してくださいというふうな話になってい
たわけですから、社長として、この書面は目
を通していなければおかしいですよ。社長とし
て、契約を結ぶに当たっての準備書類等々につ
いて目を通していなければおかしいですよ。目
を通していれば、この書類の作成業務に当た
ってのお金が発生することはわかるはずですし、
その支払いを通帳あるいは帳簿で確認するとい
う作業は必要やと思うんですけれども、それは、
今は見つからないのかもしれませんが、当時
のお金の流れの中では確認できなかったのですか。
丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

結論から申し上げますと、私の確認はしてい
なかったというのは事実であります。ちょっと
この日にちを確認していただきたいんですけども、
あくまでもメルシー for SAYAMA
株式会社として設立したのが平成27年11月19日、
接続検討申し込みも同じ日にちという状況の中
で、どういう経緯でこの段取り、手続をしたか
というのは、正直、私は把握しておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この件については、ありませんという答えで
しか、またこれも行き違いしか続かないでしょ

うから、技術的事項に関する連絡先のグリーン・アース・ジャパンの11月19日付の話は置いておいたとして、2月になって、売電契約もされているわけですよね、関西電力と正式に。その折にもその名称は書き込んでいるわけですよ。書面作成代理人の項に書かれてあるわけですね。それは関西電力が打ち込んだものを用意していましたという話でもありましたけれども、それだけの関係がありますよということは書類上明らかなんです。にもかかわらず、それだけの一連の業務にかかわってもらっているのに何も無いということは、本当に理解しがたい話なんです。支払いもないんですか。証拠書類がない、契約書がないのはわかりましたけれども、支払ってもいないんですよね、メルシーとしても、大阪狭山市としても。そこは確認できていますか、支払いがないのですか、あるのですか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

まず、市のほうは、決算の状況から支払いの状況はございません。それから、メルシーのほうも今、今回の資料につけさせていただいております総勘元帳見ていただいてもわかりますように、支払いの事実というのはございません。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

これだけの大きな事業に関する書面作成をしてもらっているのに支払いがないということについて、市として、あるいはメルシーとして、これは不思議なことではないのですか。そういうものですか、契約というものは、作業というものは。

丸山高廣委員長

大阪狭山市が関西電力と契約されているのに、

出されている契約書の中にグリーン・アース・パワー・ジャパンという会社が明記されていて、その関係がわからないというのは、大阪狭山市としてはどうなのでしょう。今の回答ですと、大阪狭山市で書類を提出している事実があるのに、中身についてはわからないということとなりますと、提出している資料のことも誰も把握していないまま提出されていることとなりますよね、市の公印をついていますけれども。ということにもつながるんじゃないんですか。いかがですか、その辺。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

当時の決裁でいきますと、市の内部で公印をつくるのに、接続検討申し込みということで決裁はとっております。ただ、その後ろについている文書についての、ちょっと何度も言って申し訳ないんですけれども、技術的事項に関する連絡先ということでグリーン・アース・パワー・ジャパンと書いてあります。その後ろには直流発電の設備等とか、発電設備の概要とか、電気工事的な、技術的なことの内容というのは多々記載されておりまして、この程度のボリュームがどのぐらいの業務委託というか、設計料というかかかるのかというのは、先ほどもちょっと申しましたように、書類が今の室のほうには不存在でございまして、わかりかねるところでございます。

せんだって、メルシーのほうにも、現在、事務所のほうにも確認というか、させていただいたんですけれども、今ないような状況ですので、お答えできないというような状況になっております。すみません。

丸山高廣委員長

恐らく、これは何回聞いてもその答えのやりとりになると思うんですけれども、では、そういう状態のままであるんですから、何かしない

とだめですよ、これ。このグリーン・アース・パワー・ジャパンという方と契約をされているわけなんですから、大阪狭山市が。書類を提出しているという事実があるんですから。これをやはり、どうするかということが多分求められていると思うんですけれども、その辺を答えていただかないと、多分ずっと同じ、どうやったか、いや、こうでしたという話にしかならないと思うので。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

この件につきましても、先ほどの出張の件と一緒に、調査チームのほうで今、今回出させていただいておりますスキーム図の中で、契約等その中で疑義というか、行政の立場として、先ほどのご指摘いただいている部分も課題として出しております。それにつきましては、おっしゃられているように、市内部ももちろんそうですけれども、メルシーとしてもどうなんやということもありますし、ちょっと弁護士相談のほうにも今かけてした上で、ご回答というか、一定の形でちょっとお時間をいただいております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

少しどのように取り組むかと具体的に答えていただきましたので、大阪狭山市としての方向性は一定理解しようかと思いますが、気になるのは支払いの件なんです。お金の件なんです。これだけの業務を代行してもらっているのに、支払いの事実がないということなんです。支払いの事実がないというこの会計報告、修正された決算報告をもらっているんですけれども、メルシーから、万が一、メルシーに支払いの必要があったことが認められれば、またこれ、決

算報告の修正の報告をもらうことになるんですか。そういう懸念はないのですか。大阪狭山市が支出することになったのであれば、決算締まってしまうているんですけれども、決算の審議をするんですけれども、またこの決算も修正の決算の報告の決算審議をするのですか。お金の支払いは本当に発生しないのですか。今後する可能性があるのですか。あるのであれば、どのように対応されるのですか。ないのであれば、ないという根拠は何なのですか。仕事はしてもらっているのに、ないという根拠はないと思うんですけれども、支払いが生じた場合、どのような対応をされるんですか。

丸山高廣委員長

恐らく、今で見解を言うことはできないと思うんですけれども、例えば今言われているように、市もしくはメルシーで支払わなければならないとなれば、どういった処置をとられるのかということならお答えできると思うので、その辺はどうですか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

書類作成の時点が平成27年ということで、ちょうど2年弱前なんですけれども、現時点では先方のグリーン・アース・パワー・ジャパンから、そういう請求とかがない。もちろん、契約行為が書類として残っていないので、そういう請求行為は向こうから起こされていないのかなと思うんですけれども、確かにおっしゃっているように、何か図面とかそういうのをやっただいただいているという事実があれば、そういう対価は払わなあかんのですけれども、その書類が今ない状態です。ですので、それがどういう形で出てくるのかというか、今、書類を部屋で探してもメルシーのほうにもないような状況の中で、対価をお支払いするすべが、今ないような状況なんですけれども。

丸山高廣委員長

いや、例えば支払わなければならないとなった場合ですね。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

仮にですか。

丸山高廣委員長

仮に。どういうふうな、それも考えておられないというわけですね。あくまでもそんなことはないということですか。何か対処せなあきませんよね。もし、市が支払わないいけない契約になっていたとしたら、会計へ戻らなだめですよ。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。ちょっと先方に一回確認してみます。それしか今はないので。こちらのほうから一回問い合わせして、確認した上で、またお答えさせていただきます。

丸山高廣委員長

恐らくいろいろ調べていただく中に、契約書で本来支払う義務のあるものとか、いろいろあると思うので、支払い方も。それもちゃんと調べた上で、単純にどこどこが支払っただけじゃなくて、その辺の法的なこととか、やっぱりきちりとしていただいたほうがいいと思うので、それはちょっとお願いしたいなと思うんですけども。

井上委員。

井上健太郎委員

グリーン・アース・パワー・ジャパンが絡んでいる関西電力と大阪狭山市との大きな大きな契約の話ですけども、この売電金が大阪狭山市の公会計に入らない状態のまま、今回決算が上がっているわけですけども、まず、そのこと自体がおかしいのではないかと考えています。

大阪狭山市に入金されるべきお金というのは、工事の契約をしたときの支払いであるとか、あ

るいは保育園の保育料であるとか、いろいろな施設の利用料とか、市にお金が入ってきますよね。そういうお金を、市が扱うお金でこういう扱いをする例というのは、ほかにあるのですか。水道事業の収入については別会計であったりしますけれども、それでも公に上がってきますよね。これは公に上がってこなくなっているんですけども、こういう扱いをする会計というのは、過去をさかのぼってもいいですけども、大阪狭山市にほかにこういう例はあるのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません、私の浅はかな記憶なんですけれども、記憶の限りではそういうのはないです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

私も初耳なんです。大阪狭山市が関西電力と電気の料金の売買の契約をしているんです。関西電力は、大阪狭山市に電気代を支払ってくれているんです。この私の今の発言に間違いがありますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

契約書上は関西電力と大阪狭山市なので、そういう形になっております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

裏返しを確認しますけれども、大阪狭山市は関西電力からこの売電のお金を入金してもらっているんですね。お金を支払ってもらっているんですね、契約上。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

契約は大阪狭山市と関西電力なんですけど、振込先につきましては、先日もちょっとお話ししましたように、現在はグッドセンターコンサルティングのほうに振り込みするという形になっております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

振込先は聞いていないんです。そのお金は本市に入るものなのですね。たまたまその口座が別会社の口座であるけれども、そのお金は大阪狭山市と関西電力が結んだ契約に基づくお金なので、大阪狭山市のお金ですよ。今の私の発言は間違っていますか。

丸山高廣委員長

附属の添付資料に、大阪狭山市が発注という形の資料があったと思うんですけど、たしか。説明するためのやつがね。となると、ということも含まれていると思うんです。そんな発注した覚えはないと思うんですけど、そういったことも提出されているわけですよ。添付資料ですか、何かありましたよね。

関西電力からグッドセンターに支払うための理由としてどういうことだということをお聞きになられていると思うんです。以前、たしかそういうことがあったと思うんです。その答えとして、提出された資料がありましたよね。その中に、大阪狭山市が発注者であるというような矢印がありましたよね、たしか。となりますと、今、井上委員が言われている、関西電力に届けられている話がかつとも大阪狭山市に入るのが普通じゃないんですかということだと思うんですけども。書類が存在するわけですから。

井上委員。

井上健太郎委員

担当の人に物すごく答えが寄っちゃっていて

申し訳ないんですけども、例えば水道局と契約しましたよね。水道局の地面を貸してもらってから売買契約……

(「賃貸借」の声あり)

賃貸借の契約を結んで、支払いは大阪狭山市に水道局から支払うという契約をしましたよね。その水道局が支払ったお金は、仮にそれもグッドセンターの口座に振り込まれることになっていたとしても、そのお金は大阪狭山市のものではないのですか。今の例は間違っていますか。

水道局の地面を借りて、パネルを敷いて太陽光を発電しているの、大阪狭山市は地代として支払いをしているんですよ、水道局に対して。

(「逆やと思う」の声あり)

もらってるのか。

丸山高廣委員長

土地の賃貸借契約を行っていて、メルシーから賃貸借として123万円やったかな、消費税込みで、それをいただいている形ですが、言われているのは、恐らく関西電力と大阪狭山市の契約は行われているんですよ、太満池の。だから、そこが複雑なところということを井上委員は言いたいのかなと思ったんですけども。

松井委員。

松井康祐委員

多分、この書類の云々、今、井上委員がおっしゃっているように、契約云々の内容も全て含めて、私自身は専門家ではないので、全然、これがいい、悪いというのは全くわからない状態です、正直。市の中では今までやってこられた契約行為、例えば、私、ずっと前から申し上げているように、開成プランニングと工事請負契約書から始まっています、中身は、この1枚から。この1枚の中には、何度も申し上げていますが、請負者はリース契約の締結の手続きを進めて、請負者、受注者がお金を段取りする

というふうな内容が書いてあるはずなんです、ここに。一旦、その契約があって、変更契約で日にちも間違っただけ、まだお預かりさせてもらっていますけれども、その中で最終のところ、リース契約を締結する場合に限るとしていましたが、今度はリースが難しいということで融資契約に変更されています。これは一旦、変更になっている。じゃ、この段階、日にち的にもう一回追いかけていただきたいですけれども、じゃ、リースが無理だったので融資になりました。ここまでの契約に関して、実際、じゃ、市に対してとか、メルシーに対して、今までの業務違反とか、契約違反的な内容があったのか、ないのか、まず、1点目。

それ以降に、今度は開成プランニングと業務の委託基本契約書を結ばれていると。この中でもうたわわているのは、費用負担、第16条、費用負担は業務に要する費用は全て受注者の負担とすると。ということは、誰も負担するような内容になっていないんじゃないんですか、どこも。要は市もメルシーも。こう読み取れるんです。

先ほどの話にちょっとだけ戻しますけれども、グリーン・アース・ジャパンのほう、これは日付が、だけれども非常に問題で、さきの工事請負契約書の段階でも、要は受注者が全部お金を段取りします。ただ、それ以外の契約についても全部受注者が費用を払いますというふうなことになっておれば、もし、この契約以前にグリーン・アースと開成プランニングがお知り合いで、そちらのほうに回して、これはお願いしていると。その支払いも開成のほうからしましたということであれば、それも一つ理解はできると。ただ、今の話、もう一回、最近の話に戻しますが、じゃ、大阪狭山市が開電と契約している。だけれども、一番初めの説明をもう一回思い返していただければ、通産省へ申請する段階

で大阪狭山市の名義はお借りしますが、それ以降、発生してくるお金に関してはメルシーが管理するというふうなことでお伺いした記憶があります、私は。全てメルシーのほうでね。だから、契約上、まず、それが正しいのか。開電のほう、今までの契約書全部、専門的な方に見ていただきたいんですよ。見ていただいた上で、この契約の流れであれば、受注者のほうに、これも前、オフレコではいろいろまた、皆さん、議員ともお話ししていますけれども、車買ったときに要は工事代も全部受注者が払っていると。だから、担保となるお金はうちに入れてねというようなという文言が、もし、ここに一文でも入っておれば、それが正当性で認められるのかどうか。それを調査していただかないと、多分今ここで何を言っても難しいんじゃないかなと。わかりますか。正解がわからへん段階で、このお話をしても。専門的な方に見ていただいて、その上でこれは間違いですとか、正しいですというお答えをお持ちですか。

丸山高廣委員長
担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

先ほどもちょっと申し上げましたように、今、調査チームのほうでそのため池のやつもそういう課題を上げて、弁護士のほうに相談しているような状況でもありますので、これが正しいというところについては、今、きちっとした根拠を持ってお示しできていないような状況なので、お答えについては控えさせていただけたらと思います。

丸山高廣委員長
松井委員。

松井康祐委員

その答えが多分、井上委員のおっしゃっている質問の全てやと思うんです。正しいか、正しくないか。正しくないから、逆に、じゃ、先ほ

どの、一番初めの旅費の件に戻りますけれども、誰しもが正しいか、正しくないか、当人のほうから聞き取りもさせていただいて、それが本来、本当の答えであるというのがわからないまま、ここで議論していても多分結論的に出さへんのかなと。だから、井上委員のご不安に答えるためにも、その部分を先に提示していただけるような形が一番いいんじゃないかなと思います。

丸山高廣委員長

ほか、どうですか。

井上委員。

井上健太郎委員

そやから、7ページの大阪狭山市と関西電力の間に矢印があって、グッドセンターコンサルティングに売電収の支払いの矢印はあるんですけども、これが直接、支払いが行っているのが僕はどうも妙ちきりんな気がして、契約が大阪狭山市との契約なんですから、この関西電力のお金は大阪狭山市にきちんと入されているべきであって、その入金されたものを大阪狭山市が契約しているメルシー for SAYAMAとグッドセンターの関係も怪しいですけども、どうなのかわからないですけども、でも、グッドセンターコンサルティングとの覚書なり、契約の中でその口座に振り込まなきゃならないという話になっているわけでしょう。この大阪狭山市とグッドセンターと関西電力の間には、メルシー for SAYAMAはかんでこないわけですよ。

最終（録音漏れ）に出された関西電力の契約書の中では、売電契約の中では、大阪狭山市と関西電力が契約を結びました。関西電力が支払います。大阪狭山市は受け取ります。大阪狭山市は関西電力のお金を受け取りますが、受け取り口座についてはグッドセンターコンサルティングの口座へお願いします。関西電力はグッド

センターコンサルティングにお支払いしますではないんです。関西電力は大阪狭山市にお払いします。支払っていただくに当たって、大阪狭山市は本市の本会計の口座ではなく、グッドセンターコンサルティングの口座に振り込んでくださいと指示をした。今の話のどこに、大阪狭山市の公金としての入金がなくていいという説明が成り立つのですか。この契約に今、丁寧に話したつもりですけども、今の話の中で大阪狭山市の公金扱いをしなくていいという話はあり得ないでしょう。僕の話は間違っていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

公金の見解につきましても、先ほども申し上げましたけれども、弁護士等の意見も聞いた上で、また正式にお答えさせていただきたいなと思っております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そんな悠長にしている時間がないわけですよ。このお金を既にこの決算で扱わなあかんわけでしょう。関西電力からのお金は11月に発生して動き出したわけでしょう。違いますの。昨年11月から売電のお金は動いているんじゃないんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

現実、平成28年11月から売電は開始しております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

11月から開始されていて、ほぼ1年ですよ、今9月ですから。1年間かけて、この話が整理

できていないというのは非常に難儀なことであって、主語と述語を確認していけば、関西電力は大阪狭山市に支払います、これ何も間違っていないかもしれません。関西電力はグッドセンターに支払いますという契約をしているんですか、この契約書。そう読みなさいというんですか、これ。甲と乙の甲が大阪狭山市で乙が関西電力なんでしょう。甲と乙以外のグッドセンターコンサルティングは何も関係ないじゃないですか。口座を貸しているだけの、振込先だけじゃないですか。契約者としては存在しないでしょう。間違っていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

契約書上は大阪狭山市と関西電力なので、おっしゃるとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

これ、だから、グリーン水素の担当だけでは答えられないじゃないですか。こういう財政の扱い方は、財政として正しいと判断されているんですか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

財政というお話ですけれども、我々もこういうふうな事業スキームの経験というのはございませんで、今現在、先ほども担当が申し上げておりますように、この4月から新しい体制で今までやってきたことを整理する中で、現在の事業スキームの洗い出しというのがまず、できた状態で、これを今、検証しているという状況でございます。

そこに、我々、これを確実に全て成り立っているのかという検証というのが、ちょっと我々

だけでは限界を感じております。ですので、先ほど申しましたように、法務的な専門家の弁護士、相談ですけれども、これも見せて相談をしている状態なんですけれども、まだ、これが正式に全て成り立っているよねという回答はいただけていない状態です。ですから、そこについては、やはり専門的な方のお力を借りて、調査は継続してやっていきたいと、こない考えております。

以上です。

(「ぐちゃぐちゃになったので確認だけさせてください」の声あり)

丸山高廣委員長

確認だけですか。

□岡委員。

□岡由利子委員

確認させていただきたいんですけれども、太陽光パネル、プラント、これの所有が一体どこにあるかということをもう一度確認させていただきたいんですよ。グッドセンターコンサルティングは融資をされてという形なので、太陽光パネルの発電元になるプラントは、所有は固定資産税とかが入ってくるんですよ、市のほうに。所有は一体どこにあるのか、ちょっと私もわからなくなってきましたので、確認させて。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

所有のほうはグッドセンターコンサルティングでございます。

丸山高廣委員長

そうですね。

小原委員。すみません。

小原一浩委員

ちょっとこういうふうにと考えたら一番わかりやすいと思うんですが、一番最初、とにかく子

会社をつくって、そこから発注して。ただし、考えとしてはリースで回していけるんだから、別に市のお金を最初16億円なんか出さんでもええという感じだったと思うんです。ひょっとして、場合によってはどこか融資も考えたかもわかりませんが、とにかくリース会社で、それでメルシー for SAYAMAが100万円ぐらいで16億円の何かのリースを受けてくれるのかなと私も心配しておったら、やっぱり、それは受けてくれへん。市に債務保証をしてもらわないかと。しかし、市の債務保証はできへんと。そしたら、リースであっても、ファイナンスであっても、発注した業者にどこか探してきてくれと。とにかく、こっちはそれを段取りできへんからというて、そしたら、開成プランニングは方々探して、売電の売り上げがあるし、これはそんなに損するわけじゃないですよというてどこか探して、しかし、リースはいかんとということで、宮崎県のほうか何かで探してグッドセンターコンサルティングがファイナンス。コンサルタントもそんな金ないから、どこか保証したか何かで宮崎銀行から金を借りて、開成プランニングに8億円か7億円か知らんけれども、払ったと。所有権は融資した会社が持っている。

そのときに、一番最初は大阪狭山市と契約すると、申し込んだから、27円をキープするために大阪狭山市はやると。当初はそれでやったけれども、グリーン・アース・パワー・ジャパンというのが、最初、メルシー for SAYAMAへ送金してくれということでした。申し込んでおいたけれども、ちょっといろいろ事情があって、大阪狭山市が何も所有権を持ってへんと。だから、所有権を持っているここへ振り込んでくれと。

これは契約者に必ず振り込まないかんとすることは、僕は、ほかのものでもありますけれど

も、必ずしもそうじゃないと思うんですよ。例えば自分のところの家で、業者が.....

(発言する者あり)

いやいや、ようわかるために説明しているんだから。

業者が設備をして、業者に費用を振り込んでもらおうと。申し込みはその個人であっても、設置した、パネルをつくったところに振り込むということはあり得る。そういうことやから、わざわざ振込先の欄もあるわけやと私は思うんです。

そういうことから言うと、だから、今、何で大阪狭山市は契約している。そこへ振り込まないかんねんと言うたって、大阪狭山市に所有権がないんやから、関電も考えたら、所有者のところへ、その物を持っているところへ振り込むのが当たり前やと思って変えたんだらうという気がしています。そういうふうに変えたら、なるほど現状はそうかなという気がするんですけども、全然違いますか。

丸山高廣委員長

わかりやすい説明だそうなんですけれども、いかがですか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

考え方としてはそういう考え方かなと。もともとメルシーにはお金がないと。おっしゃっているように、最初の契約では工事契約の中にリース契約で、売電益をリースで返していこうとしていたと。ただ、それが開成の中でその代金が、リース契約ができなくなったので、途中のいろんな変更契約についてはちょっと疑義がありますけれども、それが融資になったと。

その間に、平成28年7月29日に業務委託基本契約書で共立と契約をしております。その中で共立電機との、第5条の中で、業務の役割のところ、受注者は資金の調達、電気工事という

ことが入っております、恐らくここで電気工事の部分のお金を開成のほうにお支払いしているのかなというふうに、現在、担当のほうではそういうふうに解釈しておりますけれども、それについては、先ほども言いましたけれども、弁護士のほうにも意見を聞きながらまとめていきたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

弁護士と相談された上で、物すごくシンプルに僕は話を聞いているんです。関西電力が大阪狭山市に支払う。大阪狭山市は関西電力から支払ってもら。契約書はそうなっているんです。そのお金の口座はたまたま、その物を持っているグッドセンター。パネルの持ち主であるグッドセンターの口座になっている。それはもうわかっているんです。

公会計に入らないのがおかしいなとは思っていて、ほかにそんな例があるんですかと聞いたところ、ほかに今まで聞いたことがない、例はないということなんです。今回初めてこういうケースを扱うわけでしょう。扱うんだけど、これで決算書をつくってしまったんでしょう。来週末から審議する決算書をつくってしまったわけでしょう。そこには一切、入の項にこの売電によるお金は、関西電力と契約を結んでいるにもかかわらず、入されていないわけですね。グッドセンターの口座に入っていようと、それが私の口座であっても、それは大阪狭山市のお金なんでしょう。あしたから、グッドセンターコンサルティングの口座を大阪狭山市に戻しなさいと言った瞬間に大阪狭山市のものになるんですか。私の、井上健太郎の口座に振り込みなさいと言ったら、私のお金になるんですか。井上健太郎の口座に振り込みしてくださいと言

ったところで、そのお金は関西電力が大阪狭山市に支払うお金なんですから、大阪狭山市のお金でしょう。間違いなく、契約とは甲と乙の話なんですから、甲と乙の話しかないわけなんです。

(「そんなことないわ」の声あり)

そんなことありますよ。

(「ないよ。それは所有権のところへ振り込むんやから」の声あり)

それは置いておいて。なので、その契約が本当に正しいかどうか、今、判断できないわけでしょう。わからないから、専門家に聞かれるわけでしょう。専門家に聞いた結果、万一、私が言うとおりの、非常にシンプルな話なんですというふうになれば、ほかの会計と一緒にですよ、これはグッドセンターの口座に入りますけれども、お金の持ち主は大阪狭山市なんですから、大阪狭山市の公会計に入らなければおかしいですよとなれば、大阪狭山市のこの決算もまた修正報告をされることになるわけですが、そんな事態というのはあり得るのですか。

(「委員長、一つだけ」の声あり)

丸山高廣委員長

ちょっと待って。

井上健太郎委員

判断によってあり得るのか、それだけ答えてもらったらいいです。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

平成28年度決算を修正しに行くということはちょっと可能性としてはないかな思っています。ただ、今後の調査の中で、今の事業スキームがおかしくて、本来、市に歳入すべきというふうな判定が出て、これ全ての契約のスキームをやり直さなアカンなというふうな判定が出たら、それはそのときにさかのぼって、そういうよう

な対応を、金銭的な部分については精算をしていくということで、平成28年度の決算を修正して、そこへ入れに行くというのは現実的にはないというふうに認識をしております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そうすると、平成29年度で補正という形で入ってくるようなことになるのか、というふうな話でよろしいですか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

そういうふうな経理が妥当だというふうなところで、公的なところで評価をされるというふうなことになるれば、そして、市がそのようにするということになるれば、そのような対応になると思います。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そうすると、仮に大阪狭山市からメルシーを介して、メルシーにお金が入っていったりするケースがあるかと思うんですけれども、それはメルシーの決算もそうじゃなくて、平成29年度の中で補正されていくという流れ、合わさっていくので、それはさかのぼったりしなくて大丈夫なんですか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

後になって修正が発覚して精算で対応していくというふうな手法に恐らくなると思うんですけれども、その対応については、さかのぼってやるというよりも、現在の予算、決算の中で修

正を加えていくという流れになると思います。

ただ、法人税の、株式会社のほうの経理の申告の関係で、追加で支払うとかいったケースが出てくることについても、それはまたちょっと専門的な対応になると思うんですけれども、現時点で具体的にどのような経理が出てくるのかというのはちょっとお答えできないです。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今年度の会計で、平成28年度ではなく、今年度以降、その場での判断によってその場での精算をすると。さかのぼったりすることはなく、その時点できちんと整理するという話を今いただきましたので、そこは信頼に値するでしょうし、そのようにしていただきたいと思います。

本当に今まで扱ったことがないケースのお金になっていますので、慎重に扱っていただくことと同時に、もともとと言った話と違っているケース、もともとのシンプルな話でしたということが一番想定されていないケースやと思うんですけれども、そのケースに落とし込みがそこやったときには、早急に議会に報告いただいて、直ちに精算手続というかしなければ、先ほど言われた法人税の絡みですとか、いろんなことがあると思いますので、早急にしていただくように要望いたしまして、この質問を終わります。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

すみません、ちょっと確認なんですけれども、井上委員の今の質問がありまして、私ずっと伺っていて、何か新しく工作物を例えば市のどこかに建てたから、その部分が公金に入らないのかとか、新しいことかなと思ったんですけれども、大分これ話がまた後退しまして、最初か

らこれは大阪狭山市と関電と、経産省から27円かお金を取りに行き、関電と大阪狭山市で契約を結んだのは、そこはそういう契約を結んだと。ややこしいので、共立とグッドセンターは一緒なので、もう共立グループにしますけれども、共立グループに全部お金を出してもうたから、共立グループにお金を入れますと。

問題は、だから、大阪狭山市とメルシーの間だけが何にもないから、業務委託基本契約書でメルシーと共立グループの間にはしっかりと契約ができていて。

さっき、ご答弁にありまして、所有者グッドセンターとおっしゃったけれども、これは何か、これ読む限り共立なんかだと思いますけれども、一緒なんでどっちでもいいんですけれども、共立グループが全部持っていますと。お金も用意しましたと。そこにお金入れますと。だから、メルシーと共立は出てくるし、大阪狭山市と関電は出てくるけれども、大阪狭山市とメルシーを一体と考えるかどうかのところは最後、問題残っているから、ここの関係をまき直すという話で聞いたと思ったんですよ。

でも、その話がまたずっと後退して、そもそも公金みたいな話までなっているから、それは関係整理はできなかったということですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

そこも踏まえて、今回事業スキームにおけます、一番真ん中のところですけども、大阪狭山市とメルシー for SAYAMAのところ、点線で関係整理ということを書いているかと思えます。そこについても、今現在、そういう法務相談というか、そちらのほうで相談しているような状況です。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

その話は生きていますよね。そこが生きていなくなったら、さっきの井上委員のご意見のとおり、多分、相当決算の修正になってしまうと思うんですけども、私ら、まだそこ、太陽光発電だけはちゃんと地域の意見を聞きながら進めてくださいねと言っていたのは、そこが生きていたのを信じてきているので。それだけちょっと確認させてもらいたくて、意見にしておきますけれども。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

関連ですけども、発注主はメルシー for SAYAMA ですよ。契約は開成とやり、そして、実際の工事は共立がやったと。お金はグッドセンターが出したということになっていて、売電の契約というのは、市と確かに関西電力が結んでいますよね。関西電力がグッドセンターにお金を出しているという形になっています。そういうこともあり得ます、確かに。

しかし、その場合は、市と関電とで結んでいます。じゃ、ほんなら、市はどこどこにやってくださいというような、振り込んでくださいというのはメルシーと結んだんでは意味ないわけですね。市と結ばないと。市が契約しているわけだから。だから、市がここへ振り込んでくださいというのであれば、それは通るわけですね。だけれども、そこが全然この経過ではないんですよ。

先ほど須田委員が言うたように、メルシーと市との関係が全然ないものですから、だから、不自然に感じるというふうになるんですよ。だから、そこをきちっと整理してもらおうということと、本来は、井上委員が言うように、市との契約ですから市に入って当然なわけですね。それをグッドセンターに入れてくださいと

言うんだったら、市とグッドセンターとは何らかの関係で結ばないと、それはないですから。メルシーとの間ではありますけれども、市とはないですから。そこの整理をきちっとすれば解消するんじゃないかということで、そういう整理はきちっとやってほしいなというふうに思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

1,835万9,136円の使途明細、14ページですけれども.....

丸山高廣委員長

それは次の案件になるので、すみません、ちょっとお待ちください。

井上委員。

井上健太郎委員

資料2の説明資料8ページなんですけれども、工事請負契約書による株式会社開成プランニングへの請負代金の支払いについて。業務委託基本契約書の締結以降、株式会社共立電機製作所による工事が進められ、資金調達については株式会社共立電機製作所のグループ企業である有限会社グッドセンターコンサルティングが行っている。確認できています。その中で代金の支払いも行われていると思うが、これは誰が誰に代金の支払いを行っているかと思っていて、メルシー for SAYAMA 株式会社にはその代金支払いの関係の資料は存在しないということなんでしょうか。もう少し具体的にこの内容の説明をもらえますか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

業務委託基本契約書の第5条の中に、業務の役割というのがございまして、受注者は資金の調達、電気工事、維持管理、発電所の運営管理

及び事業実施者との協議を行うものとするというくだりがございまして、この中の電気工事の分につきましては、この中で含まれているのかなというふうに考えております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

メルシー for SAYAMA が開成プランニングへ支払うのですか。誰がどの代金を、今の電気工事の代金を誰が誰に支払うのですか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

業務基本契約書の共立が電気工事の支払いを行うということで、第5条に書かれております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

共立電機製作所が開成プランニングへ支払いをするということによろしいですか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

はい、そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

非常に整理するのが、頭がこんがらがってくるわけなんですけれども、その支払いの関係の資料をメルシーが持っていない状態で、あのパネルは浮かんでいるわけなんですよ。メルシーは要らない、なくても大丈夫ということなのか。パネルの設置の工事であったり、そういうことに関しては共立と開成の中で済ませていることなので、メルシー for SAYAMA は何ら無関係な事業であったということによろしいですか。

丸山高廣委員長

これ、2つの契約書があるようなことになっていますよね。もともとメルシーと開成と契約されている分と、今言われていました共立と開成が契約されている分との2つがあるわけですよ。メルシーとの契約がそもそもどうなんだということだと思っただけですけども、いかがですか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっともう一度復唱になりますけれども、もともと開成とメルシーの契約が平成28年1月18日にありまして、当初は、先ほどもご説明しましたように、リース契約で進めていたけれども、それがちょっとどういう過程かあれですけども、それに至らなかったと。

その間で、業務委託基本契約書、太陽光モデルの事業スキームについては契約を共立と結ぶことによって、先ほどご説明しました開成との契約のメルシーの分の代金の支払い等、電気工事も含めた上で業務委託基本契約書で結んでいると。その中で、ちょっと時系列があれなんですけれども、整理せなあかんとは思いますが、変更契約書で平成29年2月10日に、請負者については開成のほうですけども、リース契約を融資契約に締結した場合として、初めてそこで代金のほうの支払いが発生するということでございまして、その時点では共立のほうと業務委託基本契約書が結ばれておりますので、それについて、メルシーが既に結んでいる開成との代金のほうの支払いについては、資金調達についてはグッドセンターですけども、グッドセンターコンサルティングのほうから開成のほうにお金を支払っているということで聞いてありまして、その代金の支払いについては、ちょっとメルシーのほうに聞きましたら、そちらのほうについては存在しないということでした

ので、グッドセンターから開成のほうに支払ったということになっております。

丸山高廣委員長

それですと、グッドセンターが発注者になるんですか。メルシーは何もしていないですね。担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

残っているのは工事請負契約書の存在が残っているということです。あくまでも、パネルを浮かべるのは、メルシーと開成との工事の部分を、その工事の部分の支払いも受けて、共立さんとの業務委託基本契約書のほうで、その中に包含してしまっているということです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

開成と結んだ、あのいっぱい大きな金額の印紙を張っていた話はもうチャラ。それは生きていないから、今、共立が直接という話になってくる。共立が直接、開成に支払いをして、直接、共立と開成の契約なんだとしたら、最初にメルシーと開成の契約があったと思うので、その話はもうすっ飛ばしちゃっているのですか。今の説明やったら、なくてよかったことになって聞こえちゃったんですけども。

丸山高廣委員長

これ、建設業法にもかかわってくるような話ですよ。契約しているんですからね。

井上健太郎委員

でも、整理するとそういうことですよ。

丸山高廣委員長

休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時45分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

ここで報告いたします。

松井委員より所用のため途中退席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは質疑に移ります。

北委員。

北 好雄委員

グッドセンターコンサルティングと開成プランニングが、やりとりがあるというふうに言われていましたけれども、資料2には何もないんで、これは一体どうなっているのかなと思ひまして。よろしくお願ひします。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

資料2のほうの確認の際には、おっしゃっているように、グッドセンターから開成に支払っているという事実が、現時点もそうですけれども、確認できていなかったんで、そういうふう

に点線が今入っていない状況です。
ただ、ちょっと経緯を見ていきますと、先ほどもからお話しさせていただいていますように、もともとメルシーと開成プランニングとの契約で、パネルを置くというところの契約の対価については、後ほどの、平成28年7月29日の業務委託の基本契約書の中で、こういう売電益でもってその対価を払っていくというところの部分になっておりますので、現実的にはこれは発生しているのかなと。

ただ、現実としては、こちらのきょうの資料にもお示ししているように、事実がちょっとなかったものですので、ここには矢印は入っていない状況です。

以上です。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

ということは、資金調達においては、受注グ

ープであるという有限会社グッドセンターコンサルティングが行うということで、そういうふう

に予想されるというのでよろしいんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長
予想というか、現実的にその書類を確認したわけではないんで、そこに点線を入れていないという状況です。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

すみません、わかりました。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

14ページですけれども、いいのかな、もう。

丸山高廣委員長

まだです。まだまだ。

小原一浩委員

関連です。

丸山高廣委員長

関連。まだです。

小原一浩委員

まだ早いの。

丸山高廣委員長

はい。もうちょっと待ってください。

小原一浩委員

ほんたら、決算書を修正のあれはどうやろう。

丸山高廣委員長

決算書は、それが最後のやつなんで。もうちょっと待ってください。

小原一浩委員

関連していること違うん、関連で。

いや、ほんたら、決算のやつ。

(「決算まだや」の声あり)

丸山高廣委員長

決算、まだです。

小原一浩委員

決算、まだかいな。何をやってんのや。

丸山高廣委員長

しばしお待ちを。

井上委員。

井上健太郎委員

施工体系図を出していただいたんですけども、ちょっとこの見方をわかる方に教えてもらいたいんですけども、この点線とか実線とか、四角で囲われている会社とのつながりみたいなのをどのように見ればよろしいんですか。これがわかる方、すみませんけれども。

(「これか」の声あり)

ううん、それじゃなくて。この四角ばかりのやつ。

丸山高廣委員長

普通なら枝葉に分かれていくような線ですので、これやと……

井上健太郎委員

9ページです。

丸山高廣委員長

ああ、9ページの施工体系図、井上委員が言っているのは、全部結ばれているこの体系図というのが、こんながあるのかなという感じなんですけれども、どうですかね。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっと一般的な説明で申し訳ございません。それでさせていただきたいと思うんですけども、恐らく一番左側に開成プランニングというのがあって、そこから真横、右側の電気工事というところに株式会社大本電気というのがあって、同じように並列で、水中アンカーの部分の工事は日本ランテックというところが受け持つと。同じように、とび・土工については、その下なんですけれども、有限会社西村建

設というところがあって、同じく建築工事で株式会社狭山工房というのがございます。

ちょっと上にまた戻っていきますと、大本電気工事の協力会社が、その右側の藤井電気工事株式会社。その下なんですけれども、株式会社日本ランテックの協力会社がサンライズ株式会社。同じように、まだその右側なんですけれども、協力会社がリアライズという方のグループになってくると思います。

その下なんですけれども、有限会社西村建設の協力会社が柴田工業、これは合資会社です。その横なんですけれども、右側に伸興建設有限会社が来ます。一番下なんですけれども、株式会社狭山工房と、協力会社が株式会社勝木建設という形の並びになります。

間に入っている線とかがちょっとややこしいというところなんですけれども、点線になっていまして、実線のところが主な横のラインになっていまして、業者間に入っております点線と縦線については、この中ではちょっとあれかなと思います。ライン的には関係のない線かなというところは、一般的に見て感じるところでございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

要は普通じゃない書き方なわけでしょう、これは。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

普通じゃないというよりも、ただ線が消えていないというだけかなと思います。本来消さなあかんところの、多分、線やと思います、ここについては。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

切り返しがすばらし過ぎました。

点線が本来あるべきじゃないはずですし、消し忘れという表現がされましたけれども、でも、これは正式な文書なんでしょう。消し忘れているとは、何かさっきのメルシーと小林市みたいなものですやんか。何かあり得ないことが起こり得るんですね、これは。

測量が一番右側の端っこにぼつとあるんですけども、何か測量は本来、一番最初にして、その後電気工事が発注されていったりとかという、時系列とは余りこれは関係なく、こういうふうに組み上げていくのが施工体系図なんですか。施工順に並んでいったりするのかなと思ったんで、別にそういうことは気にしなくていいのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。一般的なことで申し訳ございませんけれども、並びについては特に何も問題が、順番はなかったかなと思います。

以上です。

丸山高廣委員長

すみません。ただ、水中アンカーと測量が結ばれているのは、ちょっとよくわかりにくいとは思うんですけども。測量は測量で。

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

測量につきましては、その横並びの水中アンカーの深浅測量という分で、池底の浅い深いを測量によって、どの位置にどれぐらいのアンカーで、ワイヤーがどれぐらいかというような測量だったというふうに記憶しております。

丸山高廣委員長

それですと、測量は単独で書いたらいいんじ

ゃないんですか。水中アンカーは水中アンカー工事ですよ。測量は測量工事だから、工法とかじゃなくて、測量で単独で書いておかないとだめなんじゃないんですか。水中アンカーでつながっているというのは、何か。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

ちょっとこの工事の測量という表記がどうかとは思うんですけども、その横並びの水中アンカーの業務に関連してというふうな書き方かなというふうに思います。

丸山高廣委員長

よくわからん書き方をしているということですよ。ほんなら、測量という表現が。すみません。

井上委員。

井上健太郎委員

この図面、施工体系図というのを開示いただいて、今、読み方も確認させてもらって、電気工事の並びがあり、水中アンカーの並びがあり、その水中アンカーに関する測量があるんでこの測量が右側にあって、一連のつながりがあるという流れは、余分な線がある話も、消して見てくださいということで、消して見れば見られないことはなくて、説明いただいたとおり、こちらが思ったとおりなのかなと思っているんですけども、そもそもこの施工体系図というものとリンクするというか、この体系図を裏づけするための施工体制台帳というのが本来あってしかるべきなんですけれども、この施工体制台帳というものを開示していただかないといけないと思うんですけども、この審議するには必要な書類だと思うんですけども、この書類については、施工体制台帳というものについては提出していただけるのでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっと書類につきましてはメルシーのほうに存在しているかなと思いますので、確認した上でまたご提示させていただきたいなと思っております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

その書類がこの体系図の大もとの大もとになるはずですから、必ず提示、提出していただくように調整ください。それでもってまた次の会の審議を深められたらいいかなと思っています。

それで、この9ページの施工体系図の内容について確認しますが、工期が2016年8月1日から2017年3月31日に至るという工期になっているんですけども、これは8月1日でよろしいのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

工期については工事月報を確認した上でご説明したいなと思っておりますけれども、ちょっと記憶というか、引き継ぎの中で、大体これぐらいから工事していたということで聞いておまして、実際の工事に入った期間を書いているのかなと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

契約した日付での工期じゃなくて、実際の工事が始まってからの工期ということを書いているということなんですか。でも、終わりは11月30日に終わっているんですから、至るは11月30日でないといかんですけれども、これは3月31日になっているんですけれども、どういうことなんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。先ほど井上委員から言われました、ここに書く工期につきましては、恐らく施工体制台帳で契約をそれぞれ業者で結んでおりますので、その工期が入るのかなというところでございますので、それにつきましては、ちょっとメルシーのほうの施工体制台帳のほう等を確認した上でお答えさせていただきたいと思っております。

丸山高廣委員長

すみません。体系図の工事ごとの工期と、一番上書いている工期とか違うんで、だから、その関係性について、多分井上委員のほうから言われていると思うんですけども、大枠の工期のところは、正規の工期、契約の工期を書くんじゃないんですかということは違うんですね。

もうこれはあくまでも電気工事とか、それぞれの工事ごとの、工事契約の期間で書くということですか。それは期日をどちらか訂正しないとだめですね。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

上のほうですか。

井上健太郎委員

上のほうですね。

丸山高廣委員長

はい、上のほうです。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ああ、そうですね。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

この工期につきまして、そういうところも、視点もちょっと加味した上で確認します。

一番上の工期と書いてある、工期末については、契約の工期なのかなというふうに考えておりますので、そこについては、ちょっと確認した上でまたお答えさせていただきます。

丸山高廣委員長

井上委員、よろしいですか。

井上委員。

井上健太郎委員

その工期は、契約上1月18日からの契約だったと思ったので、その日付になるのかなと思ったのが8月1日になっていたので、ちょっと確認させてもらったわけですが、台帳とあわせて確認いただけるということですから、確認いただきたいなと思っています。

何せ日付をあれと思ったりだとか、点線であったり実線が多過ぎるような、多分これは電気工事から下に伸びている真ん中の線なんかも要らないわけでしょう。つながる必要はないわけじゃないですか。

だから、そういうのは、縦線はほぼほぼ右端も真ん中も要らないはずの縦線が入っていたりとかするので、何かこういう図が正式な書類として残されていることも、何か本当に首を傾げるを得ないことになっているので、改めてこの体系図について、工期についてもあわせて確認していただきますのと、台帳のほうを必ず提出いただくようお願いいたします。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

余り細かいことを聞いてもあれやし、もう修正の決算のところはええんですな。

丸山高廣委員長

まだです。1回閉じてから。

小原一浩委員

早よしてや。細かいことを聞いても仕方ないやんかいな、ほんまに。肝心なこと聞こう。

(「だから、順番に」の声あり)

丸山高廣委員長

順番、順番ね。

ほか、ございませんか。いいですか。

北村委員。

北村栄司委員

ずっと説明を聞いていて、なかなかわからないところが多いんです。ちょっと専門的な知識がないと答えられないというふうに当局も述べられていますし、私たちもなかなかきちんとした、はっきりとこうだと言い切るだけのちょっと知識も、私個人的にはありませんので、きちんとした説明ができるように、これも当局として示してもらいたいと。こうだろう、ああだろうという話では前に進みませんので、よろしくお願いします。

それと、地元の関係なんですけれども、大鳥池、濁り池の関係で、東野、東池尻、池之原地区との関係で、本来は財産区との契約を結ぶ方向でというふうな説明がされていたと思うんですけれども、それはそういう作業で進んでいるんですね。池之原、濁り池にしても。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

財産区の担当をしておりますので、総務部のほうからお答えいたします。

大鳥池につきましては、財産区とメルシーとの契約、協定という形で進める予定となっております。

濁り池については、これは副市長の答弁からもございましたけれども、現在、財産区との契約ではございませんで、メルシーと地元地区水利との協定ということになっております。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

途中でと言うたらおかしいんですけども、濁り池ですけども、地区との契約でというふうに今、述べられていますけれども、それで大

丈夫なんですか。正常なんですか、それは。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

本来、今回の太陽光パネルの設置につきましては、財産区の処分に当たるという認識を持っております。

ただ、処分の際に、要綱適用をするには管理団体というのが必要でございます、岩室財産区には管理団体がいないということですので、要綱が適用できない状況ということで、そこらの地元との協議を踏まえまして、メルシーと地区と、それから水利との協定になっているという状況でございます。

ただ、答弁でも申し上げておりますように、今後、そのような要綱適用できるような管理団体ができました際には、要綱適用できるような方向で協議をしていきたいというふうに考えております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

できたらじゃなくて、財産区管理会、あるいは協議会になるかはわかりませんが、何らかの形でそれをつくって、それで契約を結ぶということの方向で進めていくということではないんですか。そうでないと、今の話ではできたらというふうに言っていますけれども、ちゃんとできる方向での地元との話し合いとか、岩室財産区という形での、何らかの形でそれは対応するべきだと思うんですけれども。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

それについても、事業着手する段階で、管理団体の設置ということで、かなり地元とも調整をいたしましたけれども、なかなか設置につい

てすぐできない状況があるというところで、市におきましては財産区の管理者になっておりますので、その辺については、管理団体の設立については、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

していきたいと、その方向で進めますというふうにならないとだめだと思うんですけれども、そういうふうに答えてきたと思いますので。違いますか。その方向で進めますと。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

答弁では管理者ですので、管理団体の組織化について働きかけていきたいという答弁をしておりますけれども、我々もできるだけ早期にそのような方向で進めていきたいと思っております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

だから、本来は財産区協議会なり管理会なりを明確に組織した中で進めるというのが正常だということですよ。

一応その確認だけでした。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もとに戻りますけれども、本来あるべき姿は財産区なわけでしょう。そのことに対して、本会議場で副市長が、これは不公平じゃないのかということに対して、不公平なのか公平なのかの曖昧な答えが今の部長の答えにもつながってくるん違いますか。

これは財産区で統一しなければ、このまちの

本来の姿、公平公正、透明性を高める、しっかり担保するようなまちとして存在しなくなってしまうんじゃないですか。ここは徹底しなければならないことやと思うんですけども、ここについて、今の部長の見解をサポートするような発言は副市長からはございませんか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

基本的に財産区というのは、本来フラットにあるべきだと思います。ただ、現状、当初からの濁り池の水利関係者との協議の中で、その辺のことを市としては助言等指導をしたものの、なかなかすぐに組織化することはできないということから、担当のほうで要綱によらずにできるほうを考えようということを取り組んでまいりました。

ただ、井上委員、また北村委員おっしゃるように、基本的にはやっぱり財産区というのはその制度に基づいてやるべきであると。だから、現在好ましい状態かといったら好ましくはない状態でございますので、先ほど担当が申し上げましたように、速やかに設立といいますか、組織化に向けて支援していく、指導していくということを述べたわけでございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

財産区がきちんと組まれなくても、この売電益の支払いはもう地区に先行して支払いを進めていくということになるのですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

契約が調いましたら、当然支払っていくというような中身になりますので、支払いを進めて

まいります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

その契約を結んで支払いしてしまえば、財産区の扱いになるなんてことはあり得ないのですか。3分の1市に入れるという話は消えてしまうのではないですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今、北村委員初め井上委員からご指摘いただいていることについては、池之原地区もしくは水利、もしくは岩室地区の方々についても説明を申し上げてきています。市として、考え方としては財産区でありますので、財産区の取扱要綱に従って対応していくというのは、もう当然のことです。

ただ、現状においては、池之原の濁り池に関しては、財産区管理会ができていないという現状がありますので、現段階においては池之原の地区会と水利組合とで協定をもう結ばせていただいておりますけれども、今後速やかに財産区管理会を立ち上げていただくような話を今しておりまして、それはいつまでにできるかというのははっきりわかりませんが、市としての意向は当然伝えておりますし、そのように運べるように市も推進していきたいというふうに考えています。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

これは最初の段階でやっぱりきちんと財産区管理会をつくって、本来はそこでするんだという立場で話をしておれば、また話は違ったと思うんですよ。それがきちんとできていなくて、地元の協力を得るというのみで話がやっぱりあ

ったんだと思うんですよ。

地元は最終的にもう大分やりとりをやっていましたから、聞いていたら。いえば、これ以上伸ばすのはもう大変やと、何回も何回も来て、それで話し合いするのももうかなわんという思いがあって、もしあかんかったらもうええよというようなところまで行っていたでしょう、現実には。

その中で、地区会として、地域として協力はしてもらえたらという思いで結んだんだと思うんですよ、メルシーとしても。だから、当初のスタートというか、私はそこがやっぱりきちんとできていなかったというふうに思います。だからこんなことになったと。

だから、正常な方向でやっぱり対処していくしか、あとは何か問題が起こったときに対応できなくなるでしょう、もし何か起こったら。やっぱり財産区としてきちんとしておかないとというふうに思います。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

すみません。財産区のことです。ちょっとお聞きしますけれども、当時は東池尻と東野の財産区ということでやったら、もう既に話が済んで、売電益が入ることだったと思うんですけれども、それが締結していないということは、池之原のほうがないのになっているということで、これは逆転になっていることと思うんですけれども、そのあたりの見解、東池尻、それから東野のあたりとの折衝について、実際どういうふうな状況でおけているのかと。

本来、ここに一番財産区があれば、当然そこがもう締結して、池之原だけが残ったという形になるし、また別の角度でいうと、美原のほうの菅生と平尾の地区のほうは水利関係のほうになっているかと、地区のほうだったと思うんで

すけれども、そのあたり大きく考えれば、整合性というか、体系的に考えれば、不公平感が、それぞれ3つとも違うのかなと思うんですけれども、そのあたりどういうふうになっているんですか。見解をお願いします。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

先ほど北村委員からもご指摘あったように、本来であれば事業に着手するときに全ての手続関係を適正に済ましておいて、そこから事業着手というのが本来の形やったと思いますけれども、ちょっと事業を先行させてきたという経過がございますので、その辺の後追いの協定という手続になってしまっているというのが現状でございます。

そういう意味では、池之原と大鳥池のほうでは協議の進捗に差異があったということで、ちょっと時期についてはずれているということでございます。

以上です。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

池尻の財産区と東野財産区があるんですけれども、そちらのほうはまだ妥結というか、最終的にはこれでいこうかというところまでなっていないんですよ。ということは、逆転しているように思うんです。池之原がないのにそういう形になっているんですけれども、そこらあたりどういうことで東池尻と東野がおくれているのかなということが、素朴な疑問でございます。丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

大鳥池のほうにつきましては、まさに今の協定の、もう最終調印段階まで来ておりますので、

締結に向けて進むと思っております。

ただ、池之原のほうについては、ちょっと先行して手続が進んだということで協定が結ばれたということでございます。

以上です。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

そしたら、堺の地区のほうの、美原のほうの地区との協定のほうはもう既にということなんですけれども、そのあたりの説明と、大阪狭山市の場合、財産区があるなしということだと思っただけなんですけれども、これをきちっと、大きく見た場合に、いわゆる池の財産区で、財産区といえどもともその土地の分と考えておれば、池尻と、それから東野だけだと思っただけなんですけれども、そこらをちょっと非常に疑問に思っただけです。

本来、当然あるべき姿は、水利であれば水の権利で、例えば何ぼかということになると思っただけなんですけれども、そこらあたり、なぜ美原の2地区にそれぞれの形で入るのかなど。この事業はかなりの部分がそちらのほうに行くと、大阪狭山市の中の大鳥池の事業でありながらそちらへ行ってしまうということで、素朴な疑問もあるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。向こうは水利だけなんですか。水利というか、地区というか。そのあたりどうでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

堺のほうでの取り扱いが、同じ池でありながら違うということになります。大阪狭山市側は、東野と池尻の財産区のほうで受けていただくということになっております。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

ということは、何の名目で美原のほうにある程度の売益が行くわけなんですか。

例えば水利へ、水がここへ流れていくと、給水があるからこうだということであれば、純粋に東池尻も東野という形でなると思っただけなんですけれども、そのあたりかなり整合性がうまくとれていないように思っただけです。

なぜ東池尻と東野だけでなく、実際財産区である、いったら行政区が違う堺市、旧美原のほうの2地区のほうに行くのかなということが素朴な疑問ですけれども、それについてはどうでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

あちらの大鳥池につきましては、ちょっと過去からの経緯がありまして、狭山処理場、今、水みらいセンターですけれども、あそこはへど池があったかと思っただけなので、あそこの所有権をいろいろ係争されて、権兵衛池とかへど池とか大鳥池については、下流域に水を供給している菅生、平尾の地区も権利があるよと。東野と池尻についても、もちろん地元なんで権利があるよと。

ただ、その割合については、均等、4地区なんで25%ずつ持っていますよということが過去に裁判で結審されていますので、今回の大鳥池についても、売電益が、今回結ぶやつなんですけれども、そのお金についても4分の1ずつ入っていくという状況で、過去からの経緯でそういうふうになっております。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

でも、そこらあたり若干疑問に思っただけなんですけれども、4分の1というのは、それはわかるん

ですけれども、どうして美原のほうに行って、
実際大阪狭山市のほう、本来美原なんか後とい
うか……

丸山高廣委員長

すみません、上谷委員。

暫時休憩します。

午後4時16分 休憩

午後4時20分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

鳥山委員。

鳥山 健委員

この前、ちょっと前になりますけれども、モ
デル事業における業務スキームの中で、業務委
託基本契約の巻き直しをするという話があった
と思うんですけれども、それはどうなっていま
すか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

今メルシーのほうで、巻き直しというよりも、
今現状ある業務委託基本契約を変更するという、
中身をちょっと変更するというので、調整し
ているということで確認しております。

以上です。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

内容的にはここでは言えないですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

今、ちょっと手元に原本がないので、案とい
うかそういうのはないんで、それで、会社のこ
となんで、勝手に私のほうからお伝えするのは
ちょっとあれかなと思いますので、すみません

が。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

それと、これは後ほどのあれになるんですけ
れども、業務基本契約の特例措置に関する覚書
が今回出ないんですけれども、これは早々に
出してほしいんですけれども、交渉のほうをち
ょっとお願いしたいんですけれども、いかがで
すか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

こちらにつきましては、先ほど資料のほうに
もちょっとご提示させていただいておりますよ
うに、相手方がおるものですので、メルシーの
ほうとその相手方と今、調整しているというこ
とで伺っております。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

これは前から言っているんですけれども、先
ほどもちょっと暫時休憩中に話があったんです
けれども、水利組合、財産区になっても、そこ
が後々担保できるために、前々からメルシーと
水利だけではなくて、やはりこの所有者である
グッドセンターコンサルティング、甲乙丙的な
契約を結んでおかないと、水利組合とかが何か
なったときに言えないんじゃないかと。

もちろん水利とメルシーとがやっていると、
言うてもらうということは可能なんですけれど
も、やはり契約をもうちょっとしっかり確定し
ないと、後々20年間の契約ですので、そこら辺
あたりはちょっと検討してほしいなと思います。
これは意見として今回も言うておきます。

丸山高廣委員長

西野委員。

西野滋胤委員

そしたら、意見だけさせていただきます。

大阪狭山市とメルシー for SAYAMA株式会社の関係のところ、事業スキームの資料2の分で、今、関係整理というところが書かれているんですけども、こちらのほうがそもそもこの問題の一番確たるところになると思いますので、やることはたくさんあると思いますけれども、ここの関係整理というところをしっかりと早急に出していただくことが、問題が見えてくるようになってくるかと思しますので、よろしくをお願いします。

以上です。

丸山高廣委員長

よろしいですか。

この件につきましてもまだまだ質疑があるようですが、一旦ここで終結させていただきたいと思います。

続きまして、3つ目の第1期決算の修正について質疑をお受けいたします。

小原委員。

小原一浩委員

もう疲れるわ。

決算修正の資料3、11ページですけども、損益計算書、支払手数料として494万6,417円となっていますけれども、何か手数料ということと全部放り込んでいるけれども、総勘定元帳の明細を見ると、ごみの処理料とか、最初に立ち上げるための、宴会を開いたんかどうかわかんけれども、そんなのとか、それとかホームページの作成料とかが入っておるわけです。これはあれかな、手数料で全部放り込んでいるんやけれども、これは手数料じゃなしに、メンテナンス料なんかもあります、ホームページの。これは項目を余り分けていないからやけれども、手数料で全部をやるというのはちょっと荒っぽ過ぎないかなという気がして。

11ページの損益計算書の販売費及び一般管理費の、上から売り上げです。3行目、494万6,000円。この中へ全部手数料ということで放り込んでいるわね。その項目を見ると、記念事業の記者発表のときの費用とか、そんなのも全部入っているわね。これはちょっと荒っぽ過ぎへんか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。こちらの資料につきましても、作成につきましてもメルシー for SAYAMAのほうか会計士とご相談されてつくってきたものですので、そちらの意見につきましても、どうやなごやなというご意見とかは、ちょっとすみません、差し控えさせていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

それなら、社長がおられるから社長に聞かれますか。

小原一浩委員

ああ、社長に。

丸山高廣委員長

はい。

市長。

古川照人市長

答えられる範囲で答えさせてもらいますけれども、今、室長が言ったように、あくまでも今回、この4月から新たに引き継ぎを受けたうちの社員が、いうならば1,800万円近くの前受金を受けた中で、その資料をもとに会計士と相談して、これは1期の決算を修正すべきだということから今回このような修正になっています。

この修正の中身につきましても、会計士と相談した上で、この項目で上げたということとございますので、ちょっとなぜここにと言われても、そういう相談のもとに判断したということ

でございますのでご理解いただきたいと思いま
す。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

1回、会計士に言うておいてください、こん
なのちょっと荒っぽ過ぎへんかということで。
もうちょっと明細ではっきりするようにしてほ
しいなと思うんです。会計士とかはあれですけ
れども、細かいことですけれども、11ページの
資料3のところの貸借対照表です。純資産の部
で、利益剰余金と書いてあるねんけれども、普
通は剰余金というんやろうと思うんやけれども、
これも、こんな表現もあるし、これでおかし
くないといえはあれですけれども、会計士に聞
いておいてください。うっかりする場合もある
からね。

それと、そんな表現はいいんですが、15ペ
ージの協賛金というのが、前から出ているん
ですが、第1期で400万円というのが。これは何
かようわからへんかったんですが、ここに、15
ページの7番で協賛金100万円と出ています。
これは共立電照となっているけれども、共立電
照かな、電気製作所なんかどっちかわからん
のですが、電照というのが新しく出てきたん
です、株式会社として。全然、共立は関係ない
の。

丸山高廣委員長

これは先ほど市長が小林市でお会いしている
会社です。

小原一浩委員

ああ、その会社。

大体400万円、1口100万円だから、シナネ
ンと開成プランニング、ここは当初6社の研究
会というのがありますね。あそこからの協賛金
かなと思っておったんですが、開成プラン
ニング、工事をやったところからもらって
いますよね。

それが14ページの、平成28年11月1日以降の

使途、第2期で、3行目に、協賛金、シナネ
ンへ返金となっています。これは協賛金とい
うのは、出捐金なのか、協賛金なのか、会費
かようわからへんねんけれども、400万円
というのはどこからと思ったら、共立電照
とシナネンと、こういう開成プランニング
ということだけれども、今度こっち側で100
万円返していますね、同じ会計かもわかり
ませんけれども。

これがどうも1,800万円、20年分でもら
ったのを、そのうちの220万円のそ
ういう築造記念のあれに寄附したとか、
新電力供給システム研究開発費で394
万6,000円とか、水素発生モデル
での実物があったけれども、あれはど
こに置いてあるか知りませんが、それ
があると。11月1日以降で酸化マ
グネシウム実用化実証試験というの
はどこでやって、どこへ払ったのか
な、157万円。

それと、ため池等太陽光発電モデル事業
附帯工事を、工事はメルシー for
SAYAMAは余りやらんと開成
プランニングなんかやってくれるん
違うかなという気がしたんやけれど
も、この附帯工事をやっているん
ですけれども、それから、シナネ
ンへの返金は会費なのか、もう
やめたということで返したのかも
わかりませんが、ちょっと気になる。

それと、新電力供給システム研究開発費
として479万4,000円というの
を、これはどこかへ払っている
わけです。結局、20年分の1,800
万円か何かをもらって、協賛金も
300万円ほどあるのに大分使っ
てしまっているんです。これは20
年分としてもらったやつを1年分
で使っているんじゃないですか、
ほとんど。これのやりとりとか、
どこへ払ったかを、支払先を書い
ていないけれども、どこへ払った
というのをはっきり調べてほしい
なと思うんです。

結局は、メルシー for SAYAMA
は1,800万円とか、毎年37万
5,000円ずつ入るのか

もわかりませんよ。だけれども、そんなことをやっていて、結局一つも市のプラスになってへんなという気がするんですが、まず、支払先、これはようけもらったような感じやけれども、大方使ってしまったというところに対して、どこへ支払ったかとかというようなことはつきり調べられましたか。教えてください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっと公表のほうは、会社のほうから差し控えるようにということで、今回は黒塗りさせていただいていますけれども、こちらのほうで支出については確認は一応しております。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

例えばですけれども、酸化マグネシウム実用化実証試験、試験だけか、それとも何かそういう形みたいなの、水素のデモ装置みたいな、そんなものはあるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

引き継ぎの中でいろいろ聞いておりますと、酸化マグネシウムを使って、土とまぜて土壌改良剤にして、歩道を整備したということはちょっと聞いております。それが、その費用として157万7,340円支払ったということで確認しております。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

そういう実験とかなんかいものを、どこかに依頼してやっておられたわけですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

土木工事なので、建設業者にお願いして、土とまぜて敷いたということで聞いております。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

私は酸化マグネシウムがどんなのか知りませんけれども、それをまぜて透水性がいいとか、滑らないとか、何かそんなことを実験したんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません、そこまではちょっと確認できておりません。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

結局、たくさんお金が入るだろうというような感じで、お金が入る前に依頼したのか入ってからそれを使ったのかがよくわかりませんけれども、えらい簡単に試験研究費とかいうので出しているわけです。これは普通に考えまして、メルシー for SAYAMAは、今は2人ぐらいの事務員おられるかもわからんけれども、社長1人の会社で、研究費とかなんかいのよう出すなという気がするんです。

普通で考えれば、ちょっと考えにくいなと思うんですけれども、ようけお金をもらえるから出すんかもわかりませんけれども、これは、そんな金が、新電力供給システム研究開発費というのは、例えばどんなことを研究されたんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

引き継ぎの中で確認させていただいているの

は、水素の発生装置と制御装置、水素の発生する機械と使う機械の間の中で制御をかける機械ということで聞いております。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

ちょっと技術的にもわからんのですけれども、水素を発生させるには電気分解したらできると思いますし、それは原理的にはそんなに難しい問題じゃないと。ただ、それを新電力供給やから、また水素を燃やして発電するのか、それとももう一回、分解したやつをまたひっつけて電気にするのか知りませんが、ごつい金額なんですよ。

100万円の資本金の会社がようこんなことをやるなという、今はお金が入ってくるという当てがあったからかもわかりませんが、この辺、どうもちょっと理解しがたいんですが、何か今まで調べられて、どうなんですか。これを奇異に感じませんでしたか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

今回、あくまでも経理の話だけなんで、事業の運営となると、ちょっとそこまでは考えに及んでおりません。きちっと支払いができたかどうかというのを確認していた状況なので、そちらの、今、小原委員のおっしゃっている経営の部分というのについては、こちらではちょっと今考えておりませんでした。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

それやったら社長にお聞きしますよ。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今回の1,800万円近くのお金を前受金で受けるに当たって、もともとこのメルシー for SAYAMAを立ち上げた段階で、正直、資本金が100万円しかお金がございませんでした。

当然、メルシー for SAYAMAとして自立していくために、早く社員を雇いたいという思いの中で、このままの状態では、収入がありませんので、社員も雇えないと。ちょうど立ち上げたころに、ため池太陽光の発電事業を起こして動こうとしていたんですけれども、先ほどからあるように、融資を、最初はリースで行こうとしてたのがなかなかうまくいかないということで、当初計画していた事業どおり行かないということで、このままで行ってしまうとメルシーとしてはもう自分自立することができないだろうという中で、そうするならば、年間35万円という共立からいただくお金がありますけれども、20年間にわたるといことなので、その分の一部を前借りして、それを元手に新たな事業開発、事業展開をするために、何かどこかの企業と共同研究、開発して、それをもとに新しい収入を考えていこうというところで、この1,800万何がしかの前受金を受けるといことに至りました。

ただ、この1,800万円のうちの支出の仕方を見ていただくと、研究開発費であったり、実証実験というようなこともあるんですけど、それ以外に記者発表の費用とか、これまでの実務的な費用もこのお金を当てさせていただいたということでございます。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

普通、会社経営だったら、それだけ1,800万円もらったら、それをもとに、1年間で使わずにもうちょっといろいろ考えた上で投資すべきだろうという気はするんですが、結局、当初は

6社かもわかりませんが、研究会のメンバーがわあっと集まったと。それで、出捐金じゃないみたいやけれども、1口100万円で金を集めてしたと。

そしたら、この新電力とかマグネシウムのいろいろやっているのは、そのメンバーと、しかし、実際は、利益というか1,800万円は、開成プランニングがあれをやったから太陽光発電で出てきたお金だと思うんですけども、それと、研究会のメンバーとかが何かごっちゃになっているのかな、シナネンも入っていることを思ったら。

結局は、そういうなのに先にお金をもらうけれども、そういうメンバーにやってもらうということで依頼したわけですか。そしたら、結局は、協賛金をもらったり何かしたけれども、そこへもう全部返していることになるんですか。民間というのはずるいですよ。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

すみません。もとに戻りますが、特例措置に関する覚書が公表されていないまま今回の審議をしているわけです。どんな内容の覚書によってこの前受金が入ったのか。今、社長である市長からは前借りという話がぼろっと出てきたんです。事業運営するに当たって、資本金が100万円しかないから、100万円しかないという言い方をしますけれども、市民から預かった大切な100万円ですから、その100万円を元手に何をするのかということ考えた上で、前借りという言葉を使いながら資金調達をするのに、前受金1,800万円何がしをいただくことになったという話でした。

その前受金というものは、20年間にわたるものの、初期的な経費に係るものとしてというただし書きがついているわけです。20年後に、前受

金というのは何かしらの対価を用意します、商品を納めますから前受金としてくださいとか、何かそういうふうなニュアンスのものだと思うんですけども、この前受金の1,800万円の20年後に待っているものは何なんですか。何があるから20年前受金をいただくことができたのですか。メルシーは何を用意できた、何を担保にこの前受金が入ったのですか。これはわかりますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

あくまでもため池等太陽光発電の売電収入が、これはあくまでもフィットで20年契約ということでございますので、一定の売電収入が保障されているところからの話です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それは売り上げというもので、お金の話であって、そうでなくて、前受金というのは何か商品なり代物を用意できているからもらうものではないのですか。そういうものが前受金というものじゃないんですか。それやったら、前借りと言ったとおりに借りているだけの、借受金のように見えるんですけども、借受金ではないのですか。これじゃ借り入れになってしまいませんか。

丸山高廣委員長

借りているものね。

市長。

古川照人市長

ちょっと正直、会計処理上といいますが、経理のことについては、私も専門家ではないので、どういう項目といいますが、名目で扱うのが一番適切なのかわかりませんが、あくまでも今回社員のほうから報告が上がってきました

のは、前受金ということで、この契約の時点でもう既に前受金ということが書かれていましたので、その状態で上がってきているということでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それは理解できるんですけども、前受金という言葉を使うに当たって、覚書が交わされているから前受金という表記ができるわけですよ。だから、前受金となっている根拠となる覚書が公表されないと、この前受金の意味合いがちゃんと伝わらないわけです。20年後、これを持っていくでという話があるからの前受金なのであれば、何を持っていられるのかを我々は知っておかないと、この前受金の重みがすごく重たいわけですよ。

その重みを感じてもらわなきゃいけないのに、実際にこの用途明細を見てみると、もう269万円と、1,500万円以上使い込んでいないわけじゃないですか。20年分ですよ。20年分のこの前受金を1,500万円以上使い込んでいない、もう二百数十万円しか残っていませんという状況になっていますという報告をここでいただいているわけですよ。20年後何が起こるかわからない状況で、今こんなに目減っていますという話をされているこの不安感は払拭されないわけです。

なので、その覚書についてはもう早急に公表していただかないといけないし、ないままこの審議をすることは、すごく不安を持ってやっていることは認識してください。この報告書の、しかも修正された報告ですからね。

そのイレギュラーなものを扱っているというところで既に不安感を持って扱わなきゃいけない、慎重に扱わなきゃいけないと思っているところへ、覚書という一番かなめとなる、何度も

何度も出てくるじゃないですか。この協定に基づく覚書に、何かに契約に基づくという、その覚書というのが何度も何度も使われるだけ重要な覚書であるのに、一切公表されていないことについては、非常に心配をしています。

社長がそこに座っておられて、その社長自身が公表すべきでないという判断をされてこういうことになっているんだと思いますから、何をもち公表しないという判断をされているのか、もしも社長としてのお答えがあるのであれば、なぜこの覚書を公表されないのかについてお話しただけるとありがたいです。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

もちろん市としてメルシー for SAYAMAに、当然議会のほうから要請があって、資料提出の依頼をかけています。メルシーはメルシーとして、当然先方にこういう提供依頼があったので公表してもいいかという相談をかけています。

その中で、今回については、公表は避けてほしいという答えが返ってきていますので、それを受けて市のほうに報告して、この状態になっているということであります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

公表を避けてほしいという話を受けて、今、こう話がされているわけですけども、その話を今、社長でもあり市長でもあるあなたは、同一人物でありながら、両方知っていて発言されているわけですけども、市民に対してそれで誠意ある態度として、今の発言を誠意ある発言として発言されているのですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

もちろん公表の、今、相談中というのが書かれていたかと思うんですけども、あくまでも公表というのがどういう公表の仕方があるのかというのを今検討していきまして、最初は、あくまでも協定書の写しを議会の皆さんに公表するという依頼をしていたんですけども、例えば、コピーを皆さん方に提供するんじゃないし、閲覧ができないとか、もしくは伏せてほしいところを確認して、例えばラインを引いて、オープンにできるところだけ公表するとか、その辺の公表の仕方を今ちょっといろいろと相談できればということではしている最中でございます。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

株主に公開しろと言われていて会社がそれを公開できないというのは、非常に不思議ですよ、そんなこと。それはあり得ないですよ。

(「相手が」の声あり)

相手がどうであれ、相手に対して開示するというのをなぜ開示できないという、相手がブレーキをかけるんですか。それは相手方の言い分であってメルシーの言い分ではないですよ。

古川照人市長

でも、そこは当然、相手との協定になるので、相手さんの意向も……

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

先ほども申しましたように、当然先方がいる話で、先方からこれを控えてほしいという意向を受けていますので、その今、意向を受けて、現段階ではお伝えしていきんですけども、できる限り市としても何がしかの形で市民の皆さんに説明する責任がありますので、どういう方法をとると説明ができるのかというところを今、相談しながら考えているというところでもあります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

メルシーと共立がどのような協定、特例措置の覚書を交わしたのかについては、公表しないことがやっぱりおかしいわけですよ。メルシーと相手会社とはフィフティー・フィフティー、タイなわけでしょう。今の話ですと、フィフティー・フィフティーになっていないじゃないですか。そんな契約は契約としておかしいじゃないですか。1つの法人会社と1つの法人会社がきちんと1対1の関係を持って、お互いにきちんと契約を交わされているのであれば、普通に株主である市民に公表されてしかるべきじゃないですか。そのことができないような会社をつくった覚えはないですよ。

100%市が出資しているんですよ。あなたは100万円しかないと言いますが、100万円も出資したんですよ。その重みはきちりと考えて、今後公表に向けて誠意ある態度を示してください。

そして、大きく目減りしている話がここに出ているんですけども、この残金は本当に通帳にあるのです。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

直近の通帳は確認しておりません。直近というか、きょうあすとかというのは確認していません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この資料を作成した9月12日の段階では確認できているのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ここから単純に2期についても、もう運用で使っている部分があるので、その金額については、今のところきちっと確認できていない状況です。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

井上委員。

井上健太郎委員

何を心配しているかといいますと、この後、また、この普通預金等々の総勘定元帳というのを参考にしていくなのですが、非常に自転車操業に近い形のお金のやりくり回しが見受けられるわけです。

売電収益については、地区への水利組合、あるいは財産区に対してのそういった支払いのためのお金をきちんとそこに入れている、プールされているという話でしたから、メルシーを介して地区へ、財産区へ支払いをするために、一旦ここにとどまるわけですね、この会社の口座に。

ところが、先ほど一番最初に記者会見の話をしたが、100万円しかないということで、その100万円の出資金を使って記者会見のお金を払っちゃっているわけじゃないですか。本来、僕は、出資金というのは手をつけてはいけないという認識でもって扱うものだと思っていましたので、すごくびっくりしたわけですよ、まず真っ先にそれに手をつけているというのは、協賛金ありきだと思っていたのが、まず自腹を切るところからスタートしているのがちょっとびっくりやったわけです。

その状態がずっと、延々続いているところを見ると、本当に地区、財産区に支払うためのお金をプールされているのかという確認をきちん

としなきゃいけないなと思ったわけですが、そういった残高確認はどのような頻度で今までされているのか、されていれば、このような修正報告なんかなかったはずなのでされていなかったと思うんですけども、今後されるのか、今まではどのような状態でされていたのか、通帳の残高の確認についての内容説明をお願いいたします。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

今後はメルシーと大阪狭山市と、出資の契約書等、ちょっとその辺、名前はまだあれですけども、きちとした形で事務の経理のほうも確認できるような形の契約書を今、調べている状況でございます。

その頻度につきましても、ちょっとどのぐらいがいいのかということもありますので、それについてもメルシーのほうと協議した上で進めていきたいと思っております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

きっちり進めていただきたいと思います。

実際にもう売電収入がここに入金されている状況の中で、始まっていると思うんですが、平均するとでいいんですが、毎月いくらくらいここに入金されているんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

契約書上、毎月87万5,000円ということで聞いております。これは税抜き価格なんですけれども、それを今のところ半年ごとに振り込まれているということで、メルシーの今の事務担当者のほうから聞いております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

毎月87万5,000円の計算を6カ月ごとに前払いという形で、先払いという形でもらっているのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

それは売電のほうですよ。

井上健太郎委員

はい。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

87万5,000円が6カ月ごとに入っているという、87万5,000円掛ける6、6カ月分が売電が始まった後からずっと入ってきているという状況。

ただ、平成28年11月からなんで、1回目が入ったのは、ちょっときちっと通帳まで確認はできていませんけれども、既に入っているということは聞き及んでおります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

11月からだと置いておいて、例えば、11月に向こう6カ月分が一括で支払われているという流れなんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

後です。建った後と言うたらおかしいんですけども、事後というんですか、6カ月分をまとめて……

(「後払い」の声あり)

後払いという。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ということは、1、2、3、4、5、6月分が一月後に、例えば、7月に6カ月分入るというふうな計算だと思うんですけども、そういう状況で87万5,000円が、これがメルシーの会社運営費として入る、運営費に回る、ここにはもう財産区とかというような支払いも含まれているんですか。含まれずにですよ。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

その87万5,000円は、地区へあくまでもお支払いするお金なんで、その分として入ります。それで、メルシーはメルシーで事業実施者経費として月額35万円の税抜きが入りますので、それはそれでまた別で入ります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

足すとおおむね120万円と言っていたもとの数字に合わさるわけですね。ああ、よかった。

地区へのお金87万5,000円が半年ごとに入り、35万円の会社運営費が入るという流れですよ。会社の運営費は毎月35万円入っているそうです。会社の毎月の従業員の賃金ですとか事務所家賃という、光熱費も含まれて、毎月の必要経費はいくらぐらいかかっているんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

毎月大体約80万円ぐらいということで聞いております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

会社の収入としては毎月35万円、35万円の収入の会社が家賃と光熱費、従業員の賃金等で毎月80万円を支払っている。会社をあげればあげ

るだけ毎月毎月45万円ずつ赤字が出て行くわけですよ。骨格予算、骨格的な経費として。

今月もう45万円赤字になった。来月もまた45万円赤字になる。今、立ちどまるという約束事をしていきますから、この1年立ちどまり続けると物すごい、ほぼ毎月50万円ずつを12カ月、600万円の赤字を生み出すわけですよ。今の雇用体制を維持し、今の事務所を維持しようとするれば、年間600万円からの赤字が発生する会社なわけです。立ちどまるということは、その覚悟をしているということです。

赤字の覚悟をされていることには敬意を表しますが、その状況になって、毎月45万円からの赤字が発生していく中で、本当に今、この1,800万円がもう1,500万円使われちゃって270万円しか残っていない、前受金が。毎月あげればあけるだけ45万円の赤字が出てくるこの会社運営。そんな会社は何をもって新電力供給システム研究開発費に479万円と、第1期としても支払いをしているわけですが394万円、800万円近いお金を投資する感覚が僕には理解できないわけです。

その内容についても、文化会館等の振興事業団の会計報告でしたら、会計の報告とあわせて事業報告もきちんとされていますよね。メルシーに関しては、事業報告としての報告がきちんとないわけです。使途明細を今回いただいたので、何となくイメージはできましたけれども、この酸化マグネシウム実用化実証試験、これは何月何日にどのような規模で行い、その結果、3カ月後このような成果が出ました、半年後このような結果になっていますという、実証実験なんですから、実証試験の結果報告がなければ、これは試験をしたことにならないわけです。この報告がないわけです。

酸化マグネシウムを土にまぜた道路をつくったことを小原委員も言いましたけれども、これ

は浸透性が高くなるからいいものなのか、暑くなるのを抑える、ヒートアイランド現象を下げる効果があるからこの実験をしたのか何もわからない。こんな実験の報告だけをされてしまうとわからないわけです。

これが一体グリーン水素シティ構想の何に当たるのか。どの事業に、6事業ほど、提案を待っているんだと言っていましたけれども、これは提案されたのではなくて、持ち出していますやん。グリーン水素シティ事業の推進については、提案してもらったら事業を進めますという話でしたよね。だから、市税を投入しないんですよでしたよね。これ、持ち出して、持ち出していつていますやん。何を事業提案してもらって資金投入してもらっているんですか。融資を当てる、ファンドを利用する、どこを利用しているんですか。

本来、きちんと担保しておかなきゃいけない1,800万何がしの前受金、市長は前借りと言いましたけれども、前借りしたお金を使い込んでやっているんですよ。この事態をどのように考えられますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

最初にも申し上げましたけれども、メルシー for SAYAMA株式会社として、非常に運営上厳しい状況でありました。この厳しい状況を乗り越えるために、今言いましたように前受金を受けて、それをいうならば投資して、新たな事業展開に結びつけて、そして新たな収益を上げていくという考えに基づいて、今回このような動きをしてきました。

ただ、この実証実験というか、実験をいくつかしていますけれども、これはあくまでも、今回のグリーン水素シティ事業研究会からご提案をいただくあの事業とはまた別のものです。で

すので、研究会は研究会から事業提案をいただくということでやっていましたけれども、これはあくまでもメルシー独自の単独の事業です。

ですので、グリーン水素シティ構想といいますが、あの中で行われようとしていた事業とはまた別の事業というふうに考えてください。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そんなことしたらだめでしょう、メルシー。そんなことをするためにつくった会社なんですか。今の発言はちょっと驚き過ぎました。今のはちょっと。そんなことの報告は、今初めてされたわけですよ、修正として。そんなことを許せるはずがないじゃないですか。これは当初の報告でも許しがたいことですけども、こんなことがわかりましたという話の中で、自主的にこんなことをやっていましたと、何もやっていませんからという話だったじゃないですか、もともとは。

農業振興に係るところのそれしかしていないので、このような決算になっていますというのがもともとの決算でしょう、400万円の前受金をいただいた流れは、全然違うことをしちゃっているじゃないですか。しかも、研究会とは別途このことをしていますなんて、そんなことを今報告されてどうせいというんですか。

(「関連いいんかな」の声あり)

丸山高廣委員長

ちょっと休憩に入ろうと思うんで、休憩の前に一つだけ。

休憩中に先ほどの指摘がありましたので、ちょっと委員長から言わせていただきますが、今回のこの決算にかかわる資料について、余りにも黒塗りの部分が多いと。これでは何もわからないと。全然誠意がないというか、なぜこんな黒塗りにしているのかというのが、誰がこれを

指示しているのかということ、黒塗りの指示を誰がしているのかということをお教えいただきたいというふうに言われているんですよ。むしろこれは開示すべきじゃないかと、全て。でないと、黒塗りの部分について聞こうと思っても聞けないわけですよ、これは。

ですので、その辺についてまた説明を、休憩後に一度していただきたいと思いますのでお願いいたします。

それでは、今から15分間休憩いたします。5時20分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後5時03分 休憩

午後5時20分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

松井委員が戻られましたので報告いたします。これより松井委員が出席されます。

それでは、引き続き。すみません。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

先ほど、休憩前のご質問の中で、総勘定元帳の黒塗りというか、黒い部分は誰がしたのかということと、その中なんですけども、お答えさせていただきます。

黒い部分につきましては、メルシー for SAYAMA株式会社から受け取ったときに、黒い状態でいただいております。その中身につきましては、通帳の口座名と支払先とか契約の相手方の固有の会社名等が入っておりますので、取引上都合があるということでございますので、黒塗りとさせていただきます。

以上です。

丸山高廣委員長

すみません。取引上云々と今言われましたけれども、それはおかしいですよ。何か契約し

たらあかんとところと契約しているみたいな感じになりますし、むしろ、例えば1口100万円の協賛金に、会社名をこちらで書かれていて、こっちでは黒塗りにしているとか、どういう意味でこれはメルシーが黒塗りにして持ってこられたんかがわからないんですけれども、これは本当にわからんようにしているようにしか見えませんよね、お金の流れが。

市長。

古川照人市長

メルシーとしての立場で答えさせていただきますと、あくまでもメルシーも民間企業ということになりますので、相手方も今は民間企業との契約が主になっています。

そういう中で、会社名が出ることによって今後何がしかの影響をその会社に与えないとも言い切れないという中で、一定の配慮をしようということで伏せさせてもらいました。

あと、もしこの元帳を見たいという方がおられれば、そこは閲覧はしていこうと。あくまでもコピーでこれを出してしまうと、場合によってはどこまでも出てしまう可能性がある中で、それはメルシーとしては本意ではないと。もしくは、これを市が全てオープンしたという、議会でオープンして、それがもし外へ出回ってしまうことになると、それも本意ではないので、一定今回は伏せさせてほしいという要請をしました。

もし、見たいという方は閲覧をさせていただくということで対応は考えています。

丸山高廣委員長

すみません、暫時休憩します。

午後5時22分 休憩

午後5時51分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

市長。

古川照人市長

休憩前のこの資料の情報開示について、いろいろと確認をさせていただきました。

今回、お手元に配付させてもらいました元帳の資料でありますけれども、受付印を押した段階で市の行政文書ということになるということです。

そうなりますと、情報公開の請求の対象資料ということになるということで、当然、個人情報についての扱いというのが、それなりの制約がかかってきます。その中に、口座番号等を伏せるというような制約がある中で、企業名まで入るのかということも踏まえて、今すぐに判断できませんので、ちょっと精査をする時間が欲しいということが市の見解です。

ただ、メルシー for SAYAMA株式会社としては一定このご審議をいただくのにきちっとした情報公開はさせていただきたいという思いがございますので、今、お手元に資料を配付させていただきましたが、審議後にはその資料は回収させていただきたいというふうに思いますので、ご配慮をよろしくお願いいたします。

丸山高廣委員長

ありがとうございます。

そういうことですのでよろしくお願いいたします。

それでは、質疑、お願いいたします。

先にそれじゃ、須田委員。

須田 旭委員

ありがとうございます。

先ほどの件なんですけれども、毎月入る金額というのは、もう87万5,000円と35万円、これで全てですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

現在、メルシーのほうから確認をとれており

ますのは、その2つの金額だけでございます。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

この3事業は出費していますけれども、これは何かそういう、今後報告があったり、何か収益を生み出すような中身になっているんですか。酸化マグネシウム、ため池等モデル事業附帯工事は無理か。新電力研究開発費です。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

まず、新電力供給システムの研究開発ですけれども、私は直接その開発されている商品は見えておりませんが、うちの社員が2人現物を見てきています。

主にどういうものかといいますと、先ほどもありました、水素を生成する装置、そしてつくった水素をためる機械、水素をためたやつから発電するものを、要は系統立てた水素発電システムというものを共同で開発しているということです。

結果については、最終の商品化、実用化まで行けるかどうかという、まだ判断は聞いておりませんが、一定形はでき上がってきているというふうに聞いていますが、ただ、この半年間、一切メルシーとしての事業活動が正直できていない状況でございますので、今後、この研究開発でできたものをどのような形でメルシーとして次の事業展開に持っていけるかは、今の時点では不透明です。

それと、酸化マグネシウムの実用化実証実験については、正直ちょっとその確認がとれておりませんので、これはまた確認がとれ次第、報告させていただきたいと思います。

それと、あわせて、年間のメルシーに入ってくる経費が、いうたら120万円程度のものなの

かというお話ですけれども、まず一つ、事業実施者経費ということで、今現在、月35万円メルシーにいただいているこの金額については、あくまでも、まずは1年目はこの金額でいきましょうということで、共立との話し合いになっています。2年目以降は、1年目の結果を踏まえて、その経費、金額については決めていきましょうということになっています。

ですので、2年目も35万円になるかどうかは、今のところはわかりません。当然、メルシーとしては、この1年目の結果を踏まえて、できる限りの費用の経費を求めていきたいというふうに考えています。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

いくつかあります。

まず、今、市長は社長ですけれども、お給料はいただいているんでよかったんですね。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

はい、そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

すみません、その状況下において、先ほどの経費を聞くと、ほぼ絶望的な感じなんですけれども、そこは共立が配慮してくれるのかどうかわかりませんが、逆にこれは、先ほどもありましたけれども、立ちどまっているのがもう死活問題になっていると思うんですけれども、さっきちょっと驚いたのが、酸化マグネシウムについては、市長はおわかりないとおっしゃったんですけれども、これは当時、1人社長のときにこの金額を使うということをそもそも決定されたのはどなたなんですか。

丸山高廣委員長
市長。

古川照人市長

金額については、正直私は承知しておりませんでした。

ただ、研究開発費にもともと投資経費として充てようということで、この前受金を受けておりますので、どういう事業に充てるかということについては事前に相談は受けておりました。

丸山高廣委員長
須田委員。

須田 旭委員

この事業をやるということを決めたのは市長である、社長の古川照人氏であるということではないんですか。

丸山高廣委員長
市長。

古川照人市長

そういうことでございます。

丸山高廣委員長
須田委員。

須田 旭委員

その金額まではなかったということなんですけれども、相談していたお相手はどなたなんですか。

丸山高廣委員長
市長。

古川照人市長

その当時、グリーン水素シティ事業推進室ができ上がっていたら、その当時の室長を初め理事でありますし、その前の時点でありましたら、それぞれのお立場の職員ということになります。

丸山高廣委員長
須田委員。

須田 旭委員

その方々がメルシーの経営に参画されるというのは、もちろん報告は我々になかったと思

ますので、今、それを聞いたのは初めてなんですけれども、そもそも企業を、事業を誘致してくるという段階で、当初から市が利用されるのか、逆に市が潤うのかという意見は結構二分していたので、今聞くと完全に全然潤っていないんですけれども、今決められたこの金額について、社長として妥当だと思われませんか。

丸山高廣委員長
市長。

古川照人市長

はい。先ほども申し上げましたように、もともとそういう研究開発費をどこかで工面して、それをもとに次の新たな事業展開をして、メルシーの収益につなげていこうということを考えていましたので、一定の妥当性はあるというふうに考えています。

丸山高廣委員長
須田委員。

須田 旭委員

わかりました。

そもそも、今立ちどまっているところなんですけれども、一番、今立ちどまっている中で、もう一回再確認というか、柱で考えていただきたいのが、多分、今発電できている量に対しての売電益が少な過ぎるんです。新池もだめになりましたし、結構地方のほうで新電力株式会社をつくられているところのパネルの数というのは、もう桁が違うほどあって、それを運用して利益を生み出しているらっしゃるんですけれども、やっぱり本市は狭い中で、今浮かべている量では多分、このままじり貧になっていくと思いますので、今立ちどまっているこの太陽光のパネルの数で20年間の見通しをもう一回精査していただかないと、こっちのマグネシウムとかに期待をかけるのはかなり危険じゃないのかなという、個人的な意見を申し上げておきます。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

今ちょっと須田委員が、聞きたいなと思ったことを聞かれていたんですけれども、井上委員もおっしゃっていましたが、新電力供給システムの研究開発とか、酸化マグネシウムとか、こういう研究開発に関しては、当然、市長でありますし、社長が判断されたということで、じゃ、それは誰がどこから提案されたのかということで、これはメルシーの事業、こんな事業をやるなんて聞いていなかったのびっくりです。

これはさっき聞いたら、前の理事とか部長がやられたということであれば、職務規定にもかかわることなんじゃないんですか、ここにかわったということは、それについてはどういふふうにお考えになっているのかが僕はわからないんですけれども、そこをお答えください。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

先ほども申し上げましたけれども、ちょっと説明不足であったら言い直しさせていただきます。

あくまでもグリーン水素シティ構想は市の構想です。この構想の範囲内で、特に水素を中心にしたまちづくりという構想の中で、今回、研究会に参画している企業からの事業提案とは別に、これらの共同開発を考えておりました。このグリーン水素シティ構想も、先ほど言いました、水素を中心にしたまちづくりですので、これら、いうたら新電力供給システムも水素をもとにした発電装置です。

酸化マグネシウムについては、下水道のほうの事業として、いわゆるBダッシュの事業としてやった分、そこから生み出されたマグネシウムを土とまぜて、そういうアスファルトがわ

りのような舗装に使えるかということのできたもの、実証実験をしたものです。

ですので、全く市とかかわりがないものかと言われると、そうでもなくて、グリーン水素シティ構想の一環でもありましたし、あくまでもBダッシュの事業の一環でもあったというふうに認識しています。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

ちょっとだんだんようわからんようになってきたんですけれども、推進、事業の研究会のやっている事業であれば、当然職員の方が入っても構わないしというふうに僕は理解しているんです。

ただ、これは、メルシーがやった事業ですよ。だから、市長がおっしゃっていることはちょっと僕には理解できへんし、矛盾が生じるんじゃないかなというふうにしか思えないんですよ。

僕は想像だけで勝手に物事を言うの嫌ですけども、一部の社員で何か変なことしてたん違うのというふうに思われても仕方がないような状態なんですけれども、それを、そういうつもりで、今、職員の人がかむのはおかしいんじゃないですかというふうに申し上げたつもりなんです。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

もともとこの水素を使った事業を展開しているということを決めたのは、あくまでも市です。メルシー for SAYAMA株式会社を立ち上げたのも市です。

そういう中で、立ち上げの当初からいろいろと議会のほうもご指摘ありましたけれども、市としてしなければならぬ業務とメルシーとし

てしなければならない業務というのを、きちっと線引きを当然しないといけない中でできればよかったんですけども、今申し上げましたように、例えば、研究会として動いているものがあつたときに、市のグリーン水素シティ事業推進室も研究会の事務局を担っていましたし、メルシーも研究会の一参画企業でありましたので、研究会として動く事業については、非常に線引きは難しかったと。

ましてや、グリーン水素シティ構想となりますと、これはあくまでも市が発案したといひますか、つくつた構想でありますので、この構想の一環で動いているものだという認識の中で動いてきていたということになります。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

いいですか。もうそういうことばかりを言っていたら、メルシー for SAYAMAも大阪狭山市も一緒なんですよ。そういうことをもうこれからやめたほうがいいんじゃないですか。メルシー for SAYAMAは大阪狭山市でも独立して、それで、大阪狭山市は大阪狭山市で別にやって、もうきちつと分けるようにしませんか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

まさしく北委員おっしゃるとおりで、それがいふならばメルシーを立ち上げた当初から、本来はメルシーとしては社員も確保して、当然メルシーの役割と市の役割を分けてやるべきだったんですけども、いかんせん1年近くは私が社員1人でいたというようなところが一番原因のもとかなというふうに考えております。

ただ、ことしの2月の時点でメルシーとして社員を1人雇い入れましたので、そこからはき

ちつと役割分担がはつきりと明確にしているということは言える状態になっているというふうに考えています。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

それをはつきりわかるような物事はできていますか。メルシー for SAYAMAと大阪狭山市は確実に違いますと、もうかかわっていませんというようなことは言えますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

現段階ではもうその体制で動いているというふうに思っています。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

まず、去年から言うているのは、市をまず確立して、それで、メルシーとは完全に一線を引いてほしい、そのためには協定を結んでほしいという話をしていましたし、ひとり親方で何ができるんだと、それで、収入は入んですけども、はつきり言ってひとり親方なので、市長が兼務されていますので、何もできないんです。

ただ、お金が動いたら通帳の中に入ってきますので、例えばそれを最終、元帳をつくってもらうように会計士に頼んで、きちつとした決算書ができれば僕はイケたと思うんですけども、それを平成27年度に、今、北委員、また徳村委員もおっしゃつたように、動いてしまつています。それで、第2期のメルシーの予算でも開発費というのに250万円ほどの予算を組んでいるんです。役員報酬、給料報酬で120万円しか組んでいないにもかかわらず、開発費をこれだけ組んでいるんです。

これはやっぱり異常なんです。僕達が、議員

がみんな聞いていたのは、要するに税金を使わずに民間の活力を使って、提案を受けたものを、例えば市が調整してやっていくよと。それで、そのときにもう何回も言われたのは、特許を持っている会社がそういう仕組みをつくっていくんだというように言われていたんです。

それと、もう一点は、職員はそれだけの科学的知識はないよねと。はっきり言って、そういう職員を、これからもしそれをやるんだったら本気で考えなあかんよねという話もあったはずなんです。

にもかかわらず、こういうお金を使って、現実問題このまま行けば年間600万円ほどの赤字になっていく。ましてや20年の借受けをしてまで、1,800万円の借受けをしてまで、それまで消化してしまっているということになると、やはりこれは、もう本当に、真剣にちょっと考えないと、やはり市の100%出資の会社なんで市民に迷惑がかかってくるんじゃないかなと思うんですけれども、市長として、今、委員からいろいろ意見が出ていますけれども、本当にどう思われますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今、鳥山委員ご指摘のとおり、非常に危機感を持っています。今の状態が続くならば、もうメルシーは赤字の経営状態になります。その中で、それぞれの分配金も渡していかないといけないという業務は当然残りますので、それをどうしていくか、赤字になれば社員も雇えませんのでそれをどうしていくか、いろいろと先を考えますと、非常に不安であり、危機感を持っています。

ただ、それを打開するのに、まずは、先ほど言いました2年目以降の事業実施者経費について、今、共立と交渉をしているところでありま

す。それをまずしっかりと確保した中で、次の新たな事業展開に行きたいところではあるんですけども、正直、今、いろいろと問題が起きていることをきちっと整理しないと、当然、次の事業展開には行けないというふうになっています。

また、今回調査チームが調査をしましたけれども、依頼をした相手企業も、正直、大阪狭山市に対して、もしくはメルシーに対していい気はしていません。これまであくまでも民間のノウハウを利用してこの事業を展開していこうということを言っていましたけれども、正直、現状、もうそれは難しいです。恐らくもう一度動き出しますと言ったところで、どれだけの企業が、それじゃ、もう一度やりましょうかと寄ってきてくれるかは正直わかりません。

そういう中で、今後、このグリーン水素シティ構想そのものをどうしていくのかという問題も、今、直面しているというふうに認識をしまして、私としてはできる限り、今指摘されていることを一日も早くきちっと解決して、そして次のステージに進みたいという思いでいっぱいです。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

去年からメルシーに何ぼの収入が入るかということ、昨年の2月に太陽光パネル発電のシミュレーション表が出たので、あれを僕は何回も特別委員会でお話ししたと思います。

あれがもとになって、3つの、大鳥池、濁り池、それで浄水場というところで発電ができています。そこから必要経費を引いて、残りが、そのうちの何割がこちらのメルシーへ入るかわからないけれども、その割合について、やはりその事業者と、例えば話し合いをして、少しでも多く取るというのが、もらうというの

がメルシーのまず最初の仕事。そういう計算を市長は本当に電卓をたたいてされてきたんかということ。多分されていないと思うんです。

実際、この1年ずっと動いてきて、太陽光の発電量を見て、向こうは事業者ですので、見て、だから、来年度は実績がこれぐらいあるから、例えば35万円を42万円でしましよとか、45万円にしましよという話になると思います。これはもう当然だと思います。それとシミュレーションとを自分たちの頭の中でやはりリンクさせて考えていく。

こういう開発は、もともと特許の話をしていたんで、今、目の前にあるのは、メルシーのやったため池太陽光パネルの問題がまだ全然解決してきていないので、やはりそこにまずは注力するというような考えを持っていただかないと、とてもじゃないですけども賛成できないなというふうな感じで今おるんですけども、そういうふうをお願いしたいと、まずはここで言うておきたいと思います。

丸山高廣委員長

すみません、暫時休憩します。

午後6時14分 休憩

午後6時16分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

じゃ、先に□岡委員。

□岡由利子委員

この普通預金の分なんですけれども、ちょっと金額が大きいので確認させていただきたいと思います。

10月27日に700万円、100万円ごとで7回入って、それで、その日のうちに大金しているという状況なんです。あと400万円は、また他行ですけれども、400万円を100万円ずつ入れて、それでまたその日のうちに大金しているという感

じなんです。この分の勘定科目が載っていないんです、後ろに。それをちょっとどういうことなのか、その件を教えて、どこかにあるのであれば。

始めはちょっと前受金で、売り上げかなと、日にちがよく似ていたので思ったんですが、それはもうはっきりと見ますと協賛金だったので、これは違うなということで、だから、この700万円と400万円、その科目です。どこにあるのかをちょっと教えていただけますか。

10月27日の普通預金の分です。勘定科目に入っていないので。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

その700万円と400万円については動かしているんですけども、支出については第2期以降、平成28年10月31日以降の帳簿に今度あらわれてくるんです。

今お出しさせてもうているのは、10月31日までの、第1期までの帳簿なので、出というんですか。

丸山高廣委員長

□岡委員。

□岡由利子委員

ということは、銀行に入金されました、大金しました、ほな、今現金として、小口現金や何かという形で1,100万円金庫の中に入っているということで、そういう形になるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

そのとおりでございます。

□岡由利子委員

そうなんですか。

丸山高廣委員長

金庫。

岡由利子委員

そうそう。だってそんな、すぐ項目案を出さなあかんからね。

(「関連」の声あり)

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

先ほどの10月27日の件ですけれども、これはその直前の10月26日の残高が1,294万8,180円あって、ここから700万円引き下ろして、同時に100万円入れて694万8,180円の残高にし、次、同じ日に100万円足して794万8,000円、また100万円入れて894万8,000円、また100万円入れて994万8,000円、また100万円入れて1,094万8,000円、また100万円入れて1,194万8,000円、さらに100万円入れて1,294万8,180円にしたところ、その途端にまた400万円引いて994万8,000円にしたところを、400万円引いて800万円になっているはずなんだけれども、100万円入れて994万8,000円、また100万円入れて1,094万8,000円、また100万円入れて1,194万8,000円、また100万円入れて1,294万8,000円。入れても入れなくても何も変わらんことをしているわけです、この1日の中で。700万円、400万円というお金を入れたり出したりしているんです。

ただ、銀行の通帳は、ATMでは100万円おろしたり入れたりできないんです。これは窓口で作業されているんです。この窓口作業をしている意図は何なのかを説明していただかないと、このお金の出入りが何のことなのか、次の2期で出てきますからじゃなくて、何でこんな作業をしなきゃいけないのかを説明してもらわないと、この通帳ではなく帳簿しかもらっていないので、この作業の意味が何かあるからするわけでしょう。この作業の意味を教えてください。

ただ、この10月27日は、まだ社長1人しかいてはれへんのですよ。古川さん、こんなする時

間あるんですかね。銀行へ行って、窓口で100万円出して、100万円入れて、100万円入れて、もうそんなことしている時間あるのですか。これは窓口でないとできない作業ですよ、100万円の大きなお金を動かすということは。どなたが行かれたんですか。まさか職員じゃないですよ。

丸山高廣委員長

市長、いかがですか。お金の出し入れ等、ご本人で行かれたんですか。

市長。

古川照人市長

私でないことは確かです。ですので、どなたがこの手続をしたかというのを、ちょっと確認したいと思います。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

(「通帳管理の話やる」の声あり)

そうですね。

鳥山委員。

鳥山 健委員

通帳管理は誰がしているんですか。

丸山高廣委員長

ほんまやな。

市長。

古川照人市長

それも私ではありませんので……

(「ええ、うそ」の声あり)

ちょっと最終的に誰が通帳を管理していたかというのも確認します。

丸山高廣委員長

あかんやん、そんなん。

井上委員。

井上健太郎委員

1人しか社員がいらない、社長しかいない会社の通帳の管理を社長がしていなければ、それはあり得ない答えなんですけれども、それがお答

えなんですよね。もう、そのあってはならないことが起こり過ぎていて、本来あるべき姿を求めていくと、本来あるべき姿は何なのですか。

これは、その100万円の話の前に、直前に1,000円で練習してはるんですよ。表紙のページですけども、3月18日に1,000円を入れたり出したり、108万1,245円の残高が変わらんことをずっと4回確かめてはるんですよ。これは口座はそれぞれ1、2、4、5とかあるんで、番号は違うので、違う口座に入れておられると思うんですけども、それぞれの通帳でそれを練習してはるわけです。練習なのかどうかも確認したいわけですけども、この口座が全部違うわけです。

口座番号を表明していただいたので、何事が起こったのかこれでやっとこさわかったわけですけども、今回は、この表紙1ページは同じ銀行の中の違う口座です。でも、10月27日の3ページ目にあるところの銀行と、その次の400万円を動かしている銀行とは違う銀行なわけです。口座が違うんです。それぞれの口座でこんなやりくりを、1日の中で窓口で顔合わせをしているわけです。これは確認作業をしていただかないと、誰がやったのかわからないという答弁では済まされない事態です。1,000円はATMでできます。100万円はATMではできません。必ず窓口へ行って、その窓口で判こをつけて、金額を書いて、口座名を書いて、出し入れ帳のあの紙に書いているはずですから、この作業は預金の通帳なので、100万円は絶対できないと思うんですけども。

丸山高廣委員長

これは、通帳の印鑑というんですか、通帳の

……

井上健太郎委員

通帳と印鑑やね。

丸山高廣委員長

あると思うんですけども、それは市長の印鑑で登録されているんですよ、通帳自体。

市長。

古川照人市長

通帳印まで私の名前であったかというのは、ちょっと定かではないです。

丸山高廣委員長

ちょっと、それはどういうことですか。

古川照人市長

通帳の印鑑ということですね。

丸山高廣委員長

通帳をつくられたわけですよ。そこに、いうたら100万円の出資金も入れているわけですよ。入れられているわけですよ。

古川照人市長

入れたのは市から振り込まれたということですね。

丸山高廣委員長

そうです。でも、その通帳をつくらないと振り込めないですよ。

古川照人市長

はい。その手続は、私は正直していません。

丸山高廣委員長

ええ。していない。

古川照人市長

はい。

丸山高廣委員長

はい。ほう。

(「ほな、もうあかんやんか」の声あり)

だめやね。

(「1人しかおれへんのに」の声あり)

何で。聞きましょうか。

じゃ、井上委員の後、暫時休憩します。

井上委員。

井上健太郎委員

1人しか社長がいない会社の社員、恐らく社員でこれを、通帳をつくられていると、個人印ではなくて。もちろん社員のはずなので、会社の印鑑と通帳を社長が知らないところでこの金額の出し入れをされていたということは、異常事態で大問題なわけです。

なので、そこは何をもっても確認作業をしていただかないと、今もだから、通帳と判こは社長が持っていないわけでしょう。今は社員が2人いてるから預けていいのかもしれませんが、当時はいないわけです。これは大問題じゃないですか。市民から預かった100万円も含まれた通帳ですよ。

協賛金という形で協賛会社から、本来は研究会に入るべきお金を、研究会にはまだ通帳がないからこの会社で預かってもらっていいですよみたいな感じの協賛金を入金しているわけでしょう。協賛金がここに入金されていること自体、僕はいかがなものかなと思っているんですけども、その入れていただいているお金さえ管理できていない社長だったということは、会社であったということは、大失態だと思いますよ。

少しそこは認識していただきたいのと、この100万円、700万円と400万円の出入りをされた、あるいはこれ以前の、事務用品が入っていたりだとか、郵便ポストを買ったりだとか、出し入れしているこのお金、その作業はもう会社が立ち上がった後なので、どなたがされたのか。ポストは社長が買いに行かれたんですか。郵便ポスト代が3,000円引き出されているんですよ。郵便ポストは社長が買いに行かれて、ご自身で設置されたのですか。

このお金の出入りとその作業について、どなたがされたのか、チェックを調査する必要があると思いますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今、井上委員ご指摘の件につきましては、確認をしてみたいと思います。

丸山高廣委員長

暫時休憩します。

午後6時29分 休憩

午後7時03分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど通帳の件につきまして質問等がありましたが、確認しましたところ、通帳の作成及び判こ、そして通帳の存在すら市長が確認されていない状況であるということがわかりました。

この件につきましては、今の状況ではお答えいただけない部分が多々あると思いますので、一度調査していただきまして、改めて報告いただく形をとらせていただきたいと思います。

あと、今までさまざまな質問があったことに対して答えられていない部分、そして、資料等についての請求の部分があったと思いますので、その部分についてもあわせて報告等していただきますようお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

市長。

古川照人市長

今、委員長からご指摘受けた内容につきましては、真摯に対応してみたいと思います。

丸山高廣委員長

それでは、今の以外のことで何か質疑がありましたら、お願いいたします。

井上委員。

井上健太郎委員

さっきの記者会見の話に戻るんですけども、記者会見220万432円、記者会見費は311万円、差額については、この17ページの、こっちにな

っちゃうのか。17ページはなくなりますね。新しいほうになっちゃったんで、ページが変わってしましますが、表紙のところ、90万8,000円が12月25日に支払われています、手数料込みで。

支払い先は、黒塗りがなくなってしまっているんですけども、これについては、本会議の中で市長みずから電通が支払ったとお答えいただいています。これまでの特別委員会等での答えでは、この支払いはアンティルという会社だったはずなんですけど、ホームページの作成もアンティルだったはずなんですけど、なぜこの支払いが電通に変わっているのですか。まず、それをお願いします。

丸山高廣委員長

たしか支払いも、研究会からの支払いということでそのときは言われていたと思うんですよ。その件も含めていかがですか。

井上委員。

井上健太郎委員

どなたか、このアンティルだったという発言について記憶のある方はございませんか。私の記憶違いですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません、ちょっと今、議事録を探しているんですけども、当時のやりとりの中で、アンティルは制作会社ということで、当時の担当者が答弁させていただいていたかと思えます。

お支払いについては、ちょっと研究会のほうで調べさせていただきますということでお答えをさせていただいていたかなと思ひまして、今その資料を探しているんですけども、すみません、今出ていないような状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

アンティルという言葉があったのと、制作会社であることは認められましたよね。ところが、制作会社には支払われずに、ホームページの制作会社とすると、ホームページについてはASCに支払われているわけですよ。当時の答弁と今回の資料と、どちらが正しいのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。その辺の議事録についてちょっと確認した上で、再度お答えさせていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ホームページに関連して聞きますが、ホームページはいつ開設されたのですか。メルシー for SAYAMA株式会社のホームページは、開設の時期はいつですか。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

質問を変えますね。

いつごろに開設されたのを確認されましたか。それやったら答えられますか。

丸山高廣委員長

たしかプロポーザルの募集もホームページで出ていたと思うんですけども、ため池太陽光の。そのときは、当時、事務局が市役所で、電話番号も市役所になっていたということのことですよ。

井上健太郎委員

はい、そうです。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

昨年の4月にはホームページがあったという

のは確認しておりますし、今お話ありましたように、プロポーザルの、平成27年12月の時期にはもう立ち上げがあったというふうには、ちょっと私自身も、平成27年12月の時期には見ておりませんので、私自身の確認としてはあれですけども、ただ、支払いの状況を見る限りは、3月分からしかホームページのメンテナンス料ということで支払っていないので、それが今、ちょっとここに記載されている事実の部分でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

先ほど、担当も残念ながら確認できていないような旨の発言になってしまったんですが、この太陽光発電のプロポーザルの募集に当たっては、問い合わせは大阪狭山市役所の都市整備部になっており、そのことが問題だという指摘をした特別委員会だったんですけども、その折には、もう問い合わせ、申請の様式についてはメルシーのホームページからダウンロードくださいというふうなご案内やったわけですよ。

12月5日から9日までに段取りをしなきゃならないプロポーザルの、その問い合わせ先がメルシーのホームページやったんですけども、12月の初旬にはあったことが確認できていると思うんですが、もう一度確認してもらっていいですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ホームページ開設は11月18日ですか。掲載は11月20日、メルシー for SAYAMAの。開設は平成27年11月18日。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

開設は11月18日ということはメルシー株式会社が設立されたのが11月19日なので、メルシー for SAYAMA株式会社が会社として設立する前にホームページだけが立ち上がっていたということになってしまったんですけども、今の答えは正しいですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっとすみません。確認させてください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっと確認しましたところ、平成27年11月20日でした。すみません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

よかった。会社ができる前に会社のホームページだけ立ち上がっていたら、またどないしようかなと思いました。

11月20日に開設されて、12月のプロポーザルでも活用される、そういったホームページやったわけですよ。

今、担当のほうからも、ホームページの作成費用は5月12日に、翌年ですよ、平成27年11月20日に開設してもらったこのホームページの作成費用は、何と翌年の5月12日に支払いをしているわけです。ほぼ半年後です。6カ月後によろやく制作費用49万4,301円を支払われているわけです。

そして、手数料として、次の2ページになりますが、メンテナンス料、4月分が1万4,500円、その後、1行、振込手数料432円のその次に、メンテナンス料3月分が1万4,500円振込手数料432円支払われている。

1月分、2月分、12月分、11月は20日設立で

すので、10日分は仮にサービスだったとしても、12月、1月、2月の3カ月分はどのようになっているのでしょうか。この契約書の中で作成費用に含まれているのであれば、その旨のことは書面で確認できているのでしょうか。

ホームページのメンテナンス料について、1月、2月、それから12月の分が欠落しているように見受けられるのですが、それは入っていない決算で正しいのでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。その辺につきましては、メルシーのほうにちょっと確認させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

書面で確認をしてください。どのような契約を交わしてそのようになっているのか、契約書を必ず確認して報告ください。

そのままいきますが、商標権が発生しています。ロゴマーク作成商標権の41万400円です。こちらも一般質問で答えてもらっているので、これもASCです。この支払い内容についてどのようなものなのか、次期支払いの契約の内容についてお答えください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

現在、すみません、手元に資料としましては、ロゴマークの作成費用とグリーン水素シティの商標登録を確認しております。

詳細につきましては、契約書等が今現在手元にございませので、ちょっとどういう内容かという詳細につきましてはお答えできない状況です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ロゴマークと商標権の登録料ということしかわからないと。詳細の示されている契約書がまだ確認できていないということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

じゃ、確認しますが、商標登録をされているからこそ、ホームページ等を初め、最初のときの資料には、グリーン水素シティ構想Rの丸があったわけです。パブリックコメントするときに一度確認、触れたことがあります。資料から、この時点ではRの文字が消えています。

商標登録されているからこそそのRの丸が、この時点で消えてしまっているのですが、なぜこのような事態になっているんですか。商標登録はできているのですか、できていないのですか。この確認はできていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

現在、確認できているのは、出願日が平成27年12月4日で、グリーン水素シティということになっております。現在、審査中ということで、そこまでの確認しかできておりません。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今ご答弁いただいた資料をこちらで用意していますので、事務局に配っていただきたいと思います。うんですが、委員長、よろしいでしょうか。

丸山高廣委員長

はい。

皆さん、今、井上議員のほうから、資料の提供についてお願いがありましたけれども、配付

してよろしいでしょうか。

いいですか。

(「はい」の声あり)

じゃ、配付してください。

皆さん、お配りいただきましたか。

じゃ、井上委員。

井上健太郎委員

お手元に資料を配付させていただきました。

商標登録をされたという話を伺いましたので、インターネットで検索したんですが、グリーン水素シティ、グリーン水素シティ構想、いろんな言葉でひっかけましたが、なかなか検索できませんでした。工夫に工夫を凝らして、ようやく丸山議員が見つけてくれたこのページです。

特許情報プラットフォームのページなのですが、こちらにあるとおり、平成27年(2015年)12月4日に出願され、専願権が発生、一番最初にこれが出された、願い出されたという権利の発生日が同日12月4日に受けられています。

出願した者、出願人は名称株式会社ASCです。ASCが出願をして審査中となっているこの案件、この商標登録、この登録されたASCさんに商標登録の権利のお金を支払っているわけですよ。

不思議なんですね。同じ研究会におられる会社が、先駆けて、先んじて、記者会見の3週間ほど前にこのグリーン水素シティというのを商標として登録されているんです。現在、審査中ではありますが、きのうのプリントアウトの状況で審査中となっているのですけれども、審査中のものは商標登録として認められているということなのですか。確認できる範囲で構わないのでお答えいただけたらと思います。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

こちらでもちょっとこちらのプラットフォーム

のほうに問い合わせしたところ、現在この情報しかわからないということで聞いております。ですので、この先というか、この状況からどうなっているかというのは、現在のところ、このような状況で確認できていないような状況です。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

平成27年12月4日にこの商標登録が先んじて行われ、12月29日にグリーン水素シティ構想の記者会見の発表が行われている。この審査が通れば、グリーン水素シティという名称を使うごとに、このASCという会社に何かしらの商標利用料みたいなものを支払う義務が生じてくると思われるんです。

私は、このロゴマーク作成と商標権の41万400円の支払いの中に、この業務を代行してもらっていたようなことの金額が含まれているのかなというふうにざっくり思っていたんですが、何とこの3月に行われたパブリックコメントの中の資料の中にある、Hの横8文字の中にあるWi-Fiのアンテナマークであったりですとか、Hの横に自転車の模様が描いてあるロゴですとか、このようなものに充てられているのではないかという話を耳にしたのですけれども、それは間違いがないのですか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

ちょっとその件についても確認したいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

支払いは平成28年5月12日にロゴマークの作成、商標権として支払われているわけです。こ

れも12月4日に登録されている後、この件をお願いしていて、代行してもらっていて払っているにしても遅過ぎる話ですし、逆に3月にパブリックコメント、年明けにパブリックコメントが翌年あるわけですが、この時点でこのロゴマークをもうお願いしていたことになるのも、また不思議な気がするわけです。そこについては丁寧に確認していただかないと困ります。

特に、この商標権というものは非常に厄介なもので、温泉という商標を登録されてとか、いろいろあったじゃないですか。外国の企業に商標を登録されてしまっているから後から使えないとかいう話が、去年にぎわしましたよね、ニュース等で。このロゴ、グリーン水素シティという商標登録をASCが単独でされているわけです、この情報によると。そうすると、今後グリーン水素シティ、グリーン水素シティ構想という言葉を使うごとに、出願が1番にあるのは認められているわけですから、こちらに何かの商標使用料みたいなものが発生し得るわけですよ。

このことについて研究会が開かれているんですけども、研究会で議題にも上がっていないですよ。商標登録は我々がしたのでご自由に使ってくださいと、大阪狭山市と一緒に使いましょうと、そんな話は研究会の議事録の中にはありませんよね。これは、研究会として協議の上、この会社が申請されたのですが、その確認はできていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

研究会の第1回目の開催が平成28年1月21日なので、その時点でその確認というのは研究会ではされていないです。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

書類を、ASCとメルシーとの契約書を確認していただくのにあわせて、この商標がどのような意味を持っているのか、ASCはどのように考えてこの出願をされているのかもあわせて確認していただかないと、今後、グリーン水素シティ事業推進室の名称さえ使えない、使うごとに使用料が発生するのであれば、市税を投入しないとやっていることがもうできないわけじゃないですか。

メルシーどころじゃなくて、グリーン水素シティ事業推進室という名称さえ使うごとに市費が投じられることになってしまうのでは、何のことになりません。必ず確認して、書面で報告いただくようにお願いします。

以上です。

丸山高廣委員長

グリーン水素シティ事業推進室という言葉も使われているじゃないですか。じゃ、そもそもこのグリーン水素シティという言葉が今の段階で使っているのかというのもわからない状況になっていると思うんです、今、井上委員が言われたので。

だから、これをあすからそのまま使っているのかというのもわからない状況なんで、少しこれも伏せたほうがいいんじゃないんですか、はっきりするまでね。

許可なく使っているようなことになってきたら、またややこしくないですか。このグリーン水素シティという言葉を使ったら、下に片仮名でも書いていますよね、「グリーンスイソシティ」とか、「グリーンスイソ」とか、「スイソシティ」とか、「スイソ」、「シティ」と書いていますけれども、ロゴマークだけじゃなくてこの言葉を使うということが、こちらが提出されているわけですから、ずっとそれを、ASC

の登録しようとしているものを使うというのはどうなんですか。

(「そもそも何で、絵が描かれた代理権何かの委任してるとかの文書があったら、また別ですけども」の声あり)

それはわかりませんから。

だから、もし問題があったら、大阪狭山市が率先してそういうのを無視して使っているということになりますから、そうなるもまたややこしい話になりますよね。相手方に使っているよと誰も聞いていないわけですよ、許可ももらっていないし。ましてや、こんなのを出されていたのもお気づきじゃなかったわけですよ。

(「けれども、これはお金は取られているわけ」の声あり)

そうそう。これがまたここに出ているわけですから。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

きょうはあれなんで、あす以降ASCにちょっと確認をしておきます。

丸山高廣委員長

使用については、もうずっと使うということですか、大阪狭山市として。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

差し支えがあるかどうかも含めて確認した上でご報告させていただこうと思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

良心的にこれの契約がされていることを願っているわけです。だけど、研究会の議事録を見ても、この商標登録の話は一切出てきていないわけです。

物すごく不安に思ったわけです。本当にグリーン水素シティで商標登録しているというんだ

けれども、出てこなかったんです。パブリックコメントの段階でRがなくなっているのをおかしいなと思って、3月、4月にチェックをかけていたんです。よう見つけなんだんです。半年かけてやっとたどり着いたのがこのページやったんです。

通っていたらすとんと出てくるのかもしれませんが。審査中だから出てきにくいのかもしれませんが。でも、審査中のものに40万円も払う必要があるのかどうか、僕はわかりません。

しかも、出されたのは平成27年12月ですから、支払いが平成28年5月ですから、今年度これを使っていることに対してどのようになっているのか全然把握できていないので、必ず確認してください。そうでないと、グリーン水素シティ事業推進室の、その名称を使うことも、私も委員長と同様控えるべきだと思います。研究会の中でもこのことは確認されないと、こういう抜け駆けのようになってしまっているのであれば、非常にいい話ではありませんから。

でも、それに近い状況のことを今回見せられたわけでしょう、担当としても。それは間違いなく、市長も今、同じような思いじゃないんですか。ああ、私、知っていたよ、これは知ってはるのということなんですか。市長もご存じなかったのですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今の時点でちょっと確認はとれていませんけれども、書いたものとしては残っているかどうかは、これから確認しますけれども、口頭で、同じくASCもグリーン水素シティ研究会を立ち上げるときのメンバーでありましたので、当然、話し合いの中でグリーン水素シティという言葉について、まず商標を取ろうという話で動いているというのは聞いています。

だから、それは書いたものとして今、あるかどうかというのをちょっと確認させてもらいますけれども、また共同というか、その当時、研究会を立ち上げようというメンバーで、このグリーン水素シティという言葉を使って立ち上げようということで話をしているというのは聞いていました。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それがプラスの作用をしていることを願っていますが、本当に確認をしてもらわないと、40万円支払っている、この支払い根拠も含めて明確にしていだかないと、この決算の報告を聞くだけでは終われませんので、しっかりと確認をしてください。

この商標登録の件については、その確認をお願いするということで終わりたいと思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

小さいことなんですけれども、シナネンが前受金というか、協賛金か、出捐金か何か知りませんが、共立電照が1口と、シナネンが1口と、開成プランニングが2口の400万円。

それで、2月1日にシナネンの取締役か何かが、もうやめやということで退会されましたね。100万円返しているんですが、寄附としてもらったのか、会費としてもらったのか、研究会自身に前から会費があったのかというのを聞いているんですが、はっきりしないんですが、もし、シナネンに、これは前受金という処理でしてあるんですけれども、何で100万円が出て、それで何か言われて返したのかがちょっとわからないので、どうなんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

シナネンに限らず、協賛金につきましては、協賛金要綱に基づいて協賛同意をいただいたもので、シナネンにつきましても協賛同意でいただいております。

その後、平成29年2月に協賛の取り下げの申し出がありまして、お返ししているという経緯でございます。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

返しているというのはわかるんですが、そういう約束なんですか。退会のときは、もらったのは返すという約束だったんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

協賛金の要綱の第5条に、協賛金を返金する、辞退の申し出があった場合には返戻するものとするということで決まりになっていまして、それでお返ししているという状況です。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

研究会は当初6社だったと思うんですけれども、6社から全部協賛金をもらっているわけじゃないんですね。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい。今確認できているのは、お示ししている6社全てではございません。ご報告させていただいております開成と、あと共立だけです、今は。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

細かいことはいいですけども。

協賛金を出している会社と協賛金を出していない会社との区別というのは、どういう扱いをしていたんですか。全く平等ですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

出している出していないによって何かが変わるかというのは、何も扱いというか、そういうのはないと聞いております。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

最後にしますけれども、開成プランニングは非常に一生懸命やられたんじゃないかと思うんですけども、あるいは何も返してくれとも言わないんですね。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい。現在のところそのような申し出はございません。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

今、その協賛金要綱というのは、グリーン水素シティ事業推進研究会の協賛金要綱ですよ。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい、研究会の分です。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

その研究会の会計というのはあるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

研究会の会計は今ございません。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

研究会の協賛金要綱でいただいたお金が、株式会社メルシーに入っているんですよ。前受金となって、それが2期目に売上金というようなことになっているんですけども、僕は、研究会というものと会社というものは明確に分離しておかなければならないと思っているんですけども、お金が、研究会で集めたものをメルシーで使ってもいいよと言われたということでメルシーで使っているんですと聞いたんです。そういう判断というのを、職員の方として聞かれてどう考えますか。そういうのはありますか。質問です。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

担当としましては、研究会の会計というのは別にあるものかなとっております。

ただ、この協賛金につきましては、既にご承知のとおり、協賛金の使用の用途については、メルシー for SAYAMA 株式会社の事業等に使用し、本構想の円滑な推進を願いますと、既納の協賛金につきましては、いかなる事由を問わず返納の請求はいたしませんということで特記事項で書かれておりますので、これでそちらのメルシーのほうで運用しているのかなというふうに聞いております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確認させてください。

返納についての文言を、今、最後に発言され

たんですが、もうちょっと。

丸山高廣委員長

担当。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

既納の協賛金等については、いかなる事由を問わず返納請求はいたしませんという。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

返納請求はしませんというのは、誰が主語なんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

各協賛金を出していただいている会社。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

要綱の中で、協賛金を出した者はその返納を求めませんということを約束しているわけでしょう。なぜシナネンは返金を求めてきているんですか。何でシナネンに返金してしまっているのですか。この要綱に違反していませんか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

シナネンの場合は特記事項に書いておらず、取り消しの分でいきますと、要綱の中で取り消しということで適用してお返ししている状況です。

残りの開成と共立については、先ほどご紹介しましたように、協賛金の同意書の中で特記事項でうたわれている部分でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

同じ研究会の中で要綱の扱いが違うということですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

特記事項の記載が、共立と開成には記載があつてシナネンにはないので、そういう取り扱いになっているというだけです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

何か全然公平性が見えない。特記事項があるかないか。特記事項を……

(「相手を書いてくる」の声あり)

相手を書いてくる。それは善意で書いてくるものを入れているということですか、特記事項というのは。

(「善意」の声あり)

善意。協賛する者の善意、良心のもとによって、返さなくていいですよと特記があるものと、善意であったり良心を見せないまま書いてあるものがあつたということですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

何か物すごく残念な研究会じゃないですか、それだったら。何か夢のような、300万円もかけた記者発表の映像が、何かもう張りぼてのように感じてしまいますよね。

少しその前受金について気になることがずっとあつたので、普通預金のページをめくって

っているわけですよ。そうすると、本来、資本金が100万円あったものが、100万円の預け入れた出資金が、資本金が、1カ月後に電通に記者会見のお金として90万8,000円支払われてしまって、もう1桁台の残金になってしまった。

1月になって、共立電照が100万円を入れてくれたおかげでまた3桁に戻った。戻ったところ、そこそこ、郵便ポストとかコピー用紙とかという小さな動きがあった後、シナネンが100万円を入れてくれました。合計200万円に上がりました。

そこで、事務所の内装工事が入り、98万円の支払いがあって、また100万円に戻ってしまっている。改装に追加があって27万円の支払いをすると、また2桁、82万円に戻ってしまっている。開成プランニングから100万円が5月に入ってきて、また182万円という、ちょっと安定したお金になっている。

ところが、100万円が入った翌日に、ホームページの作成費用として49万4,301円が支払われているわけです。133万円になってしまっている。そして、ページをめくって同じ日、ホームページのメンテナンス料が3月、4月分、2万9,000円ほど引かれ、さらにロゴマークの作成商標権41万円が引かれ、気がつく、ここでまた89万円と100万円を割ってしまっている。

5月20日に判こ代、ホームページメンテナンス代が6月2日に引かれ、86万円まで下がったなというところで、6月30日に開成プランニングが100万円を前受金、協賛金として入れてくれて186万円になっている。

そのお金を持って、権兵衛池の水路の草刈り業務に40万円が支払われ、146万円になり、ホームページのメンテナンス料2カ月分を7月4日、7月14日に支払うことで140万円台、そうすると、グッドセンターコンサルティングからそこに1,835万9,136円と大きなお金が入ってき

て、2,000万円近い、1,900万円の残高になりました。

やれやれと思っていると、記者会見の2次支払い、2回目の支払いが、220万円というのが9月30日に発生して、220万円支払うと1,754万円になってしまった。その翌月、10月5日、1週間後ですよ。ガス発電設備構造設計費が3本立てで、なぜか100万円ずつ分けて支払いをしている、300万円。気がつけば1,454万円。ごみの撤去業務に75万円支払われて1,379万円になっている。

預入99万8,000円、この預入は何の預入なんだろうです。また預入19万円、何の預入なんでしょうね。ホームページのメンテナンス料、水素発生デモ装置一式が支払われると、またこれが77万円の装置ですので、気がつく、と1,294万円になっている。

そこで、その後、先ほどの700万円の出たり入ったりと、400万円の出たり入ったりをして、1,200万円残っている勘定になっているところへ、今、1,198万1,982円が、何か残っているような残っていないような、わからないような繰り越しをされているわけです。でも、この繰り越されているはずのお金は、先ほど報告があったとおり、もう既に2期分として支払いが行われてしまい、残高は269万円しかないわけでしょう。

これを自転車操業と言わずして何と言うのかな。なくなりそうなときに神の助けのように開成プランニングから100万円というふうに入ってきているわけです。協賛金は返さなくていいという3社の申し出があるので、シナネンのようなことは起こらないでしょうから、もしも起こったらもう潰れているわけですよ、会社としては。300万円返納したら269万円切っちゃうわけですから。どれだけ危なっかしい経営をしているのか、経営状況なのかということは、もっ

と認識していただかないと困ります。

この経営状況について、社長はどのようにお考えですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

先ほども申し上げましたけれども、厳しい状況というのはもう立ち上げたときから続いてきています。現在においても、全て今明るみになりましたけれども、これが実態です。

今後、新たな事業収益が見込めていないという中で、一つだけの望みとすれば、共立からいただく事業経費ということになってきますので、今はその交渉に集中しているということになります。

ただ、先ほどにも申し上げましたように、今いろんな問題がありますけれども、これを一日でも早く解決、解消して、次のステージに臨みたいというのが今の気持ちです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

最初にも確認しましたが、月々の入ってくるお金と出ていくお金を計算すると、毎月45万円からの赤字が出ていく、年間にして600万円近い赤字が出ていってしまうわけです。もう既に300万円は出ていってしまっているわけですよ、半年たちましたから。

そんな状況の会社を本当に維持し続けることが賢明なのかどうか。傷口が浅いうちに傷口を開けないように手だてをしないと、共立から維持費のお金を上げていただくような交渉をしなければならぬ、要は泣きつかなければならぬような交渉をしなければならぬというのは、もう上下関係ができてしまっているわけですから、それは、先ほどこの資料を開示するのを拒まれるのもわからないではないです。泣きつく

ところがなくなってしまうと困る状況になっている経営状況だから、これを開示するのは控えてくれという話になっているわけです。そうとしかとれないわけです。

この会社を維持し続けていいのかと言われると、私はそうは思わない。毎年600万円の赤字が出るのが明らかな以上、回収することは、600万円以上の上がりをつくるということは、非常に困難です。

その状況の中、そんな経営状況にもかかわらず、先ほど報告されましたけれども、さまざまな実証実験、試験であったり、研究開発にお金を投じてしまっている。これは3月に行われたパブリックコメントにおいても、このようなことをしますなんてことは書いていないわけですよ。

議会であれ、市民であれ、このメルシー for SAYAMAという会社は、SPC等、協力、連携して事業を実施するようなことは書いていますけれども、単独で自前の事業をするなんてことは一つも書いていないわけですよ。なぜそのようなことを勝手にやっちゃっているんですか。市民に開示した情報と違うことをしているわけですよ。議会に報告したことと違うことをしているわけですよ。これは企業の、出資した会社の運営をもうセーブできていない、コントロールできていない、暴走をとめられない状況になっているんじゃないんですか。このような会社を経営し続けることはいかなものなんでしょう。社長と市長が一緒なのにコントロールできていない。

本会議で市長に言いました。みずからを律するということは非常に大変なことだと。どの人もそれを目標にして生きているはずだけれども、なかなかそれがかなわないんですよ、一個の人間としても。でも、それを何とかしようとしてみんなは自分の心を律しながら生きているわけ

です。公務員の人はそれをより厳しくして生きておられるんです。仕事に当たられているんです。

そういう中で、このパブリックコメントを発表し、この約束で市として取り組んでいきますということを市民の皆さんに知らしめてやっていった結果が、自主事業を進めている、それは報告を聞いたり相談したことはあるけれども、決断したのは私ですという話をされた。この決断をされたことが暴走だと思っているんですが、このことについて、市民に、あるいは議会に何か一言ございませんか、市長。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

確かにパブリックコメントを求めた段階で、あくまでも市長という立場で公表して、そして市民の意見から求めました。

今回の経営判断というのは、メルシー for SAYAMAとしての経営判断ということになっておりまして、これもあくまでもグリーン水素シティ構想の一環であるという認識の中での事業判断ということになっています。

ただ、結果的に今、その当時まさかこういう事態になるとは想定しておりませんで、そこが経営判断としては甘いと言われればもうそれまでなんですけれども、その時点では投資をして、何がしかの開発をすることで次の事業展開につなげられるであろうという判断のもとに行ってきた結果であります。

ただ、今の時点において、この先どうするかこうするかというのは、今ではまだ判断しかねておりますけれども、そんな時間に時間があるわけではありませぬので、できる限り早い段階でこの先どうするかということも踏まえて答えを出していきたいというふうに考えています。

丸山高廣委員長

質問の途中なんですけど、このままお聞きしても一定の調査をしていただかないといけないような状況にもなってきていますので、きょうは一旦これで終わらせていただくような形で進めさせていただきたいと思うんですが、あと、皆さんにちょっとお諮りしたいこともありますので、よろしいですか。

皆さん、まだ質問、いいですか、もうある。

(「1点だけ」の声あり)

1点。じゃ、その1点。いいやつやね。

西野委員。

西野滋胤委員

すみません、1点だけ質問をさせていただきます。

ロゴ商標権登録というところで、第1期決算内容の説明のところ、グリーン水素シティ事業スキームについてのビジネス特許手続というのがあるんですけども、こちらの事業スキームについてのビジネス特許手続というのはどういったものなのか教えてください。

丸山高廣委員長

担当。

もうこれが最後ですので、いいですか。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっとその資料は今、手元にないんですけども、以前、多分委員会とかでちょっとお配りしているメルシー for SAYAMAと市と、それで6つの事業を描いた構造の絵やっとなと、6つの事業がぶら下がったやつがあったかと思えます。あれを差している内容やと思えます。

丸山高廣委員長

西野委員。

西野滋胤委員

わかりました。ビジネス特許手続をされているということなので、それが実際に行われているのかどうかということも調べていただいて、そ

ここで金のほうが発生しているかと思imasuので、一度見ていただけたらなと思imasu。よろしくお願imasuします。

丸山高廣委員長

この件につきましてもまだまだ質疑があるようござimasuますが、一旦ここで終結させていただきたいと思imasuします。

ここで暫時休憩いたします。

午後7時56分 休憩

午後8時13分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、市長のほうからよろしくお願imasuいたします。

市長。

古川照人市長

本日も本当に時間延長して、本当に長時間にわたりましていろいろとご審議を賜りました。

きょうの審議経過を見ていまして、いろいろとご指摘をいただきました。これまでも内部で調査チームを立ち上げて、職員の管外旅費のことについても調査してまいりましたけれども、今回の調査報告も含めて、全てがこれで明快に答えが出たというものにはなっていないというのがあります。また、それ以外の審議の中身におきましても、新たにまた課題、もしくは新たな資料請求ということも出てきております。

このような過程を見させていただいておしまして、我々の内部できちっと報告といいますか確認をして、きちっと報告できるもの、また資料提出できるものについては、当然これまでどおりさせていただきたいと思imasuしておりますが、なかなか我々だけで全てを解明することが難しい事案も、きょうの過程の中で出てきたというふうに認識をしております。

そういうことを考えますと、本来はこういう

判断はとりたくはなかつたんですけれども、市長として、地方自治法に基づきまして、監査委員に対して監査の請求を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお取り計らいをお願いしたいと思imasuします。

丸山高廣委員長

監査項目とか、監査する、大体、何に対して。

古川照人市長

ああ、そうですね。

きょうの審議内容を含めてですけれども、まずは市が100%出資しております、出資法人になりますメルシー for SAYAMA株式会社の経理、もしくはその中の経営、財務に関すること、そしてまた、これまでもありましたけれども、職員の旅費の問題に関して、不明確な部分についても、あわせて監査をお願いしたいなというふうに思っております。

丸山高廣委員長

ただいま市長のほうから監査について、行いたいということを申されていますが、皆さん、これについてご承認いただいでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

いいですよ。はい。

(「契約の件はどないなんですか」の声あり)

契約の件は、また。

すみません。それでは、もうきょうはこれにて終了したいと思imasuします。

これまでの委員会においても、また、先ほどの質疑におきましても、実態を解明していくには程遠い答弁、肝心な質疑に対しても時間ばかりが経過している状況にあると感じております。

本委員会といたしましても、責任のある行動により責務を果たしていかなければなりません。この現状をさらに切り開いていくためには、より強力な調査権限、より専門的な知識を行使しなければならぬと考えており、メルシー for

r S A Y A M A 株式会社の経営及び財務、またグリーン水素シティ事業にかかわる旅費の支給や服務についての監査が必要だと考えております。速やかに監査委員に対して監査請求を行うよう要請いたします。監査報告が議会に提出された後、これを踏まえて本委員会での審査を進めます。

最後に、次回の日程及び案件についてでございますが、監査請求を要請いたしましたので、資料要求や次回の開催日などは監査報告や本市の動向などを踏まえた上で後日お諮りしたいと思います。

その他、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、本特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 8 時 18 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員長